

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成28年 3 月 8 日～9 日・11日

場 所 第5委員会室

平成28年 3 月 8 日 (火曜日)

午前 9 時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計予算

○議案第 8 号 平成28年度宮崎県小規模企業者
等設備導入資金特別会計予算

○議案第 9 号 平成28年度宮崎県えびの高原ス
ポーツレクリエーション施設特
別会計予算

○議案第10号 平成28年度宮崎県営国民宿舎特
別会計予算

○議案第12号 平成28年度宮崎県公共用地取得
事業特別会計予算

○議案第13号 平成28年度宮崎県港湾整備事業
特別会計予算

○議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第27号 公の施設に関する条例の一部を
改正する条例

○議案第31号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第34号 宮崎県中小企業振興条例の一部
を改正する条例

○議案第35号 建築基準法施行条例の一部を改
正する条例

○議案第41号 土木事業執行に伴う市町村負担
金徴収について

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・みやざき産業振興戦略（案）について
- ・みやざきグローバル戦略（案）について

出席委員（8人）

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 二 見 康 之 |
| 副 委 員 長 | 河 野 哲 也 |
| 委 員 | 蓬 原 正 三 |
| 委 員 | 横 田 照 夫 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 野 崎 幸 士 |
| 委 員 | 高 橋 透 |
| 委 員 | 西 村 賢 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

| | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 江 藤 修 一 |
| 調 整 審 査 課 長 | 田 畑 吉 啓 |

商工観光労働部

| | |
|---------------|-----------|
| 商工観光労働部長 | 永 山 英 也 |
| 商工観光労働部次長 | 畑 山 栄 介 |
| 企業立地推進局長 | 川 野 美 奈 子 |
| 観光経済交流局長 | 武 田 宗 仁 |
| 商 工 政 策 課 長 | 日 下 雄 介 |
| 経営金融支援室長 | 門 内 隆 志 |
| 産 業 振 興 課 長 | 野 間 純 利 |
| 産業集積推進室長 | 谷 口 浩 太 郎 |
| 労 働 政 策 課 長 | 久 松 弘 幸 |
| 地域雇用対策室長 | 天 辰 晋 一 郎 |
| 企 業 立 地 課 長 | 日 高 幹 夫 |
| 観 光 推 進 課 長 | 福 嶋 清 美 |
| 記紀編さん記念事業推進室長 | 松 浦 直 康 |
| オールみやざき営業課長 | 酒 匂 重 久 |
| 工業技術センター所長 | 富 山 幸 子 |
| 食品開発センター所長 | 森 下 敏 朗 |

県立産業技術専門校長

田 村 吉 彦

午前 9 時58分休憩

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹

河 野 剛

議 事 課 主 任 主 事

沼 口 恭 一 郎

午前 9 時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○江藤労働委員会事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成28年度当初予算について御説明をいたします。

平成28年度歳出予算説明資料の513ページをお願いいたします。

労働委員会事務局の当初予算額は、1億510万8,000円をお願いしております。前年度当初予算と比較いたしますと136万2,000円の減、率にしまして1.3%の減となっております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。517ページをお開きください。

上から4段目の(目)委員会費には、2つの事項がありまして、まず、(事項)職員費7,256万3,000円であります。これは、事務局職員9名分の人件費であります。

次に、(事項)委員会運営費3,254万5,000円ですが、これは、委員報酬費として2,656万8,000円、労働争議の調整や不当労働行為の審査などに要する経費として111万円、その他、労働委員会運営費、これは、主に定例総会の開催や各種会議への参加などに要する経費ですが、486万7,000円となっております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○松村委員 517ページの労働委員会の委員の報酬費についてお伺いします。15名の委員の皆さま

○二見委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。お手元に配付いたしました委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査についてであります。今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、商工観光労働部については2班に、県土整備部については4班に分けて審査を行い、最後にそれぞれ総括質疑の場を設けたいと存じます。

また、採決については、全ての審査が終了した後に行うこととしております。

審査方針について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

んですけれども、これは、1人幾らで掛け15というものなのか、それとも、出席されたときの費用弁償的なものの積み上げなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○田畑労働委員会調整審査課長 本県におきましては、月額と日額の併用制をとっております。まず、月額につきましては、会長が11万、それから、公益委員が9万1,500円、それから、労働者委員、使用者委員が8万3,000円となっております。それから、会議とかそういった用務に出席した場合の日額でございますが、会長が1万9,500円、公益委員が1万5,600円、それから、労働者委員及び使用者委員につきましては1万5,600円ということになっております。

○松村委員 わかりました。これでお聞きしたところによると、この1年の会議に出席していただく計画を積み重ねた金額ということによろしいですね。

○田畑労働委員会調整審査課長 予算上の積算につきましては、月額は定額でありますけれども、日額につきましては、会長につきましては、1ヶ月平均4日で積算しております。それから、その他の委員につきましては、1ヶ月平均3.8日ということで積算をさせていただいております。

○松村委員 わかりました。

○蓬原委員 その他になりますけれども、今、職場で心を病んで休む人が多いわけですけれども、こちらには、今、そういう方はいらっしゃらないんですね。

○江藤労働委員会事務局長 事務局の職員においては、現在、みんな元気に仕事に励んでおります。

○蓬原委員 そういう職場環境に努めてください。

○二見委員長 議案についてはよろしいですか。

では、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の説明を求めます。

○永山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

お配りをしております商工建設常任委員会資料の目次をごらんください。平成28年2月定例県議会提出議案及びその他の報告事項として、「みやざき産業振興戦略」、それから、「みやざきグローバル戦略」について、説明をさせていただきます。

資料1ページをお開きください。

まず、今回提出しております商工観光労働部関係の議案の概要であります。

議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」であります。平成28年度の当初予算額は、424億8,018万円となっております。

その下の債務負担行為の追加につきましては、平成28年度設備貸与期間損失補償など4件となっております。

その下、議案第8号から議案第10号までは特別会計として計上しているものであります。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につつま

しては、関係法令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

議案第34号「宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例」は、本県の小規模企業が果たしている重要な役割を踏まえまして、その振興を図るに当たっての基本理念や基本方針に関する規定等を追加するものであります。

4ページをお開きください。

平成28年度におきます商工観光労働部の当初予算の各課ごとの内訳であります。

一般会計、特別会計合わせました、当部全体の予算額は429億8,728万9,000円であり、対前年比では67.0%、約212億円減となっております。

前年度からの主な減額の要因といたしましては、商工政策課の口蹄疫復興中小企業応援ファンドの返還金によります200億円の減や、労働政策課の地域人づくり事業が、平成27年度をもって終了したことに伴う、7億円の減によるものなどあります。

次に、5ページをお開きください。

平成28年度の県の重点施策にかかわる商工観光労働部の事業を新規・改善事業を中心に、体系的に整理したものであります。

まず、1のみやざき新時代チャレンジ産業づくりの一番上、本県の新時代をけん引する産業づくりであります。この部分については、新たな雇用を生み出す成長性の高いベンチャーの発掘・育成や、若手経営者等を養成するとともに、ICT産業や医療機器関連産業等の集積により、本県の特性や強みを生かした成長産業の育成を図ってまいります。

その下、県内産業の生産性向上・高付加価値化につきましては、今後成長が期待される企業に対して、産学金労官で構成します企業成長促進プラットフォームによる集中的な支援を行う

ことによりまして、地域経済を牽引する中核企業を育成してまいります。

次に、2の世界ブランドのふるさとみやざきづくりであります。発進力の強化と地域の誇りの醸成につきましては、ひなたブランドによる、本県のさらなる魅力向上等を図ってまいります。

その下、次代につなぐ持続可能な地域づくりにつきましては、地域経済や雇用を支える小規模企業の経営力強化等を図ってまいります。

6ページをごらんください。

3の2つのふるさとづくりであります。移住・UIJターンの推進のため、ふるさと宮崎人材バンクを活用いたしましたUIJターン希望者等の県内就職促進のほか、若者の県内就職の促進や定着に向けた取り組みを行ってまいります。

最後に、4の子育ての希望を叶える県づくりについてであります。仕事と生活の調和した環境づくりのため、出産や子育てを機に離職した女性の再就職支援等を行ってまいります。

次に、7ページをお開きください。

これは、同じく平成28年度の商工観光労働部の主な新規・重点事業について、県の総合計画アクションプランにおけるプログラム別に整理をしたものでございます。

7ページから9ページにかけまして、全体で7つのプログラムを記載しております。このうち、特に商工観光労働部が主体となって重点的に取り組むプログラムを中心に説明をさせていただきます。

まず、7ページの1の人口問題対策プログラムのうち、若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備であります。特に、高校生の県内就職率が全国最下位という結果を受けまして、県内企業の魅力をしっかりと伝えられるよう、企

業と学校の接点をさらにふやす必要がありますので、県内就職支援員によります高校への地元企業の情報提供のほか、高校生の早い段階から、県内企業や大学等を紹介する機会を提供してまいります。

次に、8ページの3番でございます。産業成長プログラムの本県産業や雇用を牽引する成長産業の育成についてであります。国内外から外貨を獲得する中核企業を育成するとともに、成長産業の育成や企業立地の促進に取り組んでまいります。

次に、4の地域経済循環構築プログラムの地域経済の循環促進であります。

本県経済を支える小規模企業の振興は、地方創生を実現する上で極めて重要でありますので、身近な支援機関であります商工会等の経営指導員のさらなる支援能力向上のための取り組みや、中核企業との取引拡大や連携強化によりまして、地域経済循環を生み出し、本県経済の底上げを図ってまいります。

9ページをお開きください。

5の観光再生おもてなしプログラムであります。

宮崎ならではの魅力ある観光地づくりでは、マーケティングや観光人財の育成、戦略的な商品の造成など、宮崎版DMOの構築により、稼ぐ観光という視点から、観光消費額をふやす取り組みなどを進めてまいります。

また、スポーツの聖地としてのスポーツランドみやぎの構築では、2020東京オリンピック・パラリンピックや2019ラグビーワールドカップに向けて、市町村と連携しまして、参加国のキャンプ誘致に取り組んでまいります。

商工観光労働部といたしましては、これらの取り組みをしっかりと行うことによりまして、

本日御説明いたします「みやぎ産業振興戦略」の目標でもあります付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

詳細につきましては、この後、担当課長からそれぞれ御説明いたします。よろしくお願いたします。

○二見委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了しました。

引き続き、説明をお願いしますが、2班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項等に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、商工政策課、産業振興課、労働政策課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 それでは、商工政策課の平成28年度当初予算について御説明させていただきます。

平成28年度歳出予算説明資料、商工政策課のインデックスのございます239ページをお開きいただければと思います。

商工政策課の平成28年度当初予算額は374億7,273万9,000円でございます。うち一般会計が371億4,075万5,000円、特別会計が3億3,198万4,000円となっております。

まず、一般会計から主な内容について御説明申し上げます。242ページをお開きください。

初めに、(事項)中小企業金融対策費352億5,185万6,000円、こちらにつきましては、中小企業融

資制度に要する経費でございます。

説明欄1の改善事業「中小企業融資制度貸付金」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)貸金業対策費827万1,000円は、貸金業者への立ち入り検査や利用者からの相談に要する経費でございます。

次の243ページをごらんください。

(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費1,914万2,000円でございます。こちらは、中小企業組合等に融資を行う高度化資金や宮崎県産業振興機構が実施する設備資金の貸し付け等の事業に要する経費でございます。

続きまして、(事項)組織化指導費1億4,595万8,000円でございます。こちらは、中小企業の組織化支援を行う中小企業団体中央会等の人件費や事業に対する助成のほか、平成5年度の大規模な台風災害により多額の損失額を計上した宮崎県火災共済協同組合の経営を支援するために、貸し付けを行っているものでございます。

その次の(事項)小規模事業者対策費12億7,776万9,000円は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所の人件費や事業に対する助成等でございます。

説明欄1の(2)改善事業「小規模事業者経営支援事業費補助金(事業費分)」及び2の新規事業「小規模企業総合支援事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

244ページをお開きいただければと思います。

(事項)中小商業活性化事業費1,168万1,000円でございますが、こちらは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費でございます。

次に、(事項)新事業・新分野進出支援事業

費1,641万9,000円でございますが、こちらは、新事業や新分野進出等に取り組む県内中小企業等の支援に要する経費でございます。

説明欄3の新規事業「世界へ尖レ」みやざき産業人財育成事業」につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

次の245ページをお開きください。

(事項)地域産業・企業成長促進事業6,631万9,000円でございます。こちらは、地域に根差した産業の育成及び企業の成長促進を図るために要する経費でございます。

説明欄1の新規事業「産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業」につきましては、別途常任委員会資料で御説明させていただきます。

以上が一般会計でございます。

次の246ページをお開きいただければと思います。

小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。なお、特別会計につきましては、別途配付の平成28年2月定例県議会提出議案の議案第8号にございますが、引き続きこの資料で御説明させていただきます。

まず、(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費2億2,968万2,000円でございます。

1の(1)高度化資金貸付金は、中小企業等が共同して行う事業に対して、長期低利の融資を行うものでございまして、(2)のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、貸付機関である宮崎県産業振興機構が行う資金貸付事業のために必要な原資の貸し付けを行うものでございます。

2の一般会計への繰出金は、高度化資金の貸付先からの償還金のうち、貸付金原資の県負担

相当分を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、公債費の（事項）元金1億230万2,000円につきましては、同じく高度化資金の貸付先からの償還金のうち、中小企業基盤整備機構負担相当分を償還するものでございます。

続きまして、主な新規・重点事項につきまして、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。常任委員会資料11ページお開きいただければと思います。

改善事業「中小企業融資制度貸付金」でござります。この事業は、中小企業者の活性化と経営の安定化を図ることを目的として、県が取扱金融機関に原資を貸し付け、取扱金融機関がこれに上乗せして中小企業者に協調融資を行うものでござります。

2の事業の概要でござりますが、予算額は349億8,219万1,000円ござりまして、県の貸し付けに対し、金融機関が協調融資を行いますので、総融資枠は約3倍の994億円となります。

平成28年度当初予算における主な改正内容といたしましては、2の（3）の①にござりますように、今後の成長が期待される中小企業者の事業拡大に対する取り組みを金融面から支援するため、成長期待企業等支援貸付を創設するとともに、②にござりますとおり、経済変動・災害対策貸付の拡充を行い、原材料価格の高騰などにより、経営環境が悪化した中小企業者について、金利や保証料率を優遇するものいたします。

次の12ページをごらんください。

改善事業「小規模事業経営支援事業費補助金」でござります。この事業は、商工会等が小規模事業者を対象として実施する経営相談、経営指導等に要する経費に対して補助を行い、県内の小規模事業者の経営の安定等を図ることにより、

本県経済の活性化を促進するものでござります。予算額は、7,107万4,000円ござりまして、事業内容は、2の（3）の①及び②にござりますように、商工会等の経営指導員などが行います経営相談、経営指導など、いわゆる経営改善普及事業や、商工会等の経営支援機能を強化するために実施する、職員の中小企業診断士資格の取得促進や県内外のレベルの高い経営支援機関への派遣、その他研修等への参加に要する経費を補助するものでござります。

また、③にござりますように、県商工会連合会が実施する商工会の合併等、将来を見据えた組織のあり方について検討に要する経費を補助するものでござります。

次の13ページをお開きください。

新規事業「小規模企業総合支援事業」でござります。この事業は、地域の経済や雇用を支える小規模企業の経営力を強化し、事業の持続的な発展を総合的に支援するパッケージ事業を実施することによりまして、地域経済の活性化を促進するものでござります。なお、口蹄疫による影響を考慮し、西都・児湯地域においては重点的に支援を行います。予算額は3,500万円ござりまして、事業内容は、2の（3）の①から③にござりますとおり、商工団体が実施する小規模企業振興のための事業、アンテナショップの運営、経営力強化のための人材育成事業及び地域産業、観光の振興等に係る事業に要する経費を補助するとともに、④にござりますように、商工会等の経営支援基盤を強化するため、経営発達支援計画の策定などを支援するアドバイザースタッフの配置に要する経費を補助するものでござります。

次の14ページをお開きください。

新規事業「「世界へ尖レ」みやざき産業人財育

成事業」でございます。この事業は、新たな雇用を生み出す成長性の高いベンチャーを発掘・育成するとともに、明確な経営理念や成長戦略を持って新事業へ果敢にチャレンジする若手経営者等を養成することにより、本県経済の活性化を促進するものでございます。予算額は、1,245万円でございます。事業内容は、2つの事業から構成されております。

2の(3)の①にございますように、みやざきスタートアップ支援事業におきましては、ベンチャーの販路開拓や資金調達等を図るために、大手企業等の抱える課題に対し、ベンチャーが解決策を提案するオープンイノベーション事業やベンチャーが投資家などの前でビジネスプランを発表するピッチイベント事業などを実施することとしております。

また、②のとおり、「チャレンジする経営者等」育成事業におきましては、若手経営者や事業後継者等を対象として自社の成長戦略を作成するみやざき若手経営者養成塾と、新事業展開に取り組む経営者等を対象として、その知識・ノウハウ等の習得などを図ります新事業展開応援塾を実施することとしております。

次の15ページをお開きいただければと思います。

新規事業「産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業」でございます。こちらの事業は、地方創生を実現するために、県内の産学金労官からなるプラットフォームを構築して、各機関が持つ企業支援ノウハウや施策をより効率的に集中投入することにより、地域に根差した産業や地域経済を牽引する企業の育成を図るものでございます。予算額は、6,631万9,000円でございます。事業内容は、2の(3)にございますように、宮崎県産業振興機

構内に事務局を置き、支援企業を発掘・選定し、関係機関が機動的に連携・協力した企業訪問を行うなど、各機関の役割に応じた支援策を重層的に活用する「みやざきモデル」によりまして、集中支援を行うものでございます。

また、企業支援策といたしまして、経営コンサルタントなどの外部専門家を活用した成長戦略の策定や、試作・開発や市場化に要する経費について支援をいたします。

続きまして、議案第34号「宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例」について御説明をさせていただきます。

189ページのほうに議案のほうはありますけれども、御説明につきましては、引き続きまして、常任委員会資料において概要を説明をさせていただきます。

概要資料の47ページをお開きいただければと思います。

まず、1の条例改正の背景でございますが、地域の需要に応え、雇用を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活の向上・交流の促進等に寄与している小規模企業は、本県企業の全体の88.1%を占めておりますが、近年の人口減少、経済の構造的変化等を受けて減少するなど、厳しい状況にございます。

このような中、国におきましても、小規模企業の事業活動の活性化や持続的発展の観点から、小規模基本法及び小規模支援法の制定が平成26年に行われまして、県内の商工関係団体からも小規模企業に焦点を当てた条例改正要望が行われたところでございました。今回の宮崎県中小企業振興条例の改正につきましては、このような現状と課題を踏まえたものでございます。

改正の基本的考え方でございますが、次の2の(1)にございますように、小規模企業は、

資金や人材等の経営資源の確保に制約があるなど、さまざまな課題がございますことを踏まえて、現行条例で規定をしております小規模企業への考慮という考え方を一歩進めて、その事業の持続的発展を図ることを明記いたします。

また、小規模企業が抱える課題に対して、企業の身近に寄り添う商工会、商工会議所等の中小企業団体等がきめ細かな支援を行うという、その役割を明記をいたします。

さらに、現行条例におきましては、中小企業全体の施策の基本方針が規定されておりますが、これに加えまして、小規模企業に特化した基本方針を定めることとしております。

3の主な改正の内容でございますが、特に、(5)の基本方針につきまして説明をさせていただきます。

まず、小規模企業が顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであることなどを踏まえまして、そういった強みを把握した上での新たな商品・サービスの開発を行うなど、地域の需要をしっかりと見据えた計画的な経営を行うことを促進していくこととしております。

また、さまざまな価値観に基づく多様な働き方を提供するという小規模企業の特性を踏まえまして、創業の促進を図るとともに、近年大きな課題となっております後継者不足等に対応した事業承継の促進により、有用な経営資源の散逸を防ぎ、地域の経済社会の発展に結びつけることとしております。あわせまして、やむを得ず事業廃止に至る場合について、円滑に行えるよう環境整備を図ることとしております。

また、地域全体の活性化が小規模企業の活力向上につながるとともに、小規模企業の事業の活性化が地域の活力向上につながるという関係性を踏まえまして、商店街など地域コミュニティ

の活性化や地域産品の開発を進めるなど、地域経済の活性化に資する事業活動の推進を図ってまいります。

以上が、宮崎県中小企業振興条例の一部を改正する条例案の概要でございます。よろしくお願いたします。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、御説明をさせていただきます。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をお聞きいただければと思います。5ページをお聞きいただければと思います。

(3) 商工建設分科会、⑦のところでございます。「小規模事業者の支援について、大きな役割を果たす商工会や商工会議所と、これまで以上に緊密な連携を図り、適切な支援に取り組むこと」との個別的指摘要望事項がございました。

こちらにつきましては、この下の段、そして、先ほどの事業説明でも触れさせていただきましたが、商工会や商工会議所が小規模事業者に対してきめ細やかな経営支援ができるよう、経営発達支援計画の策定支援や、中小企業診断士資格の取得促進等による経営指導員の支援能力の向上を図ることといたしております。

商工政策課の説明は以上でございます。

○野間産業振興課長 それでは、産業振興課の当初予算等につきまして、御説明いたします。

平成28年度歳出予算説明資料の産業振興課のインデックス、247ページをお聞きください。

28年度当初予算額は12億5,808万2,000円となっております。

事業の主なものにつきまして説明いたします。249ページをお聞きください。

(事項) I T 関連産業振興事業費537万円は I T 関連産業の振興に要する経費であります。

(事項) 新事業・新分野進出支援事業費2億7,587万5,000円ではありますが、これは、新事業等に取り組む中小企業の支援に要する経費であります。

250ページをお開きください。

説明欄1の公益財団法人宮崎県産業振興機構創業支援等事業6,590万5,000円は、同法人の運営管理に要する経費であります。

4の地域中核的企業育成・強化事業5,689万5,000円であります。これは、域外から外貨を稼ぎ、域内で循環させることにより、地域の循環を牽引する中核的な企業の育成を図るものであります。

5の中核的企業を目指す中小企業ステップアップ支援事業1億2,420万円ではありますが、これは、産業振興機構に配置しましたコーディネーター等による中小企業等への相談対応や産学官による共同研究への支援などに要する経費であります。

次に、251ページの産業集積対策費5,000万4,000円であります。これは、産業集積を図るための経費ではありますが、説明欄6の改善事業「東九州自動車道を生かす～自動車産業等販路開拓・競争力強化事業」、同じく7の改善事業「東九州メディカルバレー医工連携ステップアップ事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、(事項) 工業技術センター総務管理費1億7,508万6,000円であります。これは、同センターの庁舎管理や設備機器の整備等に要する経費であります。

それでは、新規・重点事業等につきまして、常任委員会資料の19ページをお開きください。

改善事業「東九州自動車道を生かす～自動車産業等販路開拓・競争力強化事業」であります。来る4月24日に開通の予定であります東九州自

動車道の北九州―宮崎間の整備に伴いまして、自動車関連産業など本県のものづくり企業の北部九州や中国地域での取引拡大を図るため、販路開拓等を支援するとともに、沿線自治体との連携などによりまして、本県ものづくり企業のさらなる振興を図るものであります。

予算額は1,292万円で、事業内容は2の(3)になりますが、①につきましては、北部九州などに集積しております自動車産業生産設備関連企業への販路開拓を支援するため、マッチング支援や商談会等を行うものであります。

②につきましては、福岡県や大分県と連携し、自動車メーカーなどに対して、新技術などを提案する展示商談会の開催などに取り組むものであります。

③につきましては、アドバイザーによる製造現場での指導・助言を行うことで、生産技術や現場改善など、「造り込みの分野」における強化を支援することとしております。

④につきましては、福岡県豊前市に設置しております北部九州フロンティアオフィスの円滑な運営を行うとともに、自動車メーカー社員の指導・助言によりまして、オフィス入居企業等の営業力強化を図るものであります。

次に20ページをごらんください。

改善事業「東九州メディカルバレー医工連携ステップアップ事業」であります。東九州メディカルバレー構想のもと、研究開発や販路開拓に取り組む地場企業への支援や、海外展開に関する取り組みを加速させるものであります。予算額は2,403万1,000円で、事業内容は2の(3)にあります。①につきましては、コーディネーターを配置して、医療機器産業への参入支援や販路拡大を推進するものであります。

②につきましては、本年10月に本県で開催さ

れます日本腎臓学会におきまして、医療機器の展示会を行い、機器や構想のPRを図るものがあります。

③につきましては、医療機器の承認に向けた薬事戦略相談に係る経費の補助を行いますとともに、大学と企業との医工連携による医療技術と機器の海外への導入を進めるための取り組みを支援するものであります。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について説明いたします。議案書では57ページ、当課の関係は59ページからになりますが、概要につきましては、委員会資料で説明いたします。委員会資料の42ページをお開きください。

1の手数料の名称ですが、採石業務管理者認定申請手数料及び砂利採取業務主任者認定申請手数料であります。

2の改正理由であります。採石法及び砂利採取法の一部改正によりまして、条例の号ずれが生じたためであります。

次に、3の改正内容であります。第3条第1項(272)及び(277)の文中、「第5号のロ」を「第6号のロ」に変更するものであり、金額等、内容の変更はございません。

施行期日は、公布の日としております。

産業振興課からの説明は以上であります。

○久松労働政策課長 労働政策課の当初予算について御説明いたします。

平成28年度歳出予算説明資料をごらんください。労働政策課のインデックスのところ255ページをお願いいたします。

当課の当初予算額は、14億5,886万円でありませぬ。

主な事業について御説明いたします。次の257ページをお開きください。

(事項) 若年者就労支援推進費5,952万1,000円であります。これは、若年者等に対する就職支援や職場定着等、県内就職の促進に要する経費であります。説明欄の2の新規事業「さあ、みやざきで働こう！高校生県内就職促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の258ページをお開きください。

(事項) 地域雇用対策強化費3,834万4,000円あります。若年求職者等に対し、雇用情報やマッチングの場を提供するなど、県内企業における人材確保の支援に要する経費であります。

次に、(事項) 働きやすい職場環境づくり整備事業費538万8,000円あります。これは、労働相談や労働セミナーの開催を通じまして、働きやすい職場づくりを支援するために要する経費であります。2の新規事業「女性再就職応援事業」につきましては、委員会資料で御説明いたします。

次の(事項) 労働福祉事業費1,521万3,000円あります。これは、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上等を図るため、教育資金などを低利で融資する経費であります。

次に、下のページでございますが、(事項) 認定職業訓練費5,307万6,000円につきましては、民間の認定職業訓練団体に対する運営費の助成に要する経費などあります。

その下の(事項) 職業能力開発対策費3億4,356万9,000円あります。2の宮崎県職業能力開発協会に対する補助に要する経費や、4の宮崎成長産業人材育成事業に要する経費、これは、地域の創意工夫による新たな人材育成の取り組みを通じて、安定的な人材の確保を目指すものでございます。

次に、260ページをお開きください。

最後に(事項)県立産業技術専門校費 5億8,992万3,000円であります。これは、県立産業技術専門校で、技能労働者の養成等を行う経費や、離職者等の再就職を図るための職業訓練などに要する経費でございます。

次に、新規事業について御説明いたします。常任委員会資料の22ページでございます。

「さあ、みやぎきで働こう！高校生県内就職促進事業」でございます。

1の事業の目的・背景であります。高校生の県内就職率が全国最下位となりましたが、これまで以上に学校と企業との接点を強化し、地元企業を知る機会の提供等に取り組むことで、本県の産業発展を担う人材の確保・育成を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は3,553万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①の高校・企業ネットワーク強化事業では、県内就職支援員を配置しまして、私立高校の生徒等へ県内企業の魅力を伝え、県立高校のコーディネーターとも連携いたしますとともに、(イ)にありますように、企業と高校の担当者等によるワークショップを開催し、地元企業の魅力を発信するとともに、相互理解を深めることとしております。

②の宮崎版デュアルシステム人財育成モデル事業では、県内のものづくり企業やICT企業と高校が連携しまして、高校生が県内企業の優れた技術力等を企業の現場で学ぶ企業現場体験塾の開催や高校生と県内企業が協働でものづくりやプログラム作成等を実践することとしております。

③の高校生等企業ガイダンス開催事業では、高校生の早い時期に県内企業を知る機会を提供するため、高校2年生やその保護者を対象に、

県内企業の魅力を説明する企業ガイダンスを開催することとしております。

24ページをごらんください。

女性再就職応援事業でございます。1の事業の目的・背景であります。人口減少社会の中で不足する労働力を確保するためには、出産、子育てを機に離職した女性の労働参加の拡大が必要であります。このため、再就職の意欲を高めるとともに、再就職のサポート体制を整備することとしております。

2の事業の概要ですが、予算額は435万2,000円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。①の女性再就職支援セミナー事業では、再就職を希望する方を対象に、就職に必要な知識や情報の提供、企業との面談会を取り入れたセミナーを開催することとしております。

②の再就職準備サポート事業では、育児中のため職業訓練に参加しづらいという方を対象に、保育料を一部助成することで、職業訓練の受講を促進し、再就職につなげることとしております。

予算につきましては、以上でございます。

引き続きまして、条例の改正について御説明いたします。委員会資料の43ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書では57ページでございますが、この資料で御説明いたします。

1の手数料の名称は、技能検定試験手数料及び技能検定合格証再交付手数料であります。

2の改正の理由は、職業能力開発促進法施行令が改正されましたことから、所要の改正を行うものでございます。

3の改正の内容であります。職業能力開発促進法施行令におきまして技能検定試験の実施を規定しております「第3条第1号」が「第2条第1号」に、また、技能検定合格証書の再交付を規定しております「第3条第2号」が「第2条第2号」に改正されまして、条ずれを生じますことから、条例の引用条番号を改正するものでございます。

4の施行期日は、平成28年4月1日でございます。

労働政策課からは以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

○蓬原委員 24ページ、女性再就職応援事業、事業内容の①マッチングの要素を取り入れたセミナー開催とありますが、これは、大体どの程度の回数、どの地域でやろうとしておられるのか。

○久松労働政策課長 今回の事業でございますが、セミナー開催につきましては、3日間を予定しております。県北、県央、県西の3地区を予定しております。大体1回当たり20名を想定しております。最終日に企業との面談会を開催するというようなセミナーでございます。

○蓬原委員 大体内容的には、企業という話が出ましたけれど、どのような企業あるいはその内容は、マッチングを図るための内容はどのようなことですか、概略で結構です。

○久松労働政策課長 まだ、どの企業ということまでは今のところ決まっておりませんけれども、女性の就職ということでございますので、それに合わせた企業募集を行って、企業との面談をしていただいて、その後の就職につながるようなことを考えております。

○蓬原委員 ②ですが、保育料の助成が出てま

すけれど、1回20名の参加者だから、大体60名を考えておられるということですか。

○久松労働政策課長 職業訓練に参加される方の所得につきましても、いろいろなケースが考えられます。私どもが考えておりますのは、やはり、宮崎県は、特に子育てのシングルの方が多いということも考慮いたしまして、職業訓練の中でも、母子家庭の方を対象にというような訓練も設定しております。

考え方としましては、全体の層じゃありませんで、所得が低い層をできるだけ支援したいと。それで、就職につなげるということも一つの目標かと思っております。そういう世帯を想定してありますので、規模としましては、委託年の中で母子家庭の母のコースとして2コースで30名ほどを予定しておりますので、全体的には30名というぐらいの規模を想定しております。

○蓬原委員 ①では、3カ所3日間、1回20名ということですよ。延べにすると60名の方がセミナーをお受けになると。②では、再就職準備サポートということで、保育料は、母子家庭等を対象にした低所得者という言い方がいいかどうかわかりませんが、所得の低い方に2分の1の保育料を助成するというので、実際には、結局60名は受けるけれども、このお受けになる方が最終的には30名ぐらいなるだろうという見積もり、見込みですか。

○久松労働政策課長 実際セミナーに来ている方は、離職、それから、子育てを終了して、非常に就職のブランクがありますと、その就職自体に対して非常に抵抗があるということで、就職のための肩を押しますというか、そのブランク自体をできるだけ縮めるということを目指しておりますので、所得の低いということに限らず、広く一般に募集をいたしましてセミナー

自体はやると。ただ、保育料補助につきましては、階層ごとに所得がいろいろございますので、できるだけ低いほうを今のところ制度設計の考え方としているということで、30名にしているというところでございます。

○野崎委員 セミナーの周知の方法を教えてください。セミナーはどうやって周知するのかと。

○久松労働政策課長 この事業につきましては、県直営というよりは、委託を考えておまして、委託先のほうでチラシなりを、例えば保育園とかそういう該当の方がいらっしゃるようなところを中心にチラシを配るとか、あるいはラジオ等で広報するとか、そういうことで周知を図ってまいりたいと思っております。

○野崎委員 年齢的には若いお母さんたちを想定されているのか、もう幅広く想定されているのか。

○久松労働政策課長 基本的には、大体層的にいきますと、25歳から44歳程度で、一旦子育てが終了して、例えば小学校に入る時期とか、そういうことを考えたときに、再就職を考えますので、そういう年齢層を想定しているといったところであります。

○野崎委員 ちょっと話がずれますけれど、きのう、私は少年鑑別所に視察に行って、どういう家庭環境の子供が多いですかという質問したら、1番がまず片親だと、あとは貧困だという話があったんで、非常にこの事業頑張ってもらいたいと思っておりますが、この事業がそういった子供たちを救う事業にもなりますし、そういう状況を鑑みれば、できるだけそういう環境にある片親のシングルマザーを中心にしっかりとした効果があるように努めていただければいいかなと。きのうのきょうですから、非常にこれ

頑張ってもらいたいと思ったところです。

○高橋委員 ②の保育料の関係で、2分の1以内の上限1万5,000円だから3万ですよ。先ほど、子育てシングルとか母子家庭に限るじゃなかったですね——を優先的にということだったみたいなんですけれど、だから、おおむね所得というのが出ますよね。いわゆる保育料というのは所得で決まっているから。ざっとどのぐらいの所得になるんですか。これ世帯ですもんね。

○久松労働政策課長 所得でみますと、1万5,000円というマックスでいきますと、大体宮崎市の例でございますと、市町村民税の所得割が大体11万1,000円未満から9万7,000円というところでの1万5,000円の設定なんですけれども、そのぐらいの設定の条件はしておりますけれども、それ以下を優先してというような考え方になろうかと思えます。

○高橋委員 所得だから、年収とまた違ってわかるわけで、ちょっとわかりやすく把握するために、1つ例を挙げて説明いただくとわかりやすいのかなと思ったりして聞いてみたいんですが。

○久松労働政策課長 大体想定してますのは、4人家族でいきますと、大体年収が278万程度、子供が2人といたぐらいのこの層を考えております。

○高橋委員 年収が大体おおむね278万ということは、子育て世代だから若いと、母子家庭じゃなくても、恐らくこれは多いんじゃないかなと。結構対象者はいらっしゃるような気がしてまして、30名限定なんでしょうけれど、予算の関係もありますから、事業を見ていると、その後の対策なんかも念頭に置かれていたほうがいいのかなと思って、私は、ちょっと対象者が多いんじゃないかなという気がしたもんですから、予算を超えたときの対策なんかも、事業を始める

ときにこんな言い方をするとちょっと変なんですけれども、ちょっと考えたもんですから申し上げます。

○久松労働政策課長 実は、この事業は初めて取り組みますので、どの程度来るのかというのは、実はちょっと想定外、非常に難しいというところで、実際、大分県でも同じような類似の事業をやっておりますので、その辺のどこを踏まえて、実際どの程度というところをやってみてから、ちょっと検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○蓬原委員 いつからこれを始めて、今、次の準備という話がありましたけれど、例えば、9月だったりとか11月だったりとか、議会はあるわけですけど、補正ということも頭に入れておけよというような意見なのかなと思うんですけど、場合によっては、物すごくわんさか人が増えて、こんなに潜在的需要があったのかなということもあるかもしれないので、具体的にいつからお始めになるんですか。

○久松労働政策課長 議決をいただきますれば、できるだけ早急に準備をいたしまして、セミナーを委託して募集ということになりますので、年度の早い時期に開始させていただきたいと思っております。

○横田委員 保育所に預けてない育児中の方が、訓練を受ける期間預けることに助成するということですか。それとも、今現時点で預けているんだけど、訓練を受けている期間の分だけの助成をするということなんですか。

○久松労働政策課長 基本は、訓練を受けてもらって、それから、就職につなげるというのが一つ大きな目的でありますので、主たる目的は、訓練を受けてなくて、その子供の子育てが一つネックになっているよと。それに対して、そこ

を助成することで訓練を受けやすくするというところで、就職につなげるというのが大きな目的でございますので、まず、訓練を受けている方というよりは、訓練をこれから受けられる方というのを想定しております。

○横田委員 ちょっと知らないんですけど、今現時点で保育所に預けている人がこの訓練を受けるとして、この訓練を受けている期間中の保育料を2分の1補助するのか、それとも、自分で子育てしている人がこの訓練を受けるために保育所に預ける、その期間の分だけを助成するのか。

○久松労働政策課長 職業訓練の目的は、当然就職につなげるというのが大きな目的でございますので、これから訓練を受けようとする方が、自分の適切な保育園に預けて、それで訓練を受けていただいて、引き続き職業につけば、また、引き続きそこで保育が受けられますので、そういう接続も考えたときに、今のような形を考えております。

○二見委員長 私も最近ちょっと周りで子供が産まれたということが結構あって、その人たちのほとんどの共通点は、今出産休暇、育児休暇をとって復職をするという方が結構多いんです。離職したというのは、あんまり今のところ聞かなくなりました。

この事業は、一旦離職した女性を対象にされているということですが、今回のこの30名というのが、非常に想定が難しいとおっしゃいましたけれども、私が今感じているように、離職する人という方がどれぐらいいるかというのは、調査されてこの事業を組まれたんじゃないかなと思うんですが、そこ辺は把握してらっしゃるんですか。

○久松労働政策課長 これ宮崎県のデータとい

うのではないんですけど、全国的には、6割から7割程度は一旦離職をされるというデータがございます。

それと、横田委員に、新たに職業訓練を受けられる方ということで、この事業は限定して考えていただければと思っております。

○二見委員長 一旦離職するという事ですから、要するにその人たちは保育園に預けてないわけですよ、就業してないわけですから。そして、そこでそのセミナーを受けると、職業訓練に入るといふときに、その訓練を受けるといふことに対して、保育園は受けてくれるということなんですよ。要するに、保育園は預かるというときには、基本的に、いわゆる就業してまずという証明がなければ受けてくれないわけですか。その職業訓練に入るといふことは、一応就業しているとみなされるということなんですか。それを同時並行で進めることができるのか。結構、もう保育園っていったら、定員がもういっぱいになってたりとかするところは結構ありますよね。そういったところは、どのように検討されているのでしょうか。

○久松労働政策課長 保育の原則としては、保育に欠けるという児童を預かるというのが保育でございますので、就業するに当たって、保育に欠ける状況ということで、訓練についても対象ということで聞いております。

○二見委員長 わかりました。いいですか、横田先生。

○横田委員 いいです。

○西村委員 商工政策課の小規模企業総合支援事業、そのほかいろんな中小企業・小規模企業対策があるんですけども、これは、商工団体が行う事業に対する支援なので、ほとんどの実施主体が商工会であったり商工会議所であった

りするわけなんですけれども、その中でこの13ページの総合支援事業で、非常に小規模のところになると、場合によっては、地元商工会にも加入されていないような個人企業みたいなどころもあるかと思うんですが、そういう方々も商工会に加入しなくても、そういう勉強会とかセミナーに参加できるものなのか伺いたと思います。

○日下商工政策課長 こちらの小規模企業の関係の事業で、セミナーを商工会、連合会であったりが開催するに当たっては、もちろんその組み立て、そのセミナーの開催にもよりますけれども、そういった形で会員以外の小規模事業者に対しても行う、門戸を開いたケースというのもあると思います。

○西村委員 同じくこの支援事業の中で、私、ちょっと不勉強で申しわけないんですけど、この商工会連合会が設置したアンテナショップの経費補助というものが、この支援事業の中に入っているんですけども、この支援事業だけちょっとほかと違うなど。例えば、アンテナショップを支援することで、間接的にそこから物が売れたら、小規模のお店の物が売れたので、販売拡大につながったとかいろいろあるかもしれませんが、この②だけちょっと異質だなと思ったもんですから、説明いただきたいと思うんです。

○日下商工政策課長 アンテナショップにつきましては、商工会連合会が「ひむかよかもん市」という形で宮崎市内に設置をしております、そちらの運営に関する経費ということでございます。

やはり、小規模企業の中には、なかなか販路開拓というのが独自にはしづらい企業さんというのも多くございますので、宮崎中心部で販売する機会というのを得られるということで、こ

のアンテナショップには大変意義があるということで、それに対する支援というのをこの中に入れさせていただいているところでございます。

○西村委員 このよかもん市、アンテナショップでは、例えば、上のほうにうたってます西都・児湯地域の企業さんとか、こちらにあるお店の物を普段より多目に扱いたいとか、逆に余り手厚くし過ぎるとほかの中小企業に影響があるかもしれない。このアンテナショップに関しては、そういう考えでよろしいですか。

○日下商工政策課長 アンテナショップ自体につきましては、県全体の小規模企業さんだったりの産品というのを置いていくことになると思います。ただ、おっしゃるとおり、西都・児湯地域の物について、どのような形で優先的にやるのか、その辺につきましては、設置主体ともしっかりと話をしていきたいと考えております。

○西村委員 ありがとうございます。

○松村委員 ちょっと関連で。この小規模企業の中では、地元でもありますけれど、西都・児湯においては重点的な支援と、地元の商工会等、また検討していきますということですが、検討する前に地元からもこういう形で継続して支援をお願いしたいというお話の中で、これが設定されていると思うんですけど、ちょっと具体性があれば教えてください。

○日下商工政策課長 この例えば、①の小規模企業成長支援事業の中では、地域で行う、商店街の大売出しとか、そういったものに対する支援というのは想定しているんですけども、例えば、西都・児湯であれば高鍋の商店街、そういったところでも、そういった取り組みというのが行われておると認識はしておりますので、そういったものに対しても、実際行う場合にはこれで支援を行えるんじゃないかなと思います。

○松村委員 わかりました。他の地域よりもちょっとだけ疲弊してますから、その商店街対策とか、そういうところにちょっと特化してみようというところだということがよくわかりました。

○横田委員 これは、中小企業振興条例を小規模企業に焦点を当てて条例改正をして、事業の持続的発展とかをしっかりと支援していくということだと思うんですけど、12～13ページの説明を聞きますと、商工会とか、そういうところがする事業に対して補助をするということだと思うんですけど、中小企業そのものに対しての例えば設備投資とか、新たな事業展開とか、そういったことに対する小規模企業に対する直接の補助とかいうのは全然ないのでしょうか。

○日下商工政策課長 小規模企業に対する補助といたしましては、この13ページの小規模企業総合支援事業の①の小規模企業成長支援事業の中で、実施主体は、商工会連合会、それから、商工会議所連合会となっておりますが、各そういった連合会を通じまして、個別の小規模企業さんが行う設備投資であるとか、それから、販路開拓に当たっての何らかの投資であるとか、こういったものに対する直接の経費の補助、こういったものを行っていきたくて思っております。

○横田委員 小規模企業の人たちもかなり期待をされていると思うんですけど、この事業費全体が3,500万ということで、これで大丈夫かなという気がするんですけど、そこらあたりの考えはどうですか。

○日下商工政策課長 小規模企業支援につきましては、確かに本当に、今回の条例改正の中でも大変重要な持続的発展というのを位置づけさせていただいて、その理念というのをも位置づけさせていただきましたので、本県にとって、本

当にまさに本県経済の循環を支える大きな存在であると認識しております。

これ自体は、確かにおっしゃるとおり、額としては3,500万ということでございますけれども、その前の12ページでございます小規模事業経営支援事業費補助金合わせて7,100万ということでございますし、またここに載っている以外にも、商工会連合会だったりの人件費補助というのもございます。全て合わせますと、総額でこの小規模企業関係では12億を超える予算額というのを確保させていただいております。まさに小規模企業に対する支援というのは、商工会であったり、商工会議所であったりというものの経営支援も含めて、非常に全体として、小規模企業全体の振興を図っていききたいということが重要だと思っていますので、その一体としてしっかりと支援をしていきたいと思っています。

○高橋委員 今、横田委員からありましたように、商工に直接補助というのは、今までやってこなかった分野ですよ。だから、画期的なことだと思うんですが、具体的に経費の一部補助、もう少し詳しく説明いただくといいですけど。

○日下商工政策課長 こちらの13ページの2の(3)の①についてだと思いますけれども、例えば、各小規模企業さんが店舗を改装されるケースであるとか、それから、新たに展示会であったりに出展されるケース、その場合に当然費用がかかってきます。展示会に出展をされるとか、販路開拓のための商談会、展示会、こちらに出展をされる、そのときの経費であったりとか、そういったものを支援をするというような形になると思います。

○高橋委員 額面的に割合とかあると思うんです。ちなみに、額面でどんなもんですか。

○日下商工政策課長 例えば今回の支援の中で

は、そういった取り組みに対して2分の1の支援をこの補助の中で行いたいと思っています。一般的に想定される大体の額としては、200万円をかけて店舗を改装するとか、その場合に半分の100万円をこの支援で行うと、そういうものをイメージしていただければと。

○高橋委員 結構魅力がある額面でもありますよね、今までなかったことです。ただ、①に準備されようとする予算は事業費として幾らなんでしょうか。

○日下商工政策課長 ①の部分については、3,500万のうち1,400万円を想定しております。

○高橋委員 西都・児湯地域を重点的にということですから、それはそれで私たちは別に異論はありませんが、結構手を挙げる人が多いんじゃないかなと思ったりして、むしろ選定に苦労されるんじゃないかということをちょっと心配しますけれど、どうなんでしょうか。

○日下商工政策課長 確かに非常に使い勝手がいい部分でございますが、一方で、国のほうでも、いわゆる小規模事業者持続化補助金と、こちらは50万円以内という補助金がございますので、各事業者さんについては、国の持続化補助金と、こういった県を通じての支援というのを、それぞれの事業者さんの事情を照らして見比べながら、それぞれ申請を行って使われることになると思いますので、そういった意味では、トータルで考えていただければなと考えてます。

○松村委員 今の関連の続きですけど、昨年、ことしということで、もう商工関係の皆さんにとっては、今までにない画期的な補助金というか、ほとんど融資制度の中でやっている商工関係なんですけれど、補助金というところが出てきたと、2分の1の補助とか、これ非常に、商工会、商工会連合会、商工会議所も注目をして

ますし、ぜひ活用させていかないと、地域の活性とか商店街の活性とかになっていかないので、すけれど、国の制度もあわせてありますよね。県独自、国の制度、それをうまくかみ合わせていくためには、本当にそこにいる商工会、商工会議所の皆さんの職員力とか指導力だと思うんです。今回、中小企業振興法改正の中で、特に大きく注目しているのは前のページの、要するに商工会等の職員の資格取得とか、そういうレベルアップだと思うんです。

皆さんもよく各地域回られるからわかってらっしゃると思うんですけれど、商工会とか商工会議所の職員の皆さんは、地域イベントとか、市役所とか町の行事とか、あとは観光協会のだったりとか、落ち着いて経営指導する時間がなかなかとれないというのが現状なんですよね。だから、マンパワーも上げないといけないけれど、こういう資格も取らないといけないと。今、せっかくこれだけの商工関係の皆さんでの補助事業というのが出てきたんで、これをうまく使っていただくためのスキームをつくらないといけない。そういう意味では、その前のページの職員、経営指導員とか指導体制をしっかりして行って、きめ細かく事業所の皆さんたちに、「こういういい事業がありますよ、お店の改装しませんか」とか、「新商品チャンスあるじゃないですか、これ使えませんか」とか、そういう相談をする人を一番育成しないといけないと思います。商工会とか商工会議所の会員に入っててよかったと思われるような指導体制をつくっていただきたいんです。それをバックアップするのが商工観光労働部だと思うんで、ぜひこのあたりの、その前のページですよ。小規模支援のほうの2番の経営指導員等資質向上、これ具体的にどうやっていくんですか。

○日下商工政策課長 まさにおっしゃるとおりだと思います。地域の小規模企業を支えるこの商工会の経営指導員の皆さんであるとか、そういった方々というのの役割というのは、本当に今後大変重要だと思ってます。

そういった中で、委員のおっしゃるとおり、この②の事業の中では、そういった経営指導員の方々の資質の向上を図るということで、中小企業診断士の資格の促進とかを図るわけですが、おっしゃるとおり、マンパワーの不足とかも各商工会等ございますので、ここの経費の中では、経営指導員さんがその資格を取っている間いなくなりますので、その期間のそのかわりとなる経営指導員さんの、例えば嘱託の方で雇うとか、そういったケースに対する人件費、これもこの中で支援をしていきたいと思っております。

②の部分というのを、今回はかなり抜本的に今まで以上に強化をして、しっかりとこの経営指導員の能力の向上というのを図っていききたいと思います。

○松村委員 よろしく願いしておきます。本当にチャンスだと思いますので、地域商工、中心商店街、これも今回チャンスだと思いますが、条例の改正も大事ですけれど、実際、そこで改正に向かってどうやって具体的にやっていくかというところを、ちょっと今見えてきてますので、今度のいろんな政策の中で、本当に期待してますんで、よろしくお願いします。

○蓬原委員 松村議員の話に関連するんですが、マンパワーの不足という言葉もありましたけれど、実際、現場の話を聞いてみると、指導員の皆さん方大変みたいです、てんやわんや。ですから、能力の向上を図られることも、当然それはそれで非常にありがたいし、すばらしいことだと思うんですが、どうしても人間の動く時間

というのは、物理的に限られますので、能力をアップしても、それではアクセル踏みようがないこともあるわけです。だから、行革であったり、そういう流れの中で、合理化の流れもあって、人をなかなかふやせないとかいうこともあって、実際は減員圧力というのがかなりあって減らさざるを得ないと。実際現場の話を聞くと、いや、もう大変ですわという話で、今の委員の話のように、なかなかそのあたりの指導が行き渡らないということも現場には実際あってるようでございますから、必ずしも一律に、ここにもし力と入れるという、この条例の理念といたしましょうか、それを生かすためには、一律に必ずしも行革の中で人を減らしていけばいいということではないんだなと思ってるんで、そこは、今後も御配慮いただきたいということを申し上げておきたいと思います。

一つお尋ねしたいのは、中小企業団体中央会というのがありますよね。こちらに、県を通らずに、例えば、ものづくり補助金もそうだったのかなと思いますけれど、国から直接いっているのがありますよね。我々は関与しようがないし、県も当然、商工観光労働部としても関与しようがないお金じゃないかなと思うんですけれど、大体年間どれぐらいの直にいつている補助金があって、もし、少しでも助言なり、関与できる部分があるとすれば、何かやっておられるのか、この2つについてちょっとお聞かせください。

○日下商工政策課長 2点目の県としてどういうことをしているかという部分につきましてですけれども、おっしゃるとおり、例えば、ものづくり補助金につきましては、中央会を經由いたしまして、各事業者さんに直接配分をされる形になりますが、県としても、やはりそういっ

た補助金、予算の有効的な活用、効率的な活用という意味でも、そういった国の補助金も有効的に活用していくというのは、大変重要だと思っておりますので、例えば、県としても、実際に補助金を出しております経産省、経産局に対して、しっかりと本県に対しても、目配りというか、しっかりといただけるように、いろいろな場面で、経産局だったり経産省に対してもお話をしておりますし、また、実際の適用に当たっては、県内の事業者さんに対しても、こういった補助金もあるという話は、本県の事業だけでなく、あわせて国の事業についてもしっかりと認識をしていただくと、そういった機会も設けてお話をしているという状況でございます。

先ほど御指摘のあった、中央会を通じましたものづくり補助金につきましては、24年度から始まっておりますけれども、24～26年度分までの3カ年間の累計では*281企業が採択を受けているということでございます。あわせまして、額といたしましては、補助金額合計としては、*25億6,600万円ということでございます。

○蓬原委員 その中身については、県としては、当然、県の政策との整合性とかもあるわけですから、把握はされておるわけですね。

○日下商工政策課長 中央会とも話をしておりますので、どういったところが、そういった事業の採択を受けたかとか、その辺の情報というのは、しっかり情報交換をさせていただいております。

○蓬原委員 県から出すという、そういうシステムにはできないんですか。

○永山商工観光労働部長 どうしても、商工関係になると、割と空とぶ補助金と呼ばれますけれども、そういう事業が多いと、ダイレクトな

※28ページに訂正発言あり

支援というのが多いというのが実態だろうとは思っておりますけれども、委員がおっしゃったように、我々としても県の政策との整合性であったりという観点からいうと、できるだけ県を通していただくほうがベターではないかなという思いはあります。いろんな場面でそういうことを国には申し上げてはおりますけれども、実際上としては、なかなかその実現というのは難しい。課長がお答えしましたように、実質上でいろんなところで絡みながら、連携しながらやっているというのが実態であろうと思います。

○二見委員長 関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、ほかの項目についての質疑がありましたらお願いします。

○松村委員 質問が偏ってますけれども、大変申しわけないです。中小企業融資制度貸付金、11ページでございますけれども、予算額で349億ということで、中小企業の仕事には融資というのは、これはとても大事なことですけれども、これだけの予算を準備していただいているということには、本当にありがたいことなんでしょうけれども、協調融資ということで、金融機関がこの審査等も行って全部やっていくわけでしょうけれども、実際、毎年実績的には349億というのが余裕があるのか、総額994億ですよ。これが余裕があるのか、執行残が毎年残っていったり、あるいは不足なのかということも出てくるんでしょうけれども、この近年の融資の状況はどうなのかなと。本当はどんどん使っていただいて、どんどんお金を回していただいて、設備投資したり、いろいろやって、活性化させていただくほうがありがたいんですけれども、宮崎の経済というか、そこが非常に強くないから、借りる余力もないという現状があるのか、それとも、もう不足し

て困っているのか、ここ数年の融資実績の動向についてちょっとお聞かせ願いたい。

○門内経営金融支援室長 融資実績についてお答えをいたします。

まず、平成26年度でございますけれども、159億でございます。平成25年度が189億、平成24年度が160億、平成23年度が181億、平成22年度が326億ということでございまして、新規融資の実績につきましては、減少傾向にございます。残高についても、同じようにやはり減少傾向にございまして、平成26年度の残高で申しますと478億という状況でございます。

県の融資制度につきまして、一番ピークが平成20年度でございます。平成20年度の新規融資が512億ございました。残高についてのピークは翌21年度で829億ということでございます。

平成20年度の経済の状況でございますけれども、平成20年度はリーマンショックがあったということでございまして、やはり、県の融資制度につきましては、セーフティネットとして非常に活用される制度がございます。

県といたしましては、そういった事態に対応できるように十分に融資枠は確保しておきたいということでございます。

ただ、現状といたしましては、融資枠についてはかなり余裕があるという状況でございます。

○松村委員 一番利用が多かったのはリーマンショックということで、厳しい経営環境の中で利用がふえたということだと思っておりますけれども、状況としては、今景気としては非常に上り調子で、上がると判断したときに、新たな設備投資が必要とされる、両局面がこれはあると思っております。だから、現状ではちょっと利用が少なくなっているということだけれど、ある程度、やっぱりこれぐらい準備していただくというところ

が妥当なところかなと思いましたが、余裕があるということは確認させていただきましたので、またよろしく願いいたします。

○二見委員長 関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかの項目につきましての質問をお願いします。

○蓬原委員 19ページ、言葉の解釈なんですけれど、初めて聞いた言葉なんで、「造り込みの分野」、何か非常に造りにこだわるという意味かなということかなと。

○野間産業振興課長 「造り込み」という言葉を使っていますけれど、要は、販売に対する製造というふうな、簡単にいうとそういうことで解釈いただきたいと思います。

○蓬原委員 この言葉を使い出したのは今回が初めてですか。

○野間産業振興課長 こういうふうに使いはじめたのは今回からです。

○蓬原委員 わかりました。

○西村委員 この北部九州フロンティアオフィスの現状を少し教えていただきたいと思います。

○野間産業振興課長 26年5月に設置しまして、現在5社が入居しております。5室あるんですけれども、1室を共同で使っているところがありますので、1室は空いている状況でございます。設置当初からの成果としましては、成約の件数が86件という状況でございます。

○西村委員 またことしも運営事業ということで、入っている企業を支援していくと思うんですけれど、非常に成果が出ているんですけれど、これからの展望として、まださらに本県につながるビジネスチャンスというのは広がっていく状況にあるんでしょうか。

○野間産業振興課長 オフィスを設置しまして、

成果が上がったわけですけれども、今後ともふやしていかないといけないと思ってるんですが、それで、今後の展開としましては、19ページの②のところに書いてますけれども、東九州連携による開拓支援ということで、東九州自動車道が開通しまして、宮崎県が北部九州のほうに企業が進出していったと。それで、九州内の企業で仕事を取り合うというわけにはいきませんので、今後は、九州にあるメーカーが関西地区とか東海地区から部品の供給を受けてますので、そういうふうな部品を実際に今度は九州内の企業でつくるようにやっていきたいと思います。それで、連携して関西方面だとか東海地区からの仕事をとりにいくということの展開を考えているところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。

○蓬原委員 86件の成約で、金額にして大体どれぐらいでしょうか。

○野間産業振興課長 金額が企業さんの契約上出せないということで、何とか今のところ件数だけを教えていただいているという状況でございます。

○蓬原委員 経済ですから、最終的には、外貨獲得ということも言っているわけで、それは、企業さんに細かいとこまでは聞くことはできなくても、この86件、平成25年度から始めて、大体どれぐらいの受注をいただいたのか、それはやっぱりつかんでおくべきだと思います。

○野間産業振興課長 おっしゃるとおりでございます。ある程度の金額というのは、非常に大ざっぱな額というのは聞くわけですけれども、公表というか公開はちょっとできないということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○蓬原委員 県が支援して事務所をつくって、

それが出発点になってやっているわけですから、個人的なつながりの中でも、大体どれぐらいだったのかというのはやっぱりやっておく必要があると思います。今後お願いします。

○横田委員 新技術とか新工法を展示商談会等で提案をして、メーカーに使ってもらおうということだと思うんですけど、これは、メーカーのほうからこういう部品を考えてくれないかとか言われて、新技術とか新工法を考えるのか、それとも、自分たち独自でこういう商品を出して、これをメーカーに使ってもらおうとって売り込むのか、それはどっちなのでしょう。

○野間産業振興課長 両方あるわけでございまして、メーカーのほうからこういう部品をつくってほしいからという提示がある場合もありますし、企業のほうから、うちではこういうふうな加工ができるよとか、そういうのを提示する場合も両方ございます。実際、ダイハツ九州さんのほうでは、工場のほうでこういう部品をつくってほしいから、ちょっとみんな見に来てくれないかというふうな、企業側から展示会みたいのが実施されている場合もありますし、通常、県のほうとかで実施する展示会は、企業のほうからこういうものがうちではできますというように提案するという形になっております。

○横田委員 すごい資金を投入して新たな商品とかを開発して見てもらったんだけど、全然振り向いてもらえなかった、採用してもらえなかったということも結構あるわけですよ。すごくリスクも大きいなと思ったものですから。

○野間産業振興課長 最初から大きな投資をするというのはなかなか企業さんも冒険ですのでできませんので、実態としては、企業さんができる部分から少しずつ受注を成約させて、それで、だんだんこれはやっていけるという見込み

が立てば、また投資をするという形でいくと思いますので、大きな設備投資をしたけれども、受注がとれなかったという話は余り聞いてはおりません。

○高橋委員 15ページの産学金労官プラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業ですけれど、本県の課題ですよ。中小企業の多い本県の課題。ここにありますように、低い水準にある労働生産性とか、賃金水準を改善する、その目的を達成する事業だと思うんですが、事業の内容に、中核的事業とか成長期待企業とあるものですから、18ページのこの地域中核的企業育成強化事業との関連というか、関係はあるのでしょうか。何かその説明をいただくとありがたい。

○門内経営金融支援室長 成長期待企業と地域中核的企業についてでございますけれども、成長期待企業については、独自の技術力や競争力のあるビジネスモデルを持って、今後の成長が期待される企業ということで、地域中核的企業につきましては、今後の成長が期待される企業のうちで、域外から外貨を獲得して、地域内に循環をすることなどによって、特に、地域経済への波及効果が高いものということで、地域中核的企業につきましては、地域経済の高い効果が見込まれるということで、地域中核的企業育成・強化事業によって重点的に支援をしていくということでございます。

○高橋委員 地域中核的企業というのは、主に外貨を稼げる企業だよということだと思うんですが、要するに、私どもからしたら、県内にいる中小企業が成長してくれること、賃金水準を上げてくれること、労働生産性を高めるからそうなるでしょうけれど。プラットフォームによるこの事業というのは、まず、コーディネータ

一を配置して、そういった企業を選定をするという作業がありますよね。その後に、事業内容の概要のところ、いろいろ訪問支援したり、いろいろやっていくんでしょうが、今いらっしゃるコーディネーターとかが配置されているじゃないですか。こういう人たちの役割というのはどうなるのかなと思いつつながら、説明聞きながら、そういう人たちの活躍の場は、別な相談支援でいっぱいだから、これはこれで別な人が携わるんですよということで理解をすべきなんじゃないでしょうか。

○門内経営金融支援室長 このプラットフォームの事業につきましても、宮崎県産業振興機構内にコーディネーター等を配置した事務局を置くということでございまして、もちろんこのコーディネーターを活用して、発掘、選定を行うわけですが、そのほかに、現在、産業振興機構内に配置されているコーディネーター、それから、他の機関にいる人材、こういったものを全て活用いたしまして、それぞれの機関が持つ力を全て結集して、その上で情報等を共有して企業を発掘、選定、支援していくということでございます。

○高橋委員 よくわかりました。今よく執行部の方が使われますけれど、施策の総動員とか、人の総動員も今おっしゃったようにあるみたいですから、本当、宮崎の地方創生、宮崎の中小企業の育成は、最大の課題だと思っております。いわゆる高卒の子供たち、あるいは大学に行った子供たちが帰ってくるための環境をつくる、そういう事業だと思いますから、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

○蓬原委員 関連しますけれど、事業の目的のところ、低い水準にある労働生産性や賃金水準、これはもういろんな大きな意味を含んでい

ると思います。この賃金水準ということは、若者が地元で定着できるかという地方創生にも絡んで、将来的には賃金の水準ができるだけ上がるように努力していかないといけないわけですが、あんまり今度は賃金水準が上がると、企業が来づらくなるという負の側面もありますけれど、でも、基本は、みんなそれぞれよりよい生活を目指していくわけだから、賃金水準を上げるということはあるんですが、もう一つ、言葉の中に、この前も委員会で言ったと思いますが、労働集約、あるいは技術集約という言葉があります。だから、労働集約もなんですけれど、やっぱり技術の水準を上げていかないとなかなか産業は興らない。

先ほどの横田議員の意見もそうなんですけれど、東九州自動車道を生かすに当たって提案して仕事があるのか、向こうからの需要があって、それに対してものをつくるのかって、やっぱり技術を上げていくための必要性というのは、企業城下町という言葉も使いましたが、大きなメーカーが必要とする技術があって、そこにこれまでにないものを、言葉によっては無理難題なものを要求してくるわけです。それを必死で頑張って知恵を絞ってできていったものが、そういう一つの企業城下町として技術が栄えていくということもあることと、その親会社の技術をこちらに移入してくるという、関西の話も出ましたが、そういう効果があると思うので、将来的には、ここには技術の集約、技術の水準をいろんなところで上げていく、そのことがまたいろんな職種の広がり、製造という見方に限って言えばなっていくだろうと思うので、できたら、ここに低いという言い方は失礼になるから言いづらくもしいれんけれど、技術の水準を上げていくという、技術の集約度を上

げていくということも、どこかで何か政策としてやっていけると、総合的にこの宮崎県の農業を主体とした、あるいは第2次産業を主体とする、その結果、第3次産業が栄えていくといういい形ができていくんじゃないかなと思うんです。技術の水準というようなことも、どこかで将来入れていただくといいなという意見も申し上げておきたいと思います。

それで、質問ですが、①にこの選定した企業に対してとありますけれど、この企業というのは、大体何社ぐらいが対象になりそうなんですか。

○門内経営金融支援室長 選定企業につきましては、これから立ち上げるプラットフォームにおきまして内容を検討して選定していくということになります。今のところ、考えているのは、おおむね100社前後から選定していくというようなことで考えているところでございます。

○二見委員長 関連質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかの項目についての質問を。

○野崎委員 22ページの「さあ、みやざきで働こう！」高校生のことなんですけれど、事業内容の1のアで県内就職支援員を私立高校に配置するということなんです。今まで私立高校はどうやって県内企業の情報を収集していたのか、今までなかったんですか。こういうのがなくて、今までどうされていたのかと。もう一件は、数字がわかればいいんですけど、私立と県立の県内の就職率、どちらが宮崎に働いているのかわかれば、わからなければいいんです。

もう一点は、3の事業の②の宮崎版デュアルシステムのイメージがわからないので、そこをもう一回説明していただきたいのと。その県内

企業と学校が連携してとありますけれど、この学校というのは、全学校を示すのか、私学も県立も。そのものづくりの企業とありますけれど、業種も全ての業種を指して言われているのか、その点を教えていただきたいと思います。

○天辰地域雇用対策室長 まず、一番最初の今まで私立高校についてはどうだったのかということにつきましては、こういう支援員につきましては、県立高校には、従来からコーディネーターがいたわけですが、私立高校はおりませんでしたので、高校独自にそういった企業情報の収集なりを行っていたといった状況がございます。それで、今回初めて私立高校については、こういった支援員を配置して、情報の共有を図っていきたいということで、こういう事業を打ち出したことになっております。

2点目の私立と県立の県内、県外の就職の状況、これちょっと数字が手元にございませんで、確認させていただきたいと思います。

○野間産業振興課長 ②の宮崎県版デュアルシステムについて、地域雇用対策室の事業なんですけれども、今年度、当課のほうで同様の事業をやっておりますので、私のほうで説明させていただきますと思います。

一般にそのデュアルシステムといったときには、学校教育と職業訓練を同時に行うというシステムを指すわけですが、具体的には、学校教育の中で月単位の職業訓練を行って、その職業訓練を学校の単位として認定するという制度でございます。本年度行っております県のほうの事業といたしましては2つあるわけですが、一つは、生徒に企業の現場を見させて、ただ見学するだけじゃなくて、見学に行く前にいろいろ基礎的な情報を与えておいて、見学させた後に、実際にいろいろこういう改善す

る部分が何かなかったかとか、そういうことを考えさせるとというのが一つと。あと、企業の実際の技術者の人が学校に出向くなりして、そこで一緒に実際に物をつくると。例えば、今年度実施しましたのは、宮崎工業高校のソーラーカーがありますけれども、あれの車体の塗装技術を実際の企業の人と一緒にやってみるとか、一つは、溶接技術を現場の技術者の方に教わるということをやっております。期間的には、月単位じゃなくて短いんですけども、今年度初めてそういうことをやりましたので、今後、学校現場とも話をして、できるだけそういうものを定着させていきたいと考えているところです。

それで、御質問にありました学校の対象が県立高校、私立高校どうなんだということで、これは、両方対象にいたします。職種につきましても、今年度は、さっき言いましたように、溶接とか塗装とか、もう一つ木工もやっております。来年度の事業としては、ICTの産業も入りますので、業種は全般を考えております。

○二見委員長 関連質問はありませんか。なければいいですか。私もちょっとこの件についてお聞きしようと思ってたんですけども、というのは、さきの委員会のおきも、部長からもこういう、要するに企業と学生たちとの接点をつくって、もっと県内の企業を知ってもらおうという思いがよくわかったんですけども、正直この事業の効果と言ったら、県内企業が、人材がほしいけれどもなかなか今人がいない、募集しても来ないといったこういうニーズと、学生たち、子供たちがちゃんとしっかりとした仕事につきたい、いい仕事をしたい、やりたいことをやりたい、そういったお互いのニーズがマッチングするというか、非常にかみ合いやすい事業なんだと思うんです。これは、今回、県内就

職率が低かったという点がきっかけで始まる事業かもしれませんが、本来は、現場同士でやらないといけないことなんだと思うんです。

この間、都城商工会議所のある企業の方とお話ししたときに、学校の就職担当の方と話したら、その担当の方が地元の企業のことを知らない。ですから、今回のこの事業が生まれるわけなんですけど、だからこそ、今回、都城商工会議所が自分たちの企業のアピール事業をするというお話を、部長も聞いていらっしゃると思いますが、そういう形を各商工会議所なり、商工会なりで独自に動いてもらっていくという方向性をつくっていくことが大事なことなんじゃないかなと思うんですが、今回は、この地方創生推進交付金とか、県営電気事業の基金を使うということなんですけど、そういう将来への見通しというものは何か考えていらっしゃるんでしょうか。

○永山商工観光労働部長 おっしゃるとおり、我々の問題意識としても、学校現場と企業の距離が遠い、そこを埋める努力を行政としてできることには恐らく限界があると思ってます。こういう機運の醸成を図っていくと、そして、つなぐ、橋渡しをするというのが行政の役割だと思ってます。

開催しました雇用政策懇談会の場面でも、産業界の方々に来ていただきましたけれども、この問題深く議論した上で、各商工会議所においては、既に指示が出て、この問題についての担当をそれぞれ1人ずつ張りつけるということになりました。

それから、中小企業家同友会においても、この問題を深く受けとめていただいで、ディスカッション等もしていただいでいるところがございます。我々としては、各団体と企業、学校がもつ

と近くなるように、それぞれの団体が自主的に動いてもらう、それを我々がサポートするような形に持っていきたい。そのためにも、こういう県の事業をしっかりと打ち出して、よく使っていただくということが必要かなと思っております。

○二見委員長 要するに、システムをつくっていくことが大事だと思いますので、ずっとやっていけないといけないという事業ではなくて、うまく回り出すための先を見通した方法でやっていっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○蓬原委員 数字だけです。今の高校生の就職に関してですが、今、求人倍率がよくなってきてたんですけれど、新卒の高校生に対する会社の求人数、いわゆる1人当たり何社かというバロメーターがあると思うんですけれど、今どの程度まで上がってきているんでしょうか、わかったら教えてください。

○天辰地域雇用対策室長 しばらくちょっとお時間いただきたいと思っております。

○松村委員 48ページ、中小企業振興条例の一部改正につきまして、基本的な考え方の中では、1の持続的発展ということ、事業の持続的発展を図ることということが書いてあります。5番目に基本方針の追加の12条という中で、企業の創業、事業継承というのはよろしいんですけれど、その後に事業の廃止ということが今度うたっているんですけれど、これはめずらしいなと思って、廃止をどうやって助成するのかとか、ちょっと後ろ向きかなというようなイメージもあるんですけど、ここは何かイメージして書かれていると思うんですけれど、ここの事業廃止の環境整備というのは、どういうところを、何かあると思うんです。

○日下商工政策課長 おっしゃるとおり、廃止をせずにしっかりと事業承継をしていくというのが、まずは何よりも大事だと思いますが、やむを得ず廃止に至ってしまうケースというのも、やはり本県の場合においても多いと、廃業してしまうケースというのも多いという話もございます。

したがって、そういったその廃業に至るような事業者さんが、今回につきましては、円滑に行えるように、そのための環境整備を図るのが目的で、例えば、金融機関であったりとか、そういったところもしっかりと情報共有を図りながら、廃止に当たって、例えば、手続面も含めて、セミナーを開くなどして、こういった形で進めていくのかというのを円滑に行えるような取り組みというのをしていこうというのがこの目的でございます。

○松村委員 事業は倒産もあるけれども、廃止ってありますよね。目に見えない、もうほとんど廃止状態の会社もあるんでしょうけれど、この円滑な事業廃止のため環境整備をどう具体的に施策にのせていくかということをやちょっと楽しみにしております。これはなかなかわかりにくいので、事業の廃止って勝手にやめていくというのものもあるんですけれど、法務局に届けばいいんですけれど、会社をもうやめますというのをやればもう終わりなんですけれど、ただ、残った後の環境というのがあるんです。商店街でも、ほとんどやめている企業みたいなお店がいっぱいあるんです。ただ、やめていないんです。やめていないだけに、そこを集約する難しさがあったり、農地と一緒にですね。農地も親から継いだ農地だからといって、ずっと持っているところがあって、なかなか新しいところにステップするのに、ネックになっているというところ

こもあります。

商店街等でも、本当に円滑な廃業ができれば、空き店舗を有効に使いたり、次のステップに進み出すいい事業を取り込むことができるかもしれない。私は、円滑な事業廃止のための環境整備、おもしろい視点でこの条例の中に入れたなと思います。次の施策の展開を楽しみにします。

○日下商工政策課長 おっしゃるとおり、非常にそういった状態があるというのは、本県の経済にとっても、非常にある意味もったいない状況というのがあると思いますので、本当にその辺をまずは相談できる体制だと思うんです。そういった状況にある事業者さんが、今後どうすればいいのかというのをしっかりとわかるような相談窓口の設置であったり、そういったことで取り組みを進めていきたいなと思っております。まずはそういったところで相談をして、今後どうすればいいのかというのは、本当にいろいろ考えることができるような、そういった体制というのをつくっていききたいなと思ってます。よろしく願いいたします。

○二見委員長 ほかに質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ここで休憩に入らせていただきたいと思います。午後再開を1時5分にしようかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午後0時0分休憩

午後1時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

議案等についての質疑はありませんか。

○日下商工政策課長 午前中の質疑におきまして、ものづくり補助金につきまして、蓬原委員から御質問をいただいた件につきまして、修正のほうをさせていただければと思います。午前中に申し上げた3カ年の累計281件という御説明をさせていただきましたが、こちら1次公募の数でございまして、2次公募も合わせますと、それぞれ24から26までの3カ年で合計で371件の採択件数ということで、その採択額は合わせまして33億1,500万円ほどということになっております。

訂正いたします。申しわけございません。

○天辰地域雇用対策室長 午前中の質疑につきましてお答えしたいと思います。

まず、1点目が、野崎委員からありました公立、私立別の県内就職率についてでございます。実は、県内就職率は、昨年3月卒業生につきまして、54%ということで学校基本調査の数字を出しておりますけれども、実はこの調査では、公立、私立別の数字が出ておりませんので、別途、労働局が出している数字、若干就職者数が違いますので、労働局の数字では、県内就職率54.3という数字が出ております。これに対する県立、私立別の数字が出ましたのでお答えしたいと思います。県立高校が52.8%、私立高校が57.6%、私立のほう県内就職率は高くなっております。

続きまして、蓬原委員のほうからありました高校生の求人状況についてでありますけれども、ことしの3月卒業予定者につきまして、直近の1月末現在の数字でいいますと、求職者、生徒の数が2,718名に対しまして、求人数が3,340名。ただし、この求人につきましては、県内企業からの求人数、これはハローワークの数字ですけ

れども、これしか出ておりません。通常求人を出すときには、県内企業の求人数しか出ておりません。なぜかといいますと、学校に来ます県外からの求人につきましては、全国で求人がかかるものですから、宮崎から何名という求人が出てこないということで、通常、求人数につきましては、ハローワーク経由の県内の求人数をもとに数字を出しております。よって、求人数3,340に対して、求職者2,718で、倍率でいいますと、求人倍率1.23という数字が出ております。

以上でございます。

○蓬原委員 傾向としては、過去数年で比較してどういう数字になっていますか。

○天辰地域雇用対策室長 今手元でございます昨年同期の数字とみますと、昨年が倍率でいいますと1.08、その前は1を切るような状況でしたので、状況としてはよくなってきております。

○蓬原委員 わかりました。

○久松労働政策課長 済みません。午前中に女性再就職応援事業で御説明いたしましたけれど、ちょっと説明が不十分なところがございました。

事業内容として、2本ございましたけれども、セミナーと就職サポート事業ということで御説明したんですけれども、この事業はそれぞれ独立した事業でございまして、再就職支援セミナーは、就職をためらっている方を応援するという事業、それと、サポート事業については、職業訓練を受けたい人だけれども、その子供さんの関係で、それがネックになっているところで、事業としては別々の事業としております。

以上でございます。

○二見委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○日下商工政策課長 その他報告事項といたしまして、「みやざき産業振興戦略」案につきまして御説明を申し上げます。

常任委員会資料49ページをお開きください。

まず、1の策定の趣旨でございますが、地方創生が大きなテーマとなる中、若者が県内に残り、あるいは本県に住みたいと思えるような地域をつくるためには、県内産業の振興により、安定的かつ良質な雇用を確保する必要があります。このため、地方創生の実現に向けまして、産学官労官連携のもと、今後の施策を戦略的・効果的に実行するためにこの戦略を策定するものでございまして、期間といたしましては、4にございますが、平成28年度から30年度までの3カ年度を計画期間としているところでございます。

2の全体を通した理念といたしましては、国内外から外貨を獲得いたしまして、それをしっかりと県内に循環させることで、本県の経済活性化と県民所得の向上を図るとともに、将来の新たな産業の創出に向けて基盤づくりをしっかりと行うというものでございます。

目標といたしましては、3にございますとおり、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を設定をしているところでございます。

それでは、こちらの「みやざき産業振興戦略」案の本体をお開きいただきたいと思います。17ページをお開きいただければと思います。

戦略策定に当たっての基本的方向性というところでございます。まず、この策定に当たっての現状でございますが、本県の現状といたしましては、労働生産性が低い、県民所得が低い、

平均賃金が低いと、こういった状況がございます。この分析、これにつきましては、分析の結果というところにも記載させていただいておりますが、本県の企業の規模の問題、それから、県際収支の問題、それから、産業構造の問題、こういった課題、この問題が背景にあると考えているところでございます。

こういった課題を解決をするためには、やはり、企業による経済活動を活性化させるとともに、本県の特性や強みを生かした成長産業を育成することが必要であるということで、このための具体的な取り組みを整理をさせていただいております。具体的には、右のところに書かせていただいているものでございます。

こちらを受けました具体的な戦略といたしまして、20ページをお開きください。

4つの戦略、外貨を獲得し、県内の経済循環に寄与する中核企業の育成、小規模企業の競争力・経営力の強化、商業・サービス業の振興、成長期待産業の振興、これを位置づけておりまして、その下に合わせて5つの実現のためのプロジェクトを位置づけたのがこの戦略でございます。

それぞれのプロジェクトのポイントにつきましては、常任委員会資料に戻っていただきまして、49ページ、それから、50ページにA3の大きな資料をつけさせていただいております。こちらをごらんいただければと思います。

A3のこのオレンジの資料でございます。1つ目のプロジェクトが中核企業育成プロジェクトでございます。

企業の規模が大きくなるほど労働生産性が高くなるという実態を踏まえまして、本県の中核となるような企業を育成するものでございます。産学金労官からなる企業成長促進プラットフォーム

を構築して、各構成機関の目利きにより地域経済を牽引することが期待されるような企業の発掘を行い、その企業に対して、各機関が持つ支援ノウハウや施策を効率的に集中投入することで、企業の成長促進等を図るものでございます。

2つ目の戦略プロジェクト、これが小規模企業支援プロジェクトでございます。県内の99%を占める中小企業、88%を占める小規模企業については、地域の経済の安定と雇用などを支えていることから、しっかりとその底上げを図ろうというものでございまして、商工会等の経営支援機能を強化するとともに、明確なビジョン・戦略に基づく経営、需要開拓等を促進してまいります。

あわせまして、新しい価値やサービスを創造し、急成長する企業、スタートアップを強力に発掘・育成することで、地方における創業支援のロールモデルとなるよう、「スタートアップの聖地ミヤザキ」を目指す取り組みを進めてまいります。

3つ目が、商業・サービス業活性化プロジェクトでございます。商業・サービス業の機能を維持・充実させるためには、拠点となる中心部とその周辺部をネットワークで結びながら、周辺地域を含めた地域全体の持続可能性を高める、いわゆるコンパクトシティの取り組み、また、小さな拠点の考え方、これを踏まえながら、中心市街地や山間部の拠点形成に向けて、タウンマネージャーの育成などによりまして、地域の多様な主体が参画したシステムづくりを推進してまいります。

4つ目が、産業集積プロジェクトでございます。県内に付加価値をとどめるためには、産業集積が必要でございます。これまでもフードビ

ビジネスの推進、東九州メディカルバレー構想を初めとした医療機器関連産業の振興、東九州自動車道の開通を生かした自動車産業の振興に取り組んできたところでございますが、今後は、こういった取り組みに加えまして、ICT産業の集積やIoTの推進、再生可能エネルギーの活用等、本県の特性を生かした環境産業の振興を進めてまいります。

最後が、未来産業（夢）プロジェクトでございます。本県の強みなどを生かしまして、新たな産業を推進しようというものでございまして、2つの産業、航空機産業、それから、スポーツ・ヘルスケア産業を取り上げたものでございます。このうち、スポーツ・ヘルスケア産業につきましては、全国的にスポーツ産業や健康関連産業の拡大が見込まれる中、まさに本県の強みでございます食や観光とスポーツ・ヘルスケア、これを融合させることによりまして、新たな産業として確立しようというものでございまして、機能性食品の開発促進や、ヘルスツーリズムなどの取り組みを推進してまいります。

また、これらの各プロジェクトを推進するに当たりましては、産学官によるサポートシステムが大変重要でございます。これを構築していきたいと考えております。

具体的には、下に3つございます。まず、企業成長促進プラットフォームにおきまして、本県の中核となる企業を育成するための産学官が集中的な支援を行っていきたく思います。また、産業人財育成プラットフォームにおきましては、「みやざきビジネスアカデミー（MBA）」といたしまして、産業振興の中核となる人材の育成を図ってまいります。最後のオープンイノベーションエンジンにおきましては、AI（人工知能）などの技術革新やロボット技術と

いったイノベーションを持続的に生み出すことができるよう、産学官による人材交流、橋渡し研究、また、事業化支援等を総動員等で取り組む環境の整備を行ってまいります。

以上が、産業振興戦略の案でございます。しっかりと指標を定めておりますので、関係機関で構築するプラットフォームのもと、しっかり進捗管理を図りながら取り組みを推進してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

〇二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 それでは、以上をもって、商工政策課、産業振興課、労働政策課の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時22分再開

〇二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

〇日高企業立地課長 企業立地課の当初予算について御説明を申し上げます。

平成28年度歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、ページでいきますと261ページをお開きください。

企業立地課の平成28年度当初予算額は、12億5,376万4,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明をいたします。263ページをごらんください。

初めに、（事項）企業立地基盤整備等対策費2,579万4,000円であります。これは、企業立

地の受け皿となる工業団地等の基盤整備や維持管理などに要する経費でありまして、その主な内容として、説明欄2の「みやざき地域振興工業団地整備促進事業」は、市町村が工業団地を整備する際に県が一定の支援を行うものであります。

また、5の「「田舎で起業」働く拠点づくり推進事業」は、中山間地域の空き店舗、あるいは廃校などの未利用施設について、新規創業やIT企業などの拠点とするための整備を行う市町村へ補助を行うものであります。

次に、(事項) 企業誘致活動等対策費3,330万6,000円であります。説明欄1の情報収集整備事業は、企業誘致活動や情報収集に要する経費であり、2の情報発信事業は、パンフレットやホームページでの広報発信や県内の企業立地促進協議会の負担金等に要する経費であります。

4の改善事業「企業誘致推進ネットワーク強化事業」につきましては、後ほど常任委員会説明資料で説明をさせていただきます。

264ページをお願いします。

(事項) 立地企業フォローアップ等対策費11億126万円であります。

説明欄1の企業立地促進フォローアップ強化事業は、立地企業の県内での定着や事業拡大を支援するためのフォローアップ活動に要する経費であります。

2の改善事業「企業立地促進補助金」につきましては、本県での企業立地に対するインセンティブとして、新規雇用人数や投資額などの実績に基づき交付するもので、おおむね前年度並みを計上いたしておりますが、28年度は改善点として、新たな補助メニューを創設したいと考えております。その具体的な内容は、後ほど常任委員会資料で説明をさせていただきます。

それでは、続きまして、主な新規・重点事業につきまして、常任委員会資料で御説明をいたします。資料の27ページをお願いいたします。

始めに、改善事業「企業誘致推進ネットワーク強化事業」であります。この事業は、県外への企業誘致コーディネーターの配置を行うものであります。本県機能の地方移転を、国が推進するなど、企業立地に関する自治体間の競争が業種を問わず激化している状況がございます。現在は、企業誘致コーディネーター業務について、民間企業OBなど、専門的な分野に豊富な知見や人脈を持つ個人を配置しているところですが、今後は、基本的に法人に業務委託をすることとし、分野を超えて幅広く企業にアプローチを図っていくものであります。

例えば、事業拡大や地方進出等を支援するコンサルティング会社、あるいは人材の確保、育成などを請け負う企業など、日ごろから多様な企業につながりを持つ法人に企業誘致コーディネーター業務を委託し、県外事務所や県産業振興機構の取引開拓アドバイザーなどの関係機関とも連携を図りながら、情報収集や本県への誘致活動を行ってもらえるようなイメージを持っております。

委託先は、関東エリアに2社、中部・関西エリアに1社としておりまして、この事業を通じまして、民間が持つネットワークをより有効に企業立地に活用できるものと考えております。予算額は787万2,000円であります。

次に、28ページでございます。

改善事業「企業立地促進補助金」ですが、この事業における今回の改善点であります。新規雇用者数や投資額などに応じた助成を行う従来のメニューに加えまして、県外企業にとって本県での新たな拠点開設時における存外な負担と

なっております、立ち上げ担当者の航空運賃等の旅費負担あるいは人材の確保及び育成に係る費用など、初期費用の2分の1を助成して、負担軽減を図るための補助メニューを立地企業スタートアップ支援として創設いたしまして、県外企業にとっての本県進出へのインセンティブを高め、さらなる企業立地の推進に結びつけていこうというものであります。

最後になりますが、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、御説明をさせていただきます。

別冊資料、決算特別委員会指摘要望事項に係る対応状況の5ページをお開きください。

5ページの(3)の上段の⑥にありますとおり、企業立地及び定着に向けた取り組みの推進について、個別的指摘要望事項がありました。このことにつきましては、まさに企業立地という業務にとって一番大事なところをついたものと認識をいたしております。

先般の平成27年度補正予算では首都圏での企業立地セミナーの実施などを計上いたしました。平成28年度当初予算案におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、企業誘致コーディネーター業務を法人等に委託するように見直すなど、取り組みの強化に努めているところであります。

今後とも、県外事務所や市町村とも連携を図りながら、企業立地活動を一層推進するとともに、立地企業へのきめ細かなフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○福嶋観光推進課長 続きます。観光推進課の当初予算について御説明いたします。

平成28年度歳出予算説明資料のインデックスで観光推進課のところ、265ページをお開きくだ

さい。

観光推進課の平成28年度当初予算は、9億4,364万2,000円となっております。うち、一般会計が7億6,851万7,000円、その下、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計が129万2,000円、県営国民宿舎特別会計が1億7,383万3,000円となっております。

それでは、一般会計の主な事業について御説明いたします。267ページをお開きください。

まず、(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費の1億1,721万6,000円ですが、これは、県営国民宿舎特別会計に対する繰出金であります。

268ページをお開きください。

(事項) 観光振興費5,757万6,000円でありませ

ず。説明欄3の新規事業「「稼ぐみやざき観光」宮崎版DMO創造事業」ですが、事業内容につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次の(事項) 観光・MICE誘致促進事業費1億1,606万9,000円であります。まず、説明欄1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金4,785万2,000円ですが、これは、本県観光推進の中核機関である公益財団法人みやざき観光コンベンション協会に対し、運営費を補助するものであります。

次に、2のみやざきMICE推進事業5,821万7,000円ですが、これは、厳しいMICEの誘致競争を勝ち抜くため、MICE誘致や受け入れ体制の整備等を行い、南九州におけるMICE拠点都市を目指すものであります。

3の新規事業「本県の強みを生かしたMICE開催支援推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次のページをごらんください。

(事項) 観光交流基盤整備費2,549万7,000円
であります。

説明欄2の魅力ある観光地づくり総合支援事業2,374万7,000円ですが、これは、市町村等が取り組む観光客の受入体制やスポーツ環境の整備などを支援し、地域主導による魅力ある観光地づくりを推進するものであります。

次に、(事項) 国内観光宣伝事業費4,079万7,000円
であります。

まず、説明欄2の東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業1,000万円ですが、これは、東九州自動車道の開通を契機として、北部九州や四国地方等を主なターゲットに大分県と共同して観光PRを行い誘客促進を図るものであります。

次に、5の「日本のひなた宮崎県」国内誘客促進事業1,806万8,000円ですが、これは、食や神話、体験型観光といった本県の魅力を「日本のひなた宮崎県」のイメージを通して情報発信することで、全国からの一層の誘客促進を図るものであります。

6の新規事業「教育旅行誘致推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) 国際観光宣伝事業費2,883万2,000円
であります。

説明欄1の東アジア等インバウンド推進事業2,883万2,000円ですが、これは、インバウンドのさらなる推進に向けて、国際定期便のある韓国、台湾、香港での認知度向上の強化などを行うとともに、近年増加傾向にあるクルーズ船の誘致促進を図るものであります。

次に、(事項) 記紀編さん記念事業費3,067万円
であります。

次のページの説明欄2の改善事業「神話の源

流〜はじまりの物語」ブランド磨き上げ事業」、4の新規事業「神話のふるさと みやざき」魅力づくり推進事業」ですが、後ほど常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費6,781万7,000円
であります。

まず、説明欄2のスポーツランドみやざき推進強化事業2,600万9,000円ですが、これは、プロスポーツキャンプやスポーツイベント等の誘致のほか、スポーツメディカルの取り組みなど、受け入れ環境のさらなる向上に努め、スポーツランドみやざきの推進強化を図るものであります。

次に、3のプロ野球キャンプ環境充実強化事業1,921万9,000円ですが、これは、既存球団の長期滞在と新規球団のキャンプ誘致を促進するため、プロ野球球団の練習試合「球春みやざきベースボールゲームズ」を開催するものであります。

4の東京オリンピック・パラリンピック等おもてなし推進事業1,999万7,000円ですが、これは、2020年オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え、参加国のキャンプ地を本県に誘致するため、市町村等と連携した誘致体制の環境整備などを行うほか、開会式セレモニーにおける天岩戸開き神話の採用や、文化プログラムへの参画に向けたPRを行うものであります。

次のページをごらんください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費129万2,000円
ですが、これは、施設の維持、補修費など
あります。

次に、272ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。(事項) 国

民舎えびの高原荘運営費1,496万7,000円、その次の(事項)国民宿舎高千穂荘運営費229万2,000円ですが、こちらにつきましても、施設の維持、補修費などがあります。

次に、(款)の科目、公債費1億5,657万4,000円があります。これは、高千穂荘の建設起債の償還金であります。

なお、特別会計は、別途配付の平成28年2月定例県議会提出議案の議案第9号及び議案第10号にもありますが、重複いたしますので、この説明にかえさせていただきます。

次に、新規・改善事業について御説明をいたします。常任委員会資料の29ページをお開きください。

新規事業「「稼ぐみやざき観光」宮崎版DMO創造事業」であります。

まず、1の事業目的・背景であります。観光は地方創生の原動力となっており、データに基づいた戦略づくりやニーズの変化に対応できる機動力のある体制が求められており、マーケティング機能の構築や観光人材の育成、戦略的商品造成機能の強化に取り組むことにより、みやざき観光コンベンション協会を核にした宮崎版DMOの形成を目指すものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は、5,121万3,000円をお願いしております。

(3)の事業内容ですが、①のとおり、県内の観光団体等のマーケティング機能が高められるよう戦略立案、成果検証等に必要なデータ収集・分析の手法等を調査し、継続的に活用される仕組みを構築するほか、②のとおり、本県ならではの魅力的な観光商品を提供できる「稼ぐみやざき観光」を支える人財を育成するための塾を開講し、観光事業者等の企画・立案、事業化の支援を行います。また、③のとおり、市場ニ

ーズを取り込んだ新たな旅行商品造成や着地型観光、インターネット等を活用した誘客などの新たなモデル事業を展開いたします。

31ページをお開きください。

新規事業「本県の強みを生かしたMICE開催支援推進事業」であります。まず、1の事業目的・背景であります。本県の誇る農業分野等の強みや西都・児湯地域の観光資源などの優れたMICE環境を国内外に発信することにより、本県でのMICE開催促進を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は1,000万円をお願いしております。(3)の事業内容ですが、西都・児湯地区等でのエキスカッションや、ユニークベニューの開催、本県の強みである農業分野等でのMICE開催に対し、開催経費の一部を助成するものであります。

33ページをお開きください。

新規事業「教育旅行誘致推進事業」であります。

まず、1の事業目的・背景であります。県外の旅行会社や学校関係者へのセールスプロモーション活動に官民一体となって取り組み、教育旅行誘致の着実な推進を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は500万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。県外の旅行会社や学校関係者を対象に、招聘、現地視察など誘致セールスを行うほか、県内の教育旅行素材やモデルコースなどをまとめたPRブックを作成します。

35ページをお開きください。

改善事業「「神話の源流～はじまりの物語」ブランド磨き上げ事業」であります。

まず、1の事業目的・背景であります。「神話のふるさと みやざき」のブランドイメージのさらなる浸透を図るとともに、次のステップとなる県外誘客につなげるため、市町村等と連携し、神話を切り口とした「神話の源流～はじまりの物語」の打ち出しを行うほか、神楽や古墳の世界文化遺産登録を視野に入れた取り組みを進めるものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は1,216万3,000円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。まず、①のとおり、民間団体等が神話を活用して企画実施するプロモーションイベント、研修会等の実施に要する経費に対し補助を行います。また、②のとおり、首都圏、関西の大学や神話ゆかりの他県との連携による講座や神楽公演、関係市町との連携による古墳勉強会を実施するほか、ポスター・パンフ等の制作等による情報発信を行うこととしております。

次のページをごらんください。

新規事業「神話のふるさと みやざき」魅力づくり推進事業」であります。

まず、1の事業目的・背景であります。神話や歴史に関心の高い層を中心に、「神話のふるさと みやざき」のブランドイメージは浸透しつつありますが、さらなる本県の認知度向上と次のステップとして、幅広い層の興味や関心度を高め、宮崎ファンをふやし、誘客につなげるため、切り口を工夫したプロモーションに取り組むものであります。

次に、2の事業の概要であります。(1)の予算額は1,000万円をお願いしております。

(3)の事業内容であります。まず、①のとおり、世界に通用する本県の神楽や古墳を観光誘客の素材として活用し、県外での神楽公演

や、古墳の地を訪ねるフィールドワーク、講座を実施するほか、②のとおり、神話や歴史に関心の薄い層である20代、30代の女性をターゲットに、都市部において、「女子旅」を切り口にしたプロモーションを行います。また、③のとおり、神話をテーマとする新たな観光について、市町村と連携してパンフレット作成やキャンペーンを行うこととしております。

当初予算の説明は、以上であります。

次に、条例改正ですが、説明は常任委員会資料で行いますので、44ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の使用料の名称ですが、県営国民宿舎使用料とえびの高原スポーツレクリエーション施設使用料であります。

2の改正の理由は、学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として、義務教育学校、いわゆる小中一貫校が規定されたことなどから、所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容としましては、別表の備考欄を表のとおり追加修正するものであります。

4の施行期日は、平成28年4月1日で、一部規定については、公布の日としております。

次に、46ページをお開きください。

議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1にありますように、県営国民宿舎えびの高原荘など、3つの公の施設につきまして、先ほど44ページで説明しました議案第21号と同様の改正を行うものであります。

観光推進課の説明は、以上であります。

○酒匂オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料のオールみやざき営業課のインデックスのところ、ページでは275ページをお開きください。

当課の平成28年度当初予算は、6億20万2,000円であります。

主な事業について御説明をいたします。277ページをお開きください。

まず、(事項) 海外渡航事務費3,420万9,000円です。これは、パスポートの発給などを行う業務を宮崎パスポートセンターのほか、県内6カ所の県税・総務事務所に設置している窓口で行っておりますが、その運営に要する経費であります。

(事項) 国際交流推進事業費7,556万円です。

主なものとしましては、まず、説明欄2の外国青年招致事業1,710万2,000円は、国が行う、通称JETプログラムを活用いたしまして、当課に国際交流員を3名配置し、通訳・翻訳業務を行うほか、学校等での各種の国際交流事業に従事させ、本県の国際化を図るものであります。

8の新規事業「在外県人会交流推進事業」659万2,000円につきましては、後ほど、常任委員会資料で説明いたします。

次に、(事項) 海外技術協力費562万円です。これは、開発途上国から技術研修員を受け入れまして、県内の大学等にて専門技術の研修を受ける機会を提供するとともに、本県出身ブラジル移住者の子弟を留学生として迎え、県内の大学等で学ぶ機会を提供する事業であります。

278ページをお開きください。

(事項) 貿易促進費5,858万円は、主なものとしまして、2の東アジアネットワーク拡充事業3,581万7,000円は、上海、香港に県事務所を

設置するとともに、台湾に貿易アドバイザーを配置し、県内企業の海外取引や販路開拓の支援を行い、本県経済の国際化を図るものであります。

次に、3のオールみやざき県産品輸出拡大総合支援事業1,878万3,000円は、ジェットロが有する海外のネットワークや個別支援のノウハウを生かし、効果的に県内企業の海外展開を支援するため、ジェットロ宮崎貿易情報センターの運営に必要な経費の一部を負担するとともに、海外見本市への出展や県産品フェアを開催することにより、県産品の輸出拡大を図るものであります。

次に、(事項) 県産品販路拡大推進事業費1億7,166万円です。主なものとしまして、1の県産品振興事業1億1,792万5,000円は、新宿みやざき館KONNEの施設借上料や光熱水費などの管理費等です。

4の新規事業「首都圏情報発信拠点基本構想策定事業」658万5,000円につきましては、後ほど委員会資料で説明をいたします。

279ページをごらんください。

(事項) 県外広報対策費4,874万4,000円です。

(1)の「オールみやざき」発信事業3,324万4,000円は、県のシンボルキャラクター「みやざき犬」の活用やみやざき大使・応援隊の情報発信等により、本県のイメージアップを図るものであります。

(2)の新規事業「輝け！みやざきひなたブランド定着事業」1,550万円につきましては、後ほど委員会資料で説明をいたします。

それでは、常任委員会資料の38ページをお開きください。

まず、初めに、新規事業「在外県人会交流推

進事業」であります。

2の事業概要(1)にありますとおり、予算額は659万2,000円であります。その内容は、(3)①のとおり、平成28年10月にブラジルが主催する県費留学生発足50周年記念式典及び②アメリカの県人会が主催するアメリカ宮崎県人会創立40周年記念式典にそれぞれ参加するとともに、開催の支援を行うことにより、本県と在外県人会との絆を一層深め、さらなる交流の推進を図るものであります。

次に、40ページをごらんください。

新規事業「首都圏情報発信拠点基本構想策定事業」であります。

これは、1、事業の目的にありますとおり、宮崎の「食」の全国的な知名度の高まりなど、さらなる飛躍に向けた環境が整う中、オリンピック・パラリンピック東京大会開催等による活力を宮崎に取り込むため、首都圏における情報発信拠点の今後の展開方針や運営方法等のあり方について、基本構想を策定するものであります。

予算額は、2、事業の概要(1)にありますとおり、658万5,000円であります。

策定に当たりましては、(3)事業内容②のとおり、市町村や民間団体等と十分協議を行うなど連携をしていくこととしております。

次に、41ページをお開きください。

新規事業「輝け！みやざきひなたブランド定着事業」であります。

2の事業概要(1)にありますとおり、予算額は1,550万円であります。

その内容は、(3)①にありますとおり、「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズやコンセプトを活用し、民間事業者と連携して、「ひなた」ブランドと観光物産等の商品、サービスとのコラボ商品開発や情報発信、販売促進を一体

となって展開することにより、双方のブランド価値を高めるものであります。

また、②にありますとおり、宮崎ならではの「ひなた」の魅力を表現したPR動画を制作・配信するなどによりまして、ひなたブランドを通じ、さらに本県の知名度、好感度向上につなげていくものであります。

オールみやざき営業課からは、以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はありますか。

○高橋委員 28ページの改善事業「企業立地促進補助金」、予算の内訳を教えてください。

○日高企業立地課長 11億円の予算額でありますけれども、来年度については、従来の予算メニューとして44社向けに10億8,500万円ほどの振り分けを考えております。今回新しくつくるスタートアップ支援メニューですけれども、1社当たりに対して2分の1の補助で、上限を100万円と考えております。年間で県外からの新規立地を15件ほどと見越しておりますので、1,500万ほど新しいメニューには向けることを想定いたしております。

○高橋委員 私が気になったのは、この前の補正で減額補正がかなりされて、それは、国富のソーラーフロンティアが大きかったですね。しかし、44社10億8,500万円を見込んでいらっしゃるということは、これは、国富のソーラーフロンティアも想定した予算措置ということで理解していいですか。

○日高企業立地課長 この44社の中には、ソーラーフロンティアに対する5億円も含めて計上をいたしておるところであります。

○高橋委員 気になるのが、太陽光が今右肩下りの事業じゃないかなという勝手な想像もし

たりして、見込みといたしますか、展望といたしましょうか、どんなもんなんですか。

○日高企業立地課長 ソーラーフロンティアのほうに伺いますと、確かに国内については、いわゆる固定価格買取制度の料金引き下げ等もありまして、いわゆるメガソーラーの事業向けの部分については、なかなか伸び悩みがある状況だと伺っております。ただ、いわゆる家庭向けのほうは、比較的堅調に利益がとれる部分と見込んでおるということで、家庭向けの部分も今後強化をしていきたいと。国内はそういう状況ですが、国外のアメリカとかヨーロッパとか、そういった部分でのメガソーラーの受注、こちらのほうが現在伸びておるということでありまして、国富の工場そのものはフル稼働している状況と伺っております。

ただ、年数がたつほどに技術が高度化して、どんどん生産効率も上がるものですから、人間をそれだけ必要とする度合いが下がってくるという状況もありまして、補助金をもらうだけのために人間をふやすかという、そこは会社のほうの判断も当然慎重なものがあるのかなと思っております。

いずれにしても、ここは、ソーラーフロンティア社とも十分協議を重ねながら、状況に対応してまいりたいと考えております。

○高橋委員 考え方なんでしょうけれど、私ども県としては、執行残のほうが実はいいわけで、あんまりこれ言いにくいことですが。会社側としては、生産性を高める努力をするのに、できるだけ人はふやさないほうがいいでしょうけれど、一方で、こういった補助金が目の前にあるがために、無理くりして雇用をふやすことはしないでしょうからね。要は、国富にあるソーラーフロンティアが、ちょっと右肩下がり

んじゃないだろうかなと心配があったもので、それはないということで、頑張っていらっしゃるみたいで理解しました。

○二見委員長 関連質問はありますか。なければ、ほかの項目につきましてお願いします。

○野崎委員 稼ぐみやざき観光の事業の3の②、稼ぐみやざき観光人財の育成とありますけれど、この人財育成するための塾を開講してとかあるんですけれど、これちょっと詳しく教えてもらいたいんですけれど。

○福嶋観光推進課長 人財育成の塾ということなんですけれども、一応入門コースと専門コースというのをつくりたいと考えております。それぞれ定員は30名、入門コースは30名、専門コースは20名ということで、年間カリキュラムはまだ今から組まないといけないんですが、10回程度の講座を開きたいと思っております。これにまた教授陣というのを何名か設けたいと思っております。国内外からの専門の先生方を招いて、座学と実施等において人財研修を行っていくのが塾のイメージでございます。

○野崎委員 これは、一般の方を対象とするんですか。

○福嶋観光推進課長 幅広くなんですけれども、観光協会とか自治体にいらっしゃる方ももちろんなんですけれども、観光業に携わる事業者の方、あるいは幅広く農林漁業とか、公募をしようと思っはいるんですけれども、広く観光について勉強して、将来的にはその専門コースで観光を担っていく人財になりたいと思っている人であれば、受講というふうに思っております。

○野崎委員 受講料とかはあるんですか。

○福嶋観光推進課長 自分へ投資してもらおうという意味合いで、入門コースのほうが5,000円、それと、専門コースのほうが7,000円、これはも

う年間の受講料として予定をしております。

○二見委員長 関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、ほかの項目で質疑がありましたらお願いします。

○西村委員 観光のほうの269ページの、先ほど説明があった教育旅行誘致推進事業というのが6番にあって。その上の4番に、教育旅行誘致・受入促進事業というものがそれぞれ予算化が別々にされているんですが、これの違いって何ですか。

○福嶋観光推進課長 6番の㊦の事業につきましては、委員会資料の33ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、事業内容にありますように、県外の旅行会社や学校関係者の招聘、現地視察といったもの、あるいは旅行会社等への出ていくほうのセールスです。あとはPRのための素材をつくるというのが、この事業の内容でございます。

それと、歳出予算説明資料のほうの4の事業、教育旅行誘致・受入促進事業につきましては、こういった教育旅行の運営体制ということで、そういう旅行を取り扱う人材を持っておりますので、主にその人件費になります。観光コンベンション協会内にそのような人材を配置しております。

○西村委員 わかりました。あわせて次もいいですか。観光対策をみると、観光情報発信とか、今度、東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業と、それぞれの項目でそれぞれの誘客事業というのが打たれてるんですけども、これ一つ一つ見ますと1,600万とか1,000万とかという規模なんですけど、これ自体が細々やると、私たちもよく見るんですけど、いろんなとこに似たようなポスターがぱっと張ってあって、ちょっと

タイトルが違ってるポスターとか誘客のポスターとかというのをよく見かけたり、似たようなパンフレットを、今回もMICEはMICEで独特のガイドブックをつくるとかいろいろありますけれど、ああいうものが市でもやったり、広域でもやったり、県が独自でやったり、それぞれがあるもんですから、非常にあふれかえているなと僕は思ってしまうんです。例えば、この1,000万とか1,600万の中から何か映像に特化したものをつくられるのかもしれないし、さっきのような紙媒体もいっぱいあると思うんですけども、いろんな予算がまたがっていることによって、それぞれが小さいことしかできてないんじゃないかなというような気もして、ほかの県みたいに、もう大がかりに何千万とか何億かけて大きなプロモーションを打つのがいいかどうかは別として、宮崎県の広告費のかけ方というのは、どこに力点があるのかをちょっと伺いたいと思います。

○福嶋観光推進課長 それぞれの予算で組んでおりますのは、やはりそれぞれの目的があるからでありまして、東九州自動車道であれば、ターゲットを例えば福岡とか四国とか中国地方において、主に車を利用する方ということで、クーポンブックをつくったりとか、そういう対応をしております。例えば教育旅行でしたら、先生方とか旅行会社とかに見ていただくような観光素材の提供の仕方ということで、目的に応じてやはりターゲットを絞ってPRをするという観点でいきますと、それぞれに趣向の違うものをつくらざるを得ないという状況かなと思います。

ただ、県と市が同じようなものをつくっているとかが御指摘は確かにあろうかと思っております。

教育旅行でいいますと、今度、組織体制を見直すことにしているんですけれども、今まで宮崎市を中心に、宮崎市と県南だけでやっておりましたものを県が統括して、県下全域で組織をつくって教育旅行を打っていくということもしようと思っておりますので、そういう中で、金銭面でもある程度束ねた形での県内でちょっと統一のとれたPRというのができてくるのかなとは思っています。

○西村委員 今市町村も観光というものとか、インバウンドとかにそれぞれ努力されてますし、市町村単独じゃできないから、日向だったら、日向県北一体でやられてるとか、もちろん情報も皆さんあると思うんですが、それがかぶっていくと、初めて来た人なんか、パンフレットがあふれまわってて、内容はそんなに変わらないというものを、私も見つけてよく中を見ているんですけれども、あんまり大した違いがないような、ルートつけ方とかは多少は違うかもしれませんが、作り方とか違うかもしれませんが、やっぱりそれをやっつかないと、本当に紙媒体なんかは特に数年たつと無駄になるものですから、その無駄というものもなるべく出ないように、課長がお話になったようなことも含めて、これから連携と、あと効果的な予算の使い方というのを発揮していただきたいと思っています。

○福嶋観光推進課長 まさに今議員が言われたようなことを目指しておりますのが、委員会資料の29ページにあります「稼ぐ観光みやざき」宮崎版DMO創造事業と、コンベンション協会を核としたこのDMOの機能を持った組織というのをこれから目指していきたいと思っておりますけれども、その中で、市町村とか、各市町村の観光協会とか、多様な観光事業者をプラッ

トフォーム化して、できるだけここがマーケティングを主体的にやってそれぞれに提供するとか、着地型観光商品、各地域とか各広域でやっているとありますけれども、そういったところがやろうとしている着地型商品なんかを束ねて売るとか、そういう形に持っていったらいいなと思っております。

○西村委員 よろしくお願ひします。

○松村委員 いいですか、ほかで。35ページ、36ページ、37ページ、40ページ等にもありますけれども、記紀編さん1300年事業の延長上というんですか、その中であるのではないかと思いますけれども、35ページと36ページの磨き上げと魅力づくり、この2つの事業の違いというんですか、それぞれ神楽公演、神楽シンポジウムが両方ありますけれど、これのリンクとかもあると思うんですけれど。ことしは、どちらかというと記紀編さん1300年、大体中間年に近いですよ。古事記、日本書紀が大体2020年、東京オリンピックとほとんどダブるんじゃないかと思うんですけれど、何となく県内においては、高千穂と神楽とってというイメージはあるんでしょうけれど、県全体として、記紀編さん1300年を使った観光がすごくレベルアップしているかというところまではまだ至ってないと思うんですけど、ただ、目標年度である2020年ぐらいかな、あの辺に向けてはすごくチャンスがあるんじゃないかと思ひます。東京オリンピックのオープニングセレモニーにも何とか日本発祥のドラマを持っていこうというアプローチもされているようだし。その中で、この2つの事業でそれぞれお金を分散してやっておりますけれど、これはリンクして2つの事業をうまくかみ合わせていったほうがいいんじゃないかと思うんですけれど、個別にはあんまりこれは何ですかとはわかりま

せんけれど。この2つの事業に分けた理由というか、この違いというか、2つにしていたほうがいいのか、この辺のどこをちょっと説明ほしいなど。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 35ページ、36ページとも、私どもの室の事業でございます。

事務的なお話も多少絡んでくるんですけども、財源的な問題としてちょっと事業を分けざるを得なかったところがございます。

35ページのブランド磨き上げ事業については、私どもが情報発信をしていく中で、ターゲットとして、特に神話とか歴史とかというものに非常に関心の高いコア層を想定した形で、例えばブランディングにしても、首都圏の大学での講座であるとか、そういったものを対象としたものということで進めていこうとしております。

それから、36ページのほうの魅力づくり推進事業につきましては、もうちょっと幅広く誘客というところに結びつけていくというものにも視点を置いて、市町村と一緒にやったイベントの展開であるとか、パンフレットづくりであるとか、そういった形をやっているということ考えているものでございまして、当然一体のものとして取り組んでいきたいと思っております。

それから、2020年に向けましては、また別途オリンピックの開会式での天岩戸開き神話の再現ということもありますので、そういったことも含めながら、一緒にやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○松村委員 何となく財源の違いかなと思いつつながら見てたんです。組み立てをうまくやらないとという思いでやられたのかなと思いたけ

れど。とにかくさつきも言われたけれど、マニアックな層にというところがありましたけれど、これ、非常にパブリックで当たり前だよと、日本の生い立ちというか、日本はまさに神話から始まったよというところをもっと打ち上げていかないと、東京オリンピックのセレモニーというところにはなかなか行き着かないと思うんです。

そこにあって、それが日本の生い立ちでもいいと思うんですけど、結果的に日本というものの生い立ちを神話で、オープニングでうまくあらわしてもいいんです。その結果、最終的な利を得るのはこの宮崎なんで、神話と言ったら、日本と言ったら宮崎かということになってきて、物語がしっかりできますので、もうちょっとそこにはっきり視点を置いて、最終年の2020年の日本書紀に向かっていけるようなイメージをはっきりもう出していかないと、何か単発的なところでしか出てないんで、せっかくだからもったいないなというところなんです。

そこで、35ページなんかでよく見られるんですけど、これ、民間団体等がいろんなプロモーションをやってますよと、イベントをやりますよと、そのときに、実施主体は観光協会等に対して2分の1補助しますよというところになってますけれど、最近、テレビ宮崎がドラマティック古事記ですか、こういう非常に文化的なミュージカルをやってますけれども、こういうところにも多分県のほうからも補助が出てるといってお話があったんですけども、こういうところでこの事業とかも活用されているんですか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 今御質問のドラマティック古事記について申し上げますと、補助を出しているわけではございません。ただ、趣旨としては、その古事記なり、古代史

なりあるいは神話といったものを全面的に押し出すということですので、PRとかそういった面では僕らとしても一緒に協力しておりますし、その事業についての名義後援ということをやっております。

内容について、かなり営業的なところもある事業でございますので、ここについての経費的な補助というのは現時点ではしていないところでございます。

○松村委員 営業的な要素があるというお話ですけれども、立地企業なんかみんな営業ですから、これ支援しているというのは。民間企業でも、企画として非常に宮崎県民とか宮崎の可能性にとってよかったら、この筋が合ったら、営利企業だろうと、例えばNPOだろうと、そこで分ける必要はないでしょう。立地企業だって、ほとんどみんな営利企業ですから、そこに支援していくということだから。今の考え方でいくと、営業的な要素があるからできませんというところでは、ちょっと次のステップにはいかないんじゃないかと思うので、その辺も含めて、こういうところに、より効果のある、そして、2020年のオリンピック、それと、もう一つは、日本書紀の記紀1300年に向け、どうやって宮崎の事業がきれいに集結していくかということもあわせて物語をつくっていったらいいなと思います。質問じゃないですね、自分の意見でした、済みません。

もう一つ質問いいですか。37ページの開会式セレモニーへの対策、これを具体的にもうちょっと聞かせてほしいんですが。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 このお話は、もともと知事のほうからこういったことができないかと、東北の復興支援という意味合いでもぜひやりたいという御意向がありまして、

そういったものを受けた形で、岩戸開き神話というものもオリンピックなりでできないかというお話でございます。

それで、これまでの活動としましては、そういったお話をまとめたパンフレットというのを昨年度つくりました。国なりオリンピックの組織委員会なりに持って行って、そういった内容についての提案を差し上げたというところがございます。

それから、今年度につきましては、もう少しそれを直接的な形で岩戸開き神話を再現してほしいというお話と、それから、オリンピックについては、盛り上げのために宮崎県としてもこういうことをやっていきたいというパンフレットをまた別途作成いたしまして、もう少し幅広く関係するような各省庁でありますとか、組織委員会でありますとか、そういったところにお配りをしておりますし、国の要人の方々がお見えになったときとか、そういったものを差し上げて御理解をいただくというような取り組みをしているということでございます。

先々で少し国のほうでもこういった動きについて関心を持っていただけるようにはなっておりますので、来年度以降は、もうちょっと本格的に動き出せるのかなという感触は持っているところでございます。

○松村委員 まだ聖火台もできてないという段階ですから、なかなか開会式のセレモニーがどうだということにはまだ準備委員会もあるかわからない中ですが、イメージづくりとか、そういう意味では、観光庁とか文化庁とか、東京オリンピックのための準備委員会とか、いろいろあるんだと思います。それも含めて、少しずつ手を打っておくということと、知事が岩戸開き神話という形でありますけれど、

神話全体はいいんですけど、高千穂とか宮崎の神話とか、余り狭めて物事を進めると、競争相手がたくさんいますから、例えば、日本の生い立ちとか、そういう日本ができたというところを全部考えると、宮崎だけじゃなくて、当然出雲があったりいろいろします。そうすると、日本全体から日本の生い立ちは、こうやってって行ってとか、イメージづくりができますから、そうすると、受け入れてくると。地域間競争がなくなって、それだったらいいですよとなりますよね。そういうもっと大きなスケールでアプローチをしていただくと。さっきも言ったけれど、最終的には、そういうのが決まれば、ああ、一番利があるのは宮崎県になるんで、そういうことも含めながら、将棋じゃないですけど、少しずつ埋めていっていただくような営業活動をしていただきたいと思います。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 エールだと思っております。ありがとうございます。私どもも、宮崎県だけということではなかなか大きな声になっていかないというのは思っているところでございますので、少しずつほかの県、自治体だけではないんですけども、こういった動きに賛同していただけるような動きもありますし、例えば、奈良県とか、そういったところから、議会の方々が御視察に見えたときに、そういったお話を差し上げるとかというような形も少しとっておきまして、やはり、議員がおっしゃったように、全体でこういった機運をつくっていくということは大切だと思いますので、そういったところを念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思っております。

○永山商工観光労働部長 この件、私もいろんな関係者に話を提案をしているところですけども、異口同音にいいねとは言うんですが、先

ほど委員もおっしゃったように、全くまだそのセレモニーの具体的なイメージがないということで、具体的な動きとしてまだ展開できるという状況にはないと。おっしゃったように、駒を進めていく必要があるだろうと思っております。

大きなアピール材料として、宮崎の方々が取り組んでいただいているドラマティック古事記というのも、大きなアピール材料だと思います。おっしゃったように、視野を広げながらいろいろな関係者の協力を得ながら、できるだけ最終的に宮崎に利があるように取り組んでいきたいと思っております。頑張っていきたいと思っております。

○松村委員 よろしくお願ひします。

○横田委員 全く松村委員と同感ですので、繰り返しになるかもしれませんが、ちょっと言わせてもらいたいんですけど、東日本大震災があつて、日本もすごく辛い状況があつて、そういう暗闇の中にあつた日本が、オリンピックを境にして灯りがすばっと差し込んでくるんだと、そういうコンセプトですよ。すばらしいなと思うんです。そういったものをぜひ全国の人にアピールしていただいて、何とかセレモニーで、天岩戸開きの神楽が披露できたらいいなと思います。

それと、ドラマティック古事記の話がありましたけれど、確かに営業的なことあるとは思いますが、でも、その営業的なことだとしても、それが宮崎県にとってすごく大きなプラスになるんだったら、やっぱりそれは県として支援をしていってもいいんじゃないかなとも思うんです。今までずっとそういうことを感じながらきたことがあつたもんですから、もう今回のそのドラマティック古事記もオリンピックに対してのこの天岩戸開きにもつながっていくと思いますので、ぜひ一緒に支援をしていけたらいいな

と思います。

○永山商工観光労働部長 ドラマティック古事記スタートのときから、先ほど室長も答えましたけれども、さまざまな面でサポートを一緒にやっていくという意味では、協力をやらせていただいています。ただ、補助事業という意味でいうと、予算にも限度がありますし、財源の少ないところ、市町村なり観光協会だったりというところを、どちらかという支援の対象としているところでもあります。民間の団体、企業の方々が自主的な経費で一生懸命やっただけについて、また支援をしませんという意味ではありませんけれども、我々としては、自分たちの口であったり、体であったりということでもしっかり応援をしていくということもありなのではないかなと思っています。

いずれにしても、そのドラマティック古事記についても、しっかり見ながらサポートしていきたいと思っています。

○横田委員 神楽のことなんですけれど、神楽の公演をあちこちで、いろんな機会ですべて本当にありがたいなと思ってるんですけど、でも、実際神楽を舞っている人は、自分のそれぞれの仕事を持って舞っている人、また、子供とかは学校に行きながら神楽を練習して舞ってもらっている、そういう人ばかりです。なかなか時間的な制約もあると思うんです。どんどんこれから先もっともっと公演の機会がふえてくるかもしれませんが、そういった舞い手との関係もすごく大事だと思うんですけど、そこあたりの調整といいますか、向こうの理解といいますか、どんなふうになっているんでしょうか。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 私どものところで、今年度でいいますと、県内の神楽団

体の方々に県外に行っていただいたのが4～5回ございます。それから、県内では、この前の神楽のシンポジウムがございましたので、そこに出演をしていただいたという状況でございます。

特に、地域のお祭りであるということをしつかり抑えた上でということなんですけれども、地域の方々のそれぞれの生活なり御都合なりとかがあるわけですから、そこはまず役場も入っていただいて、都合がどうかとか、そういったことを全部聞いた上で、その中で御協力いただけるところを選んでいくということが現状でございます。御協力いただけるということになれば、どういった移動をしてもらうのかとか、いろんな細かな事務的なものもございますので、そういったことも含めて、直接私どものほうでお話を伺った上で、内容をつくり上げて、実際に出演をしていただくというふうなことをしております。私どもとしては、御迷惑をおかけしていると思うんですけども、それほどやってよくなかったとかいうお声は多分ないと思いますので、そういったところについては配慮ができていないかなと思っています。でございます。

○高橋委員 関連なんですけれど、この神楽、世界文化遺産登録になる根拠として、宮崎県内は、数が多いということですよ。私の住む神社にも神楽が残ってます。

この支援のレベルです。県外への公演とか今おっしゃってましたよね。私はちっちゃいことを言いますが、残ってもらわないと困るわけです。県内残っている神楽、もともとは33番だけ。でも、今はもう10番舞えばいいほうなんです、もう時間も長くなっちゃうから。だから、もうだんだんと継承されなくなりつつあ

る。私どもの地元では、ビデオで撮って、何とか舞い方を継承しようとか、そういう手段があるからいいんでしょうけれど、いわゆる底辺のところまで補助する事業じゃないんですよ。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 おっしゃっているような内容について、別に突き放すわけではないんですけども、守備範囲としては、教育委員会のほうになりまして、教育委員会と連携をしながら、僕らのほうは県外なり県民の方なりにしっかり情報を発信していくという役割を担っております。

それから、神楽について保存、継承がしっかりなされていくような形をつくっていく、そのための調査研究、そういったものについては教育委員会のほうで担っていただいて、そこを話し合いをしながら進めているというのが現状でございます。決してうちじゃないと門閉めるつもりはないんですけども、そういうふうな役割分担になっております。

○高橋委員 いや、私が申し上げたいのは、県のレベルで、酒谷の田舎の神楽まで一生懸命しますとか、そこまでも私も申し上げません。ただ、実施主体が市町村観光協会等になっているじゃないですか。ここに差し上げた補助金について、その使い道ががんじがらめに縛るものじゃないということであれば、私はいいなと思うんです。そこから隅々までおちるお金の流れであれば私はいいと思うんですが、そこまでの1,200万でできるかどうかというのがありますよね。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 35ページの磨き上げ支援事業の補助金につきましては、例えばそれぞれの市町村の観光協会の方々が、神話をテーマにして情報発信をしたいとか、何らかのイベントをしたいというような場合に申

請をしていただいて、内容を審査した上で一定割合で補助をするという形になっておりまして、その中についてのその申請内容によると思うんですけども、それほど制限をつけているつもりはございません。

ただ、先ほど申しましたように、保存をするためだけとかいうところになるとちょっと苦しいのかなど。一応商工サイドで持っている補助金ですので、やはり、情報発信なりそういった観光づくりなりというところに何らかつながっていくというところは必要なかなと思っております。

○高橋委員 記紀編さんのところで出すお金としては、それなりの制限があっても、それはもうしょうがないと思うんです。要は、宮崎県内の隅に残る神楽が継承・保存されていくかというところじゃないですか。そこにしっかりと支援ができるお金が流れる道筋を、ここ以外のところでもあれば、それはもう連携してやっていただきたいし、そういう世界文化遺産登録を目指している宮崎の神楽ですから、先ほどから横田委員もおっしゃったけれども、ボランティアでちょっと手を緩めると、やっぱりもうさぼりじゃないけれど、もういなくなっちゃうわけですよ。何とか今地域によっては高校生が担ってくれている。でも、田舎に行くと高校生もいなくなるので、正直言いますけれど、酒谷地区も高校生が何人いるかなというぐらいなんです。そういう意味では、丁寧にやってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 おっしゃっている意図というのはよくわかりますので、そういったところをしっかりと踏まえた形で進めてまいりたいと思います。

○横田委員 ちょっと思い出したんですけど、

以前、高千穂の神楽を見せていただいたときに、その舞い手に女の子のおっかけがおって、そのおっかけの人とその舞い手が結婚されたという話も聞いたんです。舞い手も一生懸命練習をして、稽古をして舞うわけだから、やっぱりその発表の場とか、そういうのも本当は欲しいのかもしれないですね。ぜひ自分もそこへ行かせてくださいと言ってもらえるような計画というかプロモーションというか、そんなのを一生懸命考えていただいて、みんなが本当に積極的に自分たちからぜひ行かせてくださいと言っていたけるような計画をつくってもらいたいと思います。

○松浦記紀編さん記念事業推進室長 ありがとうございます。そのような考え方をもとにして、僕らもやっているつもりでございます。引き続き、例えば、シンポジウムをやるにしても、ここに出たいなと思っただけのようなものを企画してまいりたいと思っております。

○蓬原委員 関連じゃないんですけど、今のお話は秋元集落の話だろうと思います。そこは、たしか天手力男命を追っかけてきた人がしまいには結婚したということで、独身者は全然いらっしゃいませんでした。みんな結婚されて、長崎から来られている人もいたし、それから、高千穂内だったり。だから、神楽が、今で言う地方創生ですか、この源流になっていると、根本のところに座ってるんだなというのがよくわかりましたけれど、そこは参考になりました。それはさておきまして、首都圏情報発信拠点基本構想策定事業。これはずっと見て何をやっていくのかなと思っただけでずっと読んでいくと、早い話がKONNE館を建てかえるという話ですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 新宿にあります新宿みやざき館KONNEにつきましては、

平成10年の設立以来、もう丸17~18年になろうとしております。その間、本県産品の販路拡大あるいは情報発信等の拠点として活用してきておったわけですが、17~18年たったということもありますので、そのまま残ってリニューアルをして、今のトレンドに合った機能を持たせるのか、あるいは新たな場所に移転して、さらに充実を図るのかといったところを1年かけて検討させていただければと思っているところでございます。

○蓬原委員 ということは、今この建物は県有施設ですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 我々どもが借りておりますところは、小田急電鉄の系列の不動産会社が所有しているもので、そこを我々は賃借して運営をしているところでございます。

○蓬原委員 将来的には、今の場所が果たしていいかということも含めて、ほかに移転する場合は、新しく賃借で借りるのか、自前で建てるということも視野に入れた基本構想をつくるということですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 私どもは、今現時点では、現状そのまま残るか、あるいは新たに建物を借りるかということを中心にシミュレーション、財政的などところも含めて検討していきたいと。みずから建てるというところまで、今のところ念頭にはないというところでございます。

○蓬原委員 そうだと思ったんだけど、下に整備という言葉が使ってたので、もしかしたらと思っただけで聞いてみました。

例えば、新宿の東と西のところからすると、今のところは、あそこと比較すると確かに動線としては人の流れは少ないですね。例えば、これを根本的に渋谷に移るとか、ほかの県は、

高知であれば大手町のほうになったりとかしますけれど、総合的にその場所についての移転というのは考えますか。

○酒匂オールみやざき営業課長 今、新宿南口のサザンテラスというところにあるんですけど、実は、今あそこが再開発の真っただ中でございまして、新宿駅から上がって、私どもの反対側に高島屋さんなんかもあるんですけども、そこに行くときには、サザンテラスの前を通過して、橋を通過して行くという大きな動線もございまして、かなりの集客が見込まれたんですけども、今再開発によりまして、新宿駅へ上がって、そのまま私どもの前を通らずに行けるということもございまして、今後、大きな人の流れもあるのではないかと考えてます。ただ、集客そのものはあるかもしれませんが、それも見きわめていかなきゃいけないと思っていますんですが、今、各県のアンテナショップのトレンドでいいますと、有楽町銀座方面への出店が結構多うございます。その辺ももう一つの候補地でございますし、現在の新宿あるいは渋谷方面等、それぞれの地域の特性というのもあるものですから、その特性について、ターゲットがどういったところになるのかというのを十分考えながら、今のところはニュートラルに検討を進めていこうと考えているところでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○野崎委員 本県の強みを生かしたMICEの31ページの背景には書いてないんですけど、先ほどの小規模企業総合支援事業の背景には、西都・児湯が口蹄疫の影響を受けたというのがあったんですけど、その思いもこれには入っているのでしょうか。これ地域が書いてあるので、どうかなと思って。

○福嶋観光推進課長 MICEを誘致するとき

に、やっぱり宮崎県でなければというその強みというのを考える必要があるということをお答えいただきまして、本県の強みは何だろうといったときに、例えば、農業、バイオマスとか、そういう環境分野、こういうところではないかということになりまして、そういう意味で、この西都・児湯というところは、非常に本県の強みを生かしたMICEを展開できるところではないかということでこういう表現にしております。

○野崎委員 わかりました。たまたま同じ地域になったんですね。口蹄疫の何かそういう思いもあったのかなと思って、影響があつて、元気づけにやいかんという思いがあったのかなと質問したところでした。わかりました。

○高橋委員 いわゆる都市間競争で大変頑張ってもらってるんでしょうけれど、先週の補正で見込み減とおっしゃって、減額補正だったような気がするんですが、だから、今回の30ページのが誘致のための予算になるんだと思うんですが、これは前年度並みで措置されているんでしょうか。それと、先週の補正で見込みよりも少なかったということで何か減額しましたとおっしゃったものですから、その辺を説明をください。

○福嶋観光推進課長 予算規模的には、この30ページの事業と31ページの事業を合わせたMICEの誘致ということでいいますと、若干ふえているぐらいなのかなと思います。

委員の御指摘のとおり、2月補正では、2,000万余の減額補正を行ったところですけども、そのうちの2,000万といたしますのが、大型MICEというものにだけ使える予算でありまして、たまたま昨年度、その大型MICEの要件であります延べ1万人泊とか、こういうものがなかつ

たがために、2,000万が減額になってしまったということでございます。

○高橋委員 私も件数をすぐイメージしたもんだから、ひょっとしたら見込んでいたMICEの件数が減ったのかなという心配しましたけれど、その額面で減らさざるを得なかったということで、じゃあふえるように頑張っていらっしゃるんですね。

○福岡観光推進課長 大体若干の変動はありますけれども、毎年200件程度のMICEは確保してきておりまして、ただ、最近大型案件が少ないということで、特にまた海外とか、そういう大型なものをとっていくということを目指してはおります。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、私がちょっと。

先ほどのこのMICEに係る予算資料での説明でもあったんですけど、南九州における拠点を目指すというお話だったと思うんです。30ページの目的・背景のところにもあるように、南九州におけるMICE拠点都市を目指すというありまして、中身については、こちらはもう全体的内容プラス農業分野関係、また、次の31ページの推進事業については、西都・児湯地域、口蹄疫とか西都原あたりを中心に農業分野等を考えていらっしゃるようなんですけども、この南九州における拠点都市というものについてちょっとイメージはどう考えていらっしゃるのかなど。宮崎県の事業ですから、都道府県間のレベルでの拠点なのか、ここで出てきてる事業等を見てみますと、県内のある地域を考えての拠点というふうを目指しているのか、その辺をちょっと詳しく御説明いただきたいなと思いま

す。

○福岡観光推進課長 南九州というのは、九州全体でいいますと、やはり福岡が横綱ということで、また、沖縄というのもあるんですけども、その中で、本県としては、熊本とか鹿児島を意識しながら、南九州では負けたくないなど。コンベンションの施設も国際会議を開いたようなすばらしいものも持っておりますし、本県の強みである農業分野というのを生かせば、MICEも頑張れるということで、ここは目標を高く掲げるという意味合いも込めまして、南九州における拠点を目指すとしております。

○二見委員長 このMICE事業において、これは事業といいますか、大体お隣の熊本とか鹿児島とかとの事業実績あたりについて検討をされたりとかもしていると思うんですが、どのような状況かちょっと御説明いただければお願いします。

○福岡観光推進課長 今、熊本市、鹿児島市というところでは3,000人規模の多目的ホールをつくろうということで準備を進めていると。強敵がふえるという状況でありまして、今、宮崎県は5,000人規模のMICEができるということで、ここで誘致合戦に負けないように、去年の11月ですけれども、MICEの推進協議会というものも立ち上げまして、官民一体となって強力に誘致を進めてまいりたいというところなんです。

○二見委員長 箱物としては、宮崎のほうがまだ勝るところはあるけれども、大型の誘致実績の部分については、鹿児島、熊本のほうが大分追い上げてきているといたしますか、やってきているということなんですか。また、そして、新たに3,000人規模の会場というものを考えているということは、さらに向こうがその上乗せを

やってきているということなんですか。

○福嶋観光推進課長 今ちょっと鹿児島、熊本の件数というのは把握はしてないんですけれども、今のところは、まだそういった大型MICE施設を有しておりませんので、恐らく宮崎県はリードしているのではないかと思います。ただ、今から新しいそういう施設ができてきますと、非常に危機感があるということで、そこはハードは若干古くはなっているかもしれませんが、ソフト面とか食の魅力とか、そういったところも含めて頑張っていきたいと思っています。

○二見委員長 わかりました。

○蓬原委員 30ページなんですけれども、事業効果なんですけど、非常にわかりにくい日本語が書いてあるので、「充実した施設環境・ゴルフなどのアフターコンベンション等を切り口とした伝統的な誘致活動から脱却し」、いわゆるここまでが伝統的なことをやってきたと。「需要者目線に立った誘致活動を展開することで」ということは、何かこれで新しい誘致活動をすると、それによって、MICEが図られるということが書いてあるんでしょうけれど、どうも私にはわかりにくい日本語だけれど、これちょっとわかりやすくかみ砕いて教えてみてください。

○福嶋観光推進課長 今ちょっと施設の話をしたばかりではあるんですけれども、施設とかアフターコンベンションだけでは呼べないということを経験してきたといいますか、MICE強化都市の公募に手を挙げたときに、惜しいところまでいきましたけれども落選をいたしました。そのときになぜ落ちたのかということ、いろいろ当たって聞いたところ、ここに行かないと見れないものとか、そこでしか味わえないものがないと、なかなか呼べないですよというア

ドバイスもありまして、本県の強みというのを特に強く意識するようになりました。そこで、農業分野とかそういったことを一つ表に出していく必要があるであろうと。

あともう一ついいますと、この事業の中で①のところ、MICEアンバサダーというのをに入れておりますけれども、非常に影響力のある、例えば学術系の会議とかですと、大学の先生ですとか、そういった人を使うという語弊がありますけれども、協力いただいて、やはり宮崎だと言っていたかかないと、なかなかこういう会議を引っ張ってくることはできないということで、戦略戦術を変えていかないと、そういう地域間競争には勝てないということで、このような書き方をさせていただいたところでございます。

○蓬原委員 アンバサダーを活用する、使うんじゃないかと、わかりました。

それで、34ページ、インバウンド推進事業、これを読むとクルーズ船の誘致が目的のようです。それで、ずっと下のほうに、中国でのゴルフプロモーション等の実施とあるんですが、伝統的なやり方なただけけれど、半ば冗談ですけど、気にしないでくださいね。ここでは、ゴルフを売りにしてるわけなただけけれど、これはこれで非常にゴルフの環境に恵まれているので、それは非常にいいことだと思うんですが、僕がちょっと思うのは、このプロモーションをするに当たって、県の職員のここにいらっしゃる皆さんが、ゴルフをする人が意外と少ないという印象を持ってまして、ゴルフをしない人にゴルフの話したって全然これおもしろくないし、通じないと思うんです。だから、やっぱり自分の県がゴルフを売りにするところで客を呼ぶんだったら、そのセールスに行く人が、ゴルフの

ことを下手でいいから知らないといけないと思うんです。だからといって、これは、仕事とはまた違う分野であり、またたしなみみたいな話で知ってていいんじゃないか。それもまた営業上の強みじゃないかとも思うんですが、これについては、部長、どうですか。

○永山商工観光労働部長 宮崎にとって、ゴルフを初めとしたスポーツというのは大きな財産ですから、その楽しみを我々が実際に知って訴えていくと、そして、その環境をしっかりと伝えていくというのは、大変大切であろうと思います。ゴルフもそうですし、最近、私にはサーフィンをしないかという誘いも受けているところでございます。各職員それぞれ自覚を持ってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○蓬原委員 頑張ってください。

それで、そのクルーズ船なんですけれど、僕は9月の議会でも質問をしました。例えば、日南だけを例にとると、事前のいろんな打ち合わせの中でまず接岸する能力は幾らあるのかという質問をしました。なかなか県土整備部の若い担当者が教えてくれませんで、どうして教えないのかという話をしましたら、能力があるのに実際の実績の数との乖離があり過ぎるので、いろいろ言われるといけないのでということを感じていたみたいです。でも、それは数字の上からちゃんと教えてよという話で、最終的には課長さんが出てきて、150回ぐらいでしたかね。数字を教えていただいて、接岸能力キャパと言ってもいいかもしれないですけど、そこで、実際の計画は10回ぐらいでしたか、少ないのではないか、乖離し過ぎてるんじゃないかという指摘をさせていただきました。

ところが、そうはいいながら、外国から呼ぶわけですから、そこには並々ならぬ御苦勞もあつ

て、頑張ってもらっていることはよく承知の上で言ってます。だけれど、民間的な発想からいけば、150回の接岸能力があって、それに10回という目標は少な過ぎるのではないかということも申し上げたかったのですが、頑張っていらないとは言わないです。大変だろうと思います。だから、やっぱりこれはそれだけの能力があるわけだから、できるだけ。それと、中国の経済も減速を始めましたですね。これは、今、爆買いということも物すごく、日本全体の国際収支でいけば、この観光に関する収支が黒字に転換しました。ということは、それだけ外国から来ておられる方が多いということなんですけれど、この流行り廃りがあって、もしかすると、経済が減速したときに、今やらないと、これがだんだんと時間をかけてやっているうちには、クルーズ船もそんなに来なくなるよということもあるかもしれないので、その差をできるだけキャパに近づけていくということは大いに頑張ってもらいたいという思いを持っているんですけども、そのあたりについてのお考えはどうですか。

○福嶋観光推進課長 接岸能力に対して、その目標が低過ぎるということなんですけれども、私どもも高く目標を掲げて一生懸命誘致を頑張りたいと思っております。

今掲げております目標が、平成30年度には50回という目標を掲げたところです。一応28年度は20回はいきたいなと思っているんですけども、1つ大きな鍵を握りますのは、ファーストポートをとれるかどうかということです。これについては、厚生労働省のほうが一定の基準を設けてまして、年間接岸100回の実績が3年間とか、非常にハードルが高いわけなんですけれども、また、それについては、もしかしたら別の方法

があるんじゃないかということで、知事を初め、要望活動というのを展開して、何とかこのファーストポートを実現したいと、総合交通課とも一緒に取り組んでいるところです。

○蓬原委員 本会議のときはここまでの数字じゃなかったんですけど、今初めて聞きましたけれど、来年度20回ということは、たしか私の記憶では10回程度だったので、倍の目標を掲げられたと、そして、平成30年度は50回ということですから、すごく目標を上げられたんだなということを聞いて、びっくりもしましたけれど、どうなのでしょう。

○永山商工観光労働部長 後ほど担当課長から説明しますが、グローバル戦略の中でクルーズ船についての目標を掲げさせていただいて、先ほど答えたように50回ということでございます。もちろん中国市場の動きというのも気になりますけれども、全世界的に見れば、ヨーロッパ等から来た方々も含めてそうですし、国内のクルーズということも今後可能性がかなり高まっているんじゃないかという話もありますので、しっかりと宮崎県に消費がおちるように、これは目標に向けて努力していきたいと思っております。

○横田委員 ひなたブランドについてちょっとお尋ねします。もう今総会シーズンに入って、私たちの周りでも地区の総会とかいろいろ呼んでいただいて、日本のひなた宮崎県のことをいつも話をさせていただいています。このマークは誰でも自由に使っていいということで、それぞれ名刺とか商品とかにつけていただいて、一緒にこのアピールを、発信をしていきたいと思いますということも言わせてもらっているんですけど、この事業内容の(1)全国大手民間事業者等とのひなたコラボと書いてありますけれど、これは、県外の全国の事業者にはひなたを使っていた

だこうということなんですか。

○酒匂オールみやざき営業課長 横田委員のお話のとおり、県内大変盛り上がりを持っておりまして、民間の事業者も含めて御協力をいただいているところでございます。本当に感謝を申し上げます。

今回、①で掲げさせていただきました全国大手民間事業者等とのコラボにつきましては、これからやっぱり県外での情報発信をしっかりとやっていきたいという中で、例えば、ナショナルブランドの食料品をつくっている製造メーカーですとか、既にコンビニ等のコラボ等もやっているんですけど、そういった大きな事業者と組んで全国に発信をやっていければということで、やっぱりどうしても金銭負担というものがないと、先方も民間事業者でございますので、呼び水として、そういった負担をしながらコラボレーションをしっかりとしていければということで計上させていただいたものでございます。

○横田委員 県外の人たちが使っていただけるってすごくありがたいことだなと思います。

東国原知事のために、似顔絵がすごく売れましたよね。似顔絵がついている商品をみんな全国の人が買っていただいたということで、ぜひ東国原知事の似顔絵に負けないぐらいの「ひなた」マークを売り出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○河野副委員長 27ページ、新規じゃありませんが、企業誘致推進ネットワーク強化事業というのは、結局、企業誘致コーディネーターを個人から法人に変えるという考え方でよろしいのでしょうか。

○日高企業立地課長 改善のポイントは個人から法人に対する委託に基本的に変えていくというところでありまして。

○河野副委員長 予算額としては800万円弱ですが、これは減っているのでしょうか、ふえていますでしょうか。

○日高企業立地課長 予算額としては、前年よりも減っております。というのが、27年度当初予算では、関東に2名、中部・関西で2名と4名で組んでおりましたが、28年度当初においては、関東2社、中部・関西で1社と、全体の予算を組む中で、いろんな効果的・効率的な予算の計上という観点から見直しをいたしております。

○河野副委員長 事業の目的の中に戦略的に企業立地を推進するという文言がありますが、県の考えている戦略的な立地というのはどういうものか。

○日高企業立地課長 例えば、宮崎県については、農林水産業が基幹産業にあるという点で、フードビジネスに強みがあります。また、行政としてもしっかり取り組んでおるところであります。

そのほかでいいますと、情報産業、いわゆるIT系の企業の集積が、よその県に比べても、今集積が非常に進んでいるというところもあるかと思えます。そのほかにも、メディカルバレーですとか、環境エネルギーへの取り組みですとか、いろんなこれまでに積み重ねてきた強みがありますので、そういうことをしっかりとみんなで頭の中で共有して、そういうところの的を絞った企業誘致活動を行っていきたくと。そういう意味では、戦略的という言葉を使わせていただいております。

○河野副委員長 ということは、先ほどの言葉でいうとコーディネーターが個人よりも法人のほうが、今の目的を効果的・効率的に戦略的に攻めれるという考え方で法人へということか。

○日高企業立地課長 しっかりと法人の担当者なり法人で対応していただく方に宮崎のことを勉強していただくと、そういうことがもう当然前提になろうかと思えますけれども、いわゆる法人として組織的に対応していただくということで、ある一定の分野のみでなく、いろいろな分野の企業に対して働きかけをしていただけると、そういうメリットがあると考えております。

○河野副委員長 今までの協議を聞いていると、その人材というキーワードがありましたけれど、結局、戦略的に攻めるということは、例えば得意な人材をコーディネーターとして攻めていったほうが、より効率的じゃないかなという考えがあったんですけれども、結局、前年度の反省というか、そういうことを考えて法人という考え方になったという確認でよろしいですか。

○日高企業立地課長 実際にどんな法人にお願いできるかという点につきましては、企業の地方進出をサポートする、コンサルティングをするような企業、こういったものが実際にありますし、人材の確保、育成、研修を得意とするような企業などがあります。こういったいわゆるBPOとか業務請負とか、そういう部分に属するような会社あたりが手を挙げていただけるような見込みを持っておりますので、そういう意味では、宮崎県であれば、自分のところも協力をして、人材の確保なども一定の支援を受けられますよと、そういうことをセールスポイントにさせていただけるような、そういうメリットもあるのではないかと期待しております。

○河野副委員長 最後ですが、事業効果は、大きな効果が期待できるとありますけれど、この企業立地は目標が設定されているんですか。

○日高企業立地課長 企業立地という点では、平成27年度から平成30年度までの4年間で合計

で150件、県外からは50件の企業立地を実現することが目標ということにしております。

県外からの立地につきましては、なかなか新しい工場をつくるのか、そういう動きについては、非常に厳しいものが今あるような状況であります。4年間で50件、これについてはぜひ実現させていきたいと、そういう思いで、こういう組織的な動きを期待して来年度は取り組んでいきたいと思っております。

○蓬原委員 44ページの条例です。簡単な文言の話なんです。部分しか書いてないので、ちょっと前後のつながりはわかりませんので、改正後に「大人とは」というのがありますけれど、中学校就学の始期に達した12歳以上の年齢の者をいうというこの大人。これは、どういうことか、少年法でいえば20歳なんだけども。

○福嶋観光推進課長 これは、例えば、宿泊料金とかスケートの使用料といったところに、大人とか中学生とかいう表記がありまして、それぞれ値段が違ってきているというのが表のほうにありまして、その備考欄に、大人には中学生以上とかいう文言があるんですけども、この小中一貫校ができたことで、中学生といったときに、それを細かに規定する必要が出てきたということで、今回のような改正になっているということです。

○蓬原委員 わかりました。料金区分表のくくりですね。

○二見委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○酒匂オールみやざき営業課長 それでは、オールみやざき営業課から、みやざきグローバル

戦略案について御報告させていただきます。

常任委員会資料の51ページをお開きください。

この戦略につきましては、5、スケジュールにありますとおり、昨年12月に当委員会に骨子案を報告させていただいて以降、策定の作業を進めまして、ことしの2月には、ジェットロ等との意見交換や、関係団体等との意見交換会を開催しながら、内容の肉づけ、充実を図ってまいりました。

今回は、その最終案がまとまりましたことから、御報告をさせていただくものですが、骨子案から大きく変更した点や戦略の新たな取り組み、重点事項等を中心に説明をさせていただきます。

それでは、52ページのA3横の紙をごらんください。

1、策定の背景、2、戦略の理念、3、戦略の性格については、骨子案以降大きな変更はございません。戦略の理念にありますとおり、海外との経済交流を通じて、外貨を獲得し、ビジネスチャンスを創出することにより、本県経済・産業の活性化を目指すものでございます。

4、推進期間につきましては、骨子案では、平成28年度からの5カ年間としておりましたが、現戦略である東アジア経済交流戦略の場合もそうなんですけれども、私どもの想定よりも急速に海外との交流が拡大することが見込まれるため、より柔軟な対応を行うため、上位計画であります県総合計画のアクションプランの任期にあわせ、平成28年度から平成30年度までの3年間としたところでございます。

右側の図に戦略の柱立てを記載しておりますが、県内生産品の輸出、海外進出といった外に打って出る海外への展開促進と、観光誘客、対内投資といった宮崎に引き込む海外からの誘致

推進によりまして、外貨の獲得、ビジネスチャンス創出に直接的につなげる戦略の柱を立てております。それを、下支えする基盤となります航空ネットワークの経済交流の基盤整備、企業大学等のグローバル人材育成・確保、そして、自治体交流などの海外との連携・多様な交流の促進の3つの柱の計5つの戦略を柱としたところでございます。この柱立ても骨子案から変更はないところでございます。

次に、具体的な戦略展開の内容でございますが、A4の戦略(案)の冊子をごらんいただければと思います。6ページをお開きください。

この部分は、戦略1、海外の展開促進の(1)県内生産品の輸出促進の部分でございます。記載のように、5つの戦略の柱のそれぞれに、現状と課題を整理した上で7ページにございますように、今後の取り組み方針を具体的に取組みとめているところでございます。

9ページをお開きください。

輸出実現に向けましては、ステップ1、事前検討・準備から、ステップ4、継続的な輸出実現まで、それぞれの段階に応じたきめ細かな一貫した支援を行うこととしているところでございます。

次に、10ページをお開きください。

この戦略では、効果的・効率的に施策を推進するため、記載にありますとおり、国、地域別の展開の方向性を示したところであります。

この国、地域別の展開の方向性につきましては、観光誘客の推進、海外との連携・多様な交流の促進のところでも示しているところでございます。

それでは、常任委員会資料の資料の52ページのA3の概要版をお開きください。

具体的な取り組みの内容の中で、新たな取り

組み、重点的な取り組みでございますけれども、戦略1の海外への展開促進の1、県内生産品の輸出促進では、JETRO事務所の設置を生かした支援や、地域商社の育成に取り組むこととしております。

戦略2の海外からの誘致推進の1、観光誘客の推進では、宮崎版DMOの構築などに取り組むこととしております。

3、海外からの投資呼び込みでは、ジェトロとの連携による誘致ターゲットの選定などに取り組むこととしております。

次に、戦略3の経済交流の基盤整備の航空ネットワークの維持充実では、空港の受け入れ環境の充実に、右側の海上ネットワークの維持・充実では、港湾機能の向上に取り組むこととしております。

戦略の4のグローバル人材の育成・確保の企業や大学等と連携した人材の育成・確保では、産業人材育成プラットフォームの構築などに、戦略5、海外との連携・多様な交流の促進では、海外自治体とのさまざまな分野での提携・連携などに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、戦略の推進に当たりましては、例えば、戦略1の輸出額では、平成26年度の現況値1,507億円なんですけれども、これを目標値、平成30年度には1,700億円、先ほどお話が出ました、戦略2の国外からのクルーズ船寄港回数、平成26年度4回のところを目標値50回というように、戦略ごとに合計10個の成果指標を定めまして、毎年しっかりと進捗管理を行いながら、ジェトロを初め、産学金官が連携し、オールみやぎの体制で戦略を推進していくこととしております。

説明は簡単でございますが、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、企業立地課、観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時22分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了しましたので、これより総括質疑を行います。商工観光労働部全般について、質疑はありませんか。

○高橋委員 全体的な予算の財源の関係で、今回、県営電気事業みやざき創生基金がないと新規はほとんどできなかったのかなど。ざっくり商工観光労働部にどのくらい来ているんでしょうか。

○日下商工政策課長 今おっしゃいました県営電気事業みやざき創生基金につきましては、総額といたしまして1億3,600万ほどになります。

○高橋委員 6億ちょっとだから、来たほうです。この措置の仕方として、事業を起案して、これだけの予算が必要だということで出すわけじゃないですか。それに対して来たのか、もともと、商工観光労働部でこれだけの基金の分はやりましようとか、その辺の仕組みはどうなっているんでしょうか。

○日下商工政策課長 この県営電気事業みやざき創生基金につきましては、例えば、みやざき新時代へのチャレンジということで、いわゆる知事の特別枠であるとか、それから、口蹄疫からのさらなる復興、達成という趣旨での取り組みであるとか、そういった形への事業に充てられるということで、このみやざき創生基金に

つきましては措置をされたところでございます。

○高橋委員 職員の皆さん方の頑張りがあったということだと私は思います。

それで、その事業は基金の使途といたしますか、規則的なものがあったのかな。西村委員の質疑を聞きながら、似たような事業で転嫁されてませんかという質疑をされたのがあったと思うんですけど、例えば、もう新規じゃないとだめだよと。例えば、既存の事業をもっと膨らますとか、改善をしていって、この県営の電気事業の基金の予算を活用することができなかったもんなんでしょうか。

○日下商工政策課長 ちょっと答えになるかどうかはあれですけども、本当に県の一般財源ももちろん限られている中でございますので、せっかくいただいたというか、この電気事業みやざき創生基金につきましても、一体となって予算としては組ませていただいております。両方合わせてしっかりと効果が出るような形になるようにということで、予算全体としては組ませていただいているものがございますから、本当に両事業をしっかりと役割を果たせるような取り組みというのを進めていきたいと思っております。

○高橋委員 要するに、新規以外認めていないルールというのがあったということでしょうか。

○日下商工政策課長 この新しい電気事業みやざき創生基金につきましては、基本的には新規の事業に充てられているということでございます。

○高橋委員 1つだけ、一般財源になっているのが、在外県人会交流推進事業なんですよ。これは50周年記念式典とか、こういう形式的なものだからわかるような気がします。

私は、事業の継続というのは大事だから、あ

る意味、宮崎県の財源というのは、余裕がありませんよね。みんなやりくりして、それこそシーリングで始めて、毎年毎年シーリングで始めていくわけだから、いい事業を28年度でつくった、来年度もこれを一生懸命やりたいなど。それこそ、先ほどの保育2分の1の補助事業じゃないけれど、ああいうものとか継続してやっていくべき事業というのはあると思うんです。これはやっぱり財政当局といろいろな意見交換をやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○日下商工政策課長 おっしゃるとおりでございます、もちろん新しい課題というのは日々生まれる中で新しくやらなきゃいけない取り組みもあるわけでございますけれども、一方で、おっしゃるとおり、しっかりとやり続けていけないといけない取り組みというのがあるわけでございますので、その辺のところは、この予算編成に当たりましては、財政当局ともしっかりと議論をしながら、時代、時期の状況に合わせてしっかりとリニューアル、改善もしながらもやるべきところ、継続すべき事業については、しっかりと継続をするように議論をしていきたいと思っております。

○高橋委員 もう一点は、若年者の雇用、いわゆる県内就職対策関係で申し上げるわけですが、私は、たまたまことしは地方創生対策特別委員会の委員長をさせてもらっている関係で、労働局にも調査に行きまして、その後、そこからいろいろな意見交換の場をつくられたり、個人的といいますか、やり取りなんかさせてもらっているいろいろ勉強させてもらったんですが、労働局が言うには、これまでなかなか県行政との意見交換というのはそうなかったとおっしゃってました。ところが、ここ最近、すごく意見交換

させてもらって、県議会にも行きたいとおっしゃるものですから、いろいろ勉強会もさせてもらったけれども、そういう意味では、労働局が持っている情報、これは当然県の労働行政もしっかり把握する必要があると思うので、近年労働局との意見交換、連携というのは物すごく強まってきたということで理解をさせてもらっていいですね。

○久松労働政策課長 労働局とは定期的に連絡会議を持っておりまして、お互いがやっている事業の情報交換とか、国政の情報、県政のそれから議会を含めての情報、さまざまな情報交換を行って、お互いが労働行政について共通理解を持って、課題を持って、その解決に向けて進んでいくという基本的な姿勢を持っておりますし、最近ですと、雇用対策協定とか、それから、KITENのハローワークと我々のジョブパークとの事業についても、ハローワークとの一体的実施というような形で事業も新たに組んだと。それにつきましても、会議を開いて、今後どう改善していくのか、そういうところも協議をしておりますので、以前は、労働局の部門が県の中にあっただけですけども、地方分権一括法で分かれて、しばらくはちょっと交流がなかったということなんですが、最近は、非常に緊密に連絡、連携をしておるところでございます。

○高橋委員 よくわかりました。労働局の方も、いろいろ意見交換する中で、宮崎の雇用を物すごく心配し、本当に真剣になって考えてらっしゃると思えました。だから、定期的に意見交換をされている場もあるということですから、それ以上にまたいろいろ密にさせていただいて、県内の雇用がこれからどんどんよくなるようにお願いをします。ありがとうございます。

○西村委員 この予算全般が、商工観光労働部は特に県外とか国外への観光であったり、企業誘致であったり、物産であったりの戦略的予算、また、一方では、ほかの地域との競争のための予算であったり、連携のための予算であったりというのがそれぞれの課でもありますし、事業でもあったんですけれど、ちょっと私も先ほど言いそびれたんで1点言わせてもらいたいの、先ほど首都圏情報発信の説明がありました。これは、宮崎県の情報発信という点では、非常に重要な首都圏の戦略的な店舗であるわけなんですけれど、これが果たして、じゃあ宮崎県単独でやっていくのかということも、今後の構想で考えていただきたいなど。ほかの事業を見ますと、他県との競争をやっていかなきゃいけないというところもありながら連携も強化していかなきゃいけない。MICEのようなものも、今は南九州では、今、宮崎県がリードしている。ただ、ほかの県がこれ乱立してどんどんつくっていったら、それこそ共倒れであったり、原価が下がっていったりと、競争によってお互いが疲弊することもあると思うんです。それを、課を横断して、ほかの県との、ほかの地域との連携というものを考えていただければいいし、部は違いますけれど、川崎市との連携とかを環境森林部がほうがやっているようなことも踏まえた上での、この商工環境労働部が一つの先進的な核でありますので、そこも踏まえて、それぞれの課の持ち分の事業ですけれども、広い意義を持って当たっていただきたいと思います。これだけが言いたかったのも、何かありましたら。

○酒匂オールみやざき営業課長 新宿のKONNEにつきましては、物販だけではなくて、観光情報等々の情報発信拠点になっております。また、移住とかについても各部との連携もしつ

かりとさせていただいているところでございます。

この店舗について、新たに検討させていただきます。この店舗を各県とつくるかということにつきまして、それぞれ各県の事情もありまして、すぐすぐには共同の設置というのは難しいとは思っているところでございますが、それ以外の物産展ですとか、いろんな物産フェアにつきましても、ほかの県からの打診等も来ておりますので、連携ということもやっていきたいと思っておりますし、先ほどのお話にありました川崎市との連携、あるいは神戸市との連携というのも、今回宮崎ウィークというのを、東京あるいは大阪でも実施しておりますが、本当に川崎市とも連携をさせていただいて、物すごい協力をさせていただいて実施をできているところがございます。私どもとしては、いろんな団体とネットワークを組みながら、しっかりと連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○横田委員 これまで28年度の予算の使い方とか事業の考え方をお示しいただいたんですけれど、商工観光労働部全体としては、結果的に27年度に比べたら対前年度比の67%ということですごく大きな減額になるわけですね。その減額分をどうカバーしながら、28年度の1年間を回していこう、動いていこうという、部全体としての考え方というか、コンセプトというか、そんなのがありましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○永山商工観光労働部長 28年度当初予算でいいますと確かに大幅な減額なんですけど、冒頭御説明しましたように、その大きな要因は、口蹄疫のときの商工業関係の復興のファンド、この200億円の返済を27年度予算で組んでいた。今回もうそれは返済してしまいましたので、その分がないということでございます。

もちろん当初予算の中でさまざま工夫して組ませていただきましたし、先日御説明申し上げました27年度の補正、繰り越して行う分、これもあわせて28年度に実施をしてまいりますので、それをうまく連動させながら、有効に使って効果はしっかり上げていきたいと考えております。

○横田委員 よくわかりました。

○二見委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、その他、何かありませんか。

○蓬原委員 工業センターの所長に。3Dです。工業センターにも機械が入ってます。これの可能性というか、いろんなところに多次元でやられるということであると思うんですが、あんまりこれを使って製品化したという話があんまりなくて、その応用状況というか、可能性というか、現状も含めて教えていただくとありがたいんですが。

○富山工業技術センター所長 3Dプリンターにつきましては、非常に大きな可能性を秘めているということで、私どもでも装置を導入いたしまして、さまざまな形で研修会をしたり、PRをしたりしているところです。

これまでにみやぎ新産業創出研究会の中で3DCG造形分科会というものを立ち上げまして、この中で研修会、講習会等々を行ってまいりました。

これまでの応用実績なんですが、現在進行形も含めて、かなり幅広く使っていただいております。ただ、これらにつきましては、まだ外部には公表せず、今、研究開発段階ということでございますので、余り表には出ておりません。

一例を簡単に御紹介いたしますと、例えば、

医療機器の分野で新たな製品開発に活用されるために、当センターの3Dプリンターを定期的に使用されているところもございますし、金型であるとか、あるいはこれまでの事例でいきますと、食品関係で、介護用の食品、柔らかい食品を見た目が本物に近いような形にするような、いわゆる枠といいますか、型といいますか、それを3Dプリンターを使って本物に近いようなものができるためのその型の生産に活用したりといったような事例がございます。

また、今年度は、3Dプリンターをより幅広く使っていただく、使いやすくするために、3Dのデータを専門的な高度な知識がなくても簡単に作成できて、3Dプリンターに活用できる、そういったソフトも導入をいたしました。これも導入したばかりですので、今から幅広くPRをさせていただき、講習会等も行いまして、これまで以上に広くお使いいただいて、その成果が早く世の中に公表できるようにしっかり指導していきたいと思っております。

いずれにしても、大きな可能性を秘めているということで、私どもでは、これも大きな戦力の一つとして取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○松村委員 商工観光労働部は、特に、積極的に仕掛けていく部署だと思っておりますけれども、全体的にイメージとしては事務所にいるのではなくて、一生懸命に外に出掛けて行って、仕事をされる機会が多いと思っております。海外出張もあるでしょうし、東京、大阪、いろんなところの出張も多いんでしょうけれども、予算は足りてますか。例えば、一人一人が出張すればするほど赤字になるとか、個人の財布というか、余り出張したくないんだというお話も聞いたり聞かな

かったり、あるようなないような、ある程度積極的に営業していく上では、しっかりした経費というところが必要じゃないかと思うんですけれど、いかがですか、部長。

○永山商工観光労働部長 おっしゃるとおり、商工観光労働部は動いて何ぼですし、誰と会って何を話すかということがすごく大事だと思っておりますので、我々も幹部職員も含めてそうですが、いろいろ出張をしているんな人と会う、活動するということが大事だと思っています。

旅費等が極めて潤沢かと言われれば、県庁全体通じてそうでしょうけれども、決して全てということではないかもしれませんが、今のところ予算的には一定のものは確保できているのではないかなと思っています。

行けば行ったで赤字になる云々ということは、もう旅費の支払いの問題ですんで、あとは個人が何をやるかということになりますんで、そこは個人個人の判断かなと。いずれにしても、職員とよく話をしますが、出張が嫌だという職員は、うちの部内にはいないと、もっと行きたいという高いモチベーションを持った職員が全てではないかと信頼をしております。

以上でございます。

○松村委員 本当にやればやるほどというと厳しいんで、潤沢な経費を用意できると一番いいんでしょうけれど、経費については、工夫してと言ったら問題発言になるんで、そこまでは言えないんでしょうけれど、議会の中では特段そこになかなか踏み込めないけれど、民間企業だったら、やっぱり研究開発費に何%置いている会社が将来性のある会社だとか、営業戦略でもどれぐらいのお金を準備しているかとかというのも企業の価値になってきますので、これからは、自治体同士の戦いというところもあると思うん

です。それが、地方創生をそれぞれが頑張っていて活性化していくということなんで、宮崎県の営業部門なんで、その辺は十分主張していただきたいと思います。できるかどうかはわかりませんが、主張していただきたいと思います。それに議会がどう反応するかというのはこれからでしょうけれど、よろしくお願いします。

○永山商工観光労働部長 今回2つの戦略もつくりましたし、昨年つくった観光振興関係の計画もあわせて、おおむね今後やるべきことっていうのは明確にできたと思っております。それが達成できるようにしっかりと職員一丸となって前に進んでいきたいと思っておりますので、そのために必要なものについては、しっかり担当部局のほうには主張をしながら、また議会の御協力を得ながら、活動していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○二見委員長 そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 最後に私のほうから。先ほど県内就職の関係で、求人について御答弁いただいた内容で、県外からの求人数というのはわからないということだったと思うんですけれども、地方創生の基本は、要するに地域から人が出ていかない、そしてまた、この地域に人に来てもらうということが基本的な原則といたしますか、方針だと思うんです。じゃあ宮崎県として、今、大阪、東京、福岡で、いわゆる就職セミナーとかやったりとかしてはありますが、宮崎県内にある企業がどこの県外に求人出しているかという情報は、それは持っているんですか、それとも、やっぱりそういう情報は県としては持っていない状況にあるんでしょうか。

○天辰地域雇用対策室長 企業がどこに求人を出しているかという情報は、高校生でいえば、

各学校単位で求人が来ておりますので、そこでは把握されていると思いますが、その統計的な資料というのが出されていないという状況にございます。

県内企業が県外にというデータは、これは全く出ておりません。先ほども言いましたように、労働局での調査の数字しかございませんので、県内企業の県内での状況ということしかデータとしては出ておりません。

ただ、先ほど言いました、県外の企業が逆ほどの程度かといったときに、データがないということなんですけれども、例えば高校生の場合、4月1日以降、求人の公開が出てくるわけなんですけれども、おおよそ求人数は出ておりませんが、企業数でいいますと、県内企業1に対して県外企業が約4倍程度の求人企業数、その程度、県内の高校に求人が来ているといった状況がございます。

○二見委員長 全国から来るわけでしょうし、大手とかはもうとにかく全国的に募集をかけてくるでしょうから、そこ辺はこの宮崎としては非常に厳しいところがあると思うんですけれども、ただやみくもに大都市圏だけで募集をかけてやるというだけの手法では、もう今後ちょっと厳しいところも出てくるんじゃないかなと思うんです。私がいる都城地域で考えたときにも、やはり、もう県境ですから、そこを越えて働いている人たちなんかはたくさんいるわけなんです。鹿児島県の曾於市のほうから、都城にきている方もいるし、逆もまたたくさんあるわけで、やはりそれぞれの企業で持っている募集先というものの流れもあるでしょうから、ある程度宮崎県内の企業、業界でもいいですし、どういった流れを持っているのか、そういったところをちょっと調べていくというのは、今後

の一つの課題かなと思うわけなんですけど、いかがでしょうか。

○天辰地域雇用対策室長 今、委員長がおっしゃいましたように、そういった情報等も今後絶対必要になってくると思います。この情報等については、基本的に労働局がそういった情報を把握している部分もございますので、労働局とそこは連携しながら、必要な情報を収集して役に立てるような形で使っていきたいと思っております。

○二見委員長 これも絡みというか、その流れなんですけれども、今度の内閣府が始めているリーサスってありますよね。県庁内でも、それぞれの担当といいますか、そういう情報を使っていこうという方を何人かつくっていくと思うんですけれども、やはり、この商工観光労働部の中でもそういったデータを読み解くような専門というような方をつくっていかないといけないでしょうし、また、そういう方が人材として必要になってくるでしょうから、今後の課題といいますか、今後の対応だと思っておりますので、その検討もぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○永山商工観光労働部長 おっしゃったとおり、さまざまな施策を推進する上でデータというのがとっても大事だと思っております。国もさまざまなデータを、今御紹介がありましたように提供するようになりましたし、それ以外のデータも我々はしっかり分析した上で構築することが必要だと思っております。その能力は高めていく必要があると考えております。

○二見委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時48分休憩

午後 3 時53分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は午前10時の開会とし、県土整備部の審査を行います。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時53分散会

平成28年 3 月 9 日 (水曜日)

午前 9 時57分再開

出席委員 (8 人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 二 見 康 之 |
| 副 委 員 長 | 河 野 哲 也 |
| 委 員 | 蓬 原 正 三 |
| 委 員 | 横 田 照 夫 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 野 崎 幸 士 |
| 委 員 | 高 橋 透 |
| 委 員 | 西 村 賢 |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

| | |
|-------------------------|---------|
| 県土整備部長 | 凶 師 雄 一 |
| 県土整備部次長 (総 括) | 長 友 重 俊 |
| 県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当) | 東 憲之介 |
| 県土整備部次長 (都市計画・建築担当) | 大 迫 忠 敏 |
| 高速道対策局長 | 前 内 永 敏 |
| 部参事兼管理課長 | 佐 野 詔 藏 |
| 用地対策課長 | 山 路 博 |
| 技術企画課長 | 木 下 啓 二 |
| 工事検査課長 | 甲 斐 重 隆 |
| 道路建設課長 | 瀬戸長 秀 美 |
| 道路保全課長 | 馴 松 義 昭 |
| 河川課長補佐(総括) | 壹 岐 進 |
| ダム対策監 | 秋 山 克 則 |
| 砂防課長 | 永 井 義 治 |
| 港湾課長 | 養 方 公 |

| | |
|-------------------|---------|
| 空港・ポート セールス対策監 | 明 利 浩 久 |
| 都市計画課長 | 森 山 福 一 |
| 建築住宅課長 | 上別府 智 |
| 営繕課長 | 山 下 幸 秀 |
| 施設保全対策監 | 宮 里 雄 一 |
| 高速道対策局次長 | 奥 泰 裕 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|---------|
| 総務課主幹 | 河 野 剛 |
| 議事課主任主事 | 沼 口 恭一郎 |

○二見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、
県土整備部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○凶師県土整備部長 県土整備部でございます。
よろしくお願ひいたします。

議案等の説明に入ります前に、御報告をさせていただきます。申しわけございませんが、座って報告させていただきます。

東九州自動車道の県南区間についてでございます。

先週の3月3日でございますけれども、国土交通省より、東九州自動車道の日南から油津の3.2キロメートル、さらに鹿児島県側では志布志から夏井までの3.7キロメートルにつきまして、新規事業採択時評価の手續に着手したとの発表がありました。

知事からのコメントにもありましたとおり、今回の発表は東九州自動車道の全線開通に向けた大きな一歩であり、大変喜ばしいことであります。

これまで御支援、御協力をいただきました県

議会の皆様に、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

今後の予定でございますが、現在、国が新規事業採択時評価の手続を行っているところであります。その手続が終了し、平成28年度の政府予算が成立した後に、新規事業化が正式に決定するものと思われま。

今後とも、東九州自動車道や九州中央自動車道が、一日も早く全線開通しますよう全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料により、その概要を御説明いたします。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

平成28年度当初予算の関係議案のほか、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について等の特別議案となっております。

次に、1ページをごらんください。

県土整備部の当初予算一覧でございます。

平成28年度当初予算は、一般会計と特別会計を合わせた部予算合計では、714億6,700万円、対前年度比は100.9%となっております。

また、資料の10ページ以降に、新規事業を含めた主たる事業につきまして、宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプランにおけるプログラム別施策体系で列記しております。

議案を初め、別冊で配付しております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして、担当課長からそれぞれ御説明いたします。

なお、本日は、河川課長の土屋が、病氣療養のため委員会を欠席させていただいており、代理で河川課課長補佐の壹岐が出席をしております。どうぞ、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○二見委員長 県土整備部長の概要説明が終了いたしました。

引き続き説明をお願いしますが、4班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に、簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課の審査を行います。議案に関する説明を求めます。

○佐野管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の当初予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

この表は、先ほど部長からも説明をさせていただきましたが、県土整備部の当初予算額を一覧表にして取りまとめました総括表であります。

平成28年度当初予算は、一般会計が701億9,457万6,000円、特別会計が12億7,242万4,000円、部の予算合計で714億6,700万円となりまして、対前年度比は、100.9%となっております。

なお、公共事業につきましては、表の中ほどの行、公共計のC列の欄にありますように598億893万円で、対前年度比100.5%となっております。

次に、公共事業関係予算の内容について御説明いたします。

2ページをお開きください。

2の補助公共・交付金事業であります。道路事業で175億123万5,000円、河川事業で49億9,255万7,000円、砂防事業で44億8,656万1,000円など、合計で322億1,287万4,000円で、対前年度比は99.1%であります。

次に、3ページをごらんください。

3の県単公共事業であります。道路事業で77億9,226万6,000円、河川事業で17億4,063万3,000円など、合計109億9,840万3,000円で、対前年度比は105.3%であります。

また、太線枠内の右列に、追加措置のありました特別枠の予算額を内数として記載しておりますが、総額で24億3,000万円となっております。これは、前年度と比べますと4億3,000万円の増となっております。主に県道の小規模拡幅や歩道設置など、県民生活に密着した道路整備や局部的な河川改修、急傾斜地におけるのり面工事等を行うこととしております。

次に、4ページをお開きください。

4の直轄事業負担金であります。道路事業で31億6,437万1,000円、河川事業で8億3,783万4,000円、高速道の新直轄で19億1,048万円など、合計で75億2,715万8,000円となっております。

次に、5ページをごらんください。

5の災害復旧事業であります。土木災害が、補助と県単の計で83億2,308万5,000円、港湾災害が、補助と県単の計で7億4,741万円など、合計では、90億7,049万5,000円であります。

次に、6ページをお開きください。

債務負担行為の追加であります。このページから8ページにかけて、債務負担行為の設定事業を掲げております。お願いしております債務負担の主なものは、工期が長い大規模工事等であります。

なお、今議会における設定事業の合計は、49億556万9,000円であります。

次に、9ページをごらんください。

議案第41号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

平成28年度の土木事業に要する経費に充てるため、3つの事業につきまして、記載の負担率のとおり市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条等の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

なお、これらの負担金徴収につきましては、既に関係市町村からの同意を得ているところであります。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は以上でございます。

続きまして、管理課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の353ページ、管理課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。

当課の当初予算額は、20億4,471万8,000円あります。

以下、主なものを御説明いたします。

355ページをお開きください。

まず、(事項)職員費16億8,139万9,000円あります。これは、管理課及び土木事務所職員の人件費であります。

次に、(事項)建設技術センター費1億482万9,000円あります。その内容は、356ページをお開きください。一番上に建設技術センター費の説明を記載しておりますが、これは県で実施します職員の研修経費や青年隊の運營業務に伴う指定管理料などあります。

次に、(事項)建設業指導費2億3,754万円あります。その下の説明欄の1から3につつま

しては、建設業の許可や経営事項審査などに要する事務費であります。

次に、4の「建設産業経営基盤強化等支援事業」であります。これは建設業者の経営基盤の強化等を図るため、資金調達に対する支援や新分野への進出に対する支援などに要する経費であります。

次に、5の新規事業、「みやざきの建設産業担い手育成支援強化事業」であります。この事業につきましては、委員会資料で御説明したいと思います。

委員会資料の14ページをお開きください。

1の事業の目的・背景にありますように、建設産業は、社会資本の整備や維持・管理などを担い、地域経済や雇用を支える重要な産業であります。少子高齢化の進行などを背景とし、若年者をめぐる人材獲得競争が激化する中、技術者の育成等の入職者確保が大きな課題となっております。

このため、建設業者等の若年技術者確保の取り組みを支援することによりまして、建設産業の持続的な発展を図ろうとする事業でございます。

2の事業の概要であります。予算額は2,162万円、事業期間は平成28年度からの3カ年です。事業内容は、①の若年者の建設技術・技能資格取得への支援とし、企業が負担します若年者の建設技術資格取得等に要する受験料等の経費の一部を補助することとしております。

また、②の若年入職者等の確保・定着化支援とし、建設業者等が連携して実施する取り組みへの支援を行います。具体的には、下の事業フロー図にありますように、事業を委託する宮崎県建設業協会に、雇用支援を行います。

コーディネーターを設置し、企業ではこのコーディネーターの支援を受け、研修や実習等を実施することで、若年入職者の確保、正規雇用化につなげるものであります。

予算関係につきましては以上でございます。

続きまして、条例改正議案について御説明いたします。

委員会資料の26ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。管理課で所管しております建設技術センターの使用料等について、県民サービスの向上と適正かつ効果的な管理運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容であります。①の使用料の改正につきましては、中ほどの①の表にありますように、現在、午前と午後で設定しております各教室の使用料につき、1時間単位の料金設定とするものであります。

次に、②の教室、体育館などに係る減免規定の改正についてであります。これは、減免対象に係る表記について、文言の一部を修正するものであります。

次に、27ページをごらんください。

(2)の手数料の改正につきましては、建設技術センターで行っております土木工事資材の材料試験につき、今後、実施見込みのないものの削除を行うものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。平成28年4月1日からとなっております。

管理課からは以上であります。よろしく御願いたします。

○山路用地対策課長 用地対策課であります。

当課の当初予算について御説明します。

歳出予算説明資料、357ページ、用地対策課をお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が4億1,608万9,000円、公共用地取得事業特別会計が3億5,765万3,000円、一般会計と特別会計を合わせまして、7億7,374万2,000円であります。

以下、主なものを御説明します。

359ページをお開きください。

まず、一般会計であります。(事項) 収用委員会費1,959万1,000円です。これは収用委員の報酬のほか、収用裁決に必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運営に要する経費であります。

次に、(事項) 用地対策費536万6,000円です。これは、登記事務委託料など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、360ページをお開きください。

(事項) 特別会計繰出金3億2,765万3,000円です。これは、次に御説明します公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、361ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。当初予算額は3億5,765万3,000円です。1の公共用地取得事業費3億2,765万3,000円は、用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費であります。

2の一般会計への繰出金3,000万円は、県が代替地として取得した用地を地権者に売却する際の収入を一般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課は以上であります。

○木下技術企画課長 技術企画課であります。

当課の平成28年度当初予算について御説明します。

歳出予算説明資料の363ページ、技術企画課を

お開きください。

当課の当初予算額は、3億4,449万4,000円です。

以下、主なものを御説明します。

365ページをお開きください。

まず、(事項) 土木工事積算管理検査対策費6,196万2,000円です。下の説明欄の2、「公共工物品質確保強化事業」、2,307万9,000円です。これは公共工事の実施に当たり、適正な施工体制のもとで行われることが重要であるため、施工体制監視チームによる施工体制点検を重点的に実施することにより、公共工事の品質確保を図るものであります。

366ページをお開きください。

(事項) 公共工事技術力向上事業費548万5,000円です。下の説明欄の2の新規事業「ふるさとみやぎ土木の魅力発信事業」、255万円です。この事業につきましては委員会資料で御説明します。

委員会資料の15ページをお開きください。

新規事業「ふるさとみやぎ土木の魅力発信事業」です。まず、1の事業目的及び背景です。近年、交通ネットワーク整備による経済活動の活性化など、インフラのストック効果に注目が集まっていますが、一方では建設産業に関心を示す若者が減少し、公共事業とこれに携わる建設産業の必要性・重要性についての県民の理解が十分ではないなどの課題も見られます。

このため、インフラのストック効果や建設産業の魅力を積極的に発信することにより、若者を初め、広く県民の理解を深め、将来の担い手確保や社会資本の計画的かつ効率的な維持・整備体制の構築を図るものであります。

次に、2の事業概要です。予算額は255

万円、平成28年度から3カ年で実施することとしておりまして、事業内容としましては、ストック効果事例集の作成や体感ツアーの開催、小中学生等を対象とした土木の魅力PRイベント等の開催、高校生を対象とした出前講座や現場見学会などの建設業協会が取り組む事業への支援を実施することとしております。

以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○高橋委員 管理課にお尋ねしますが、建設技術センター費が前年度予算よりふえてますよね。どこがふえたかをもうちょっと詳しく説明してください。

○佐野管理課長 355ページの一番下に、(事項)建設技術センター費、これが410万円ほどふえているということだと思っておりますが、それにつきましては臨時的な経費として、男子寮のボイラーの改修費がふえているということでございます。維持管理費の中に入ります。

○高橋委員 わかりました。

近年、生徒数の減少とかいろいろあったものですから、それが意外とふえつつあって、そういうところで予算が増になったのかと思ったら、男子寮のボイラーの関係ですね。

せつかくなんで、管理課に続けてお尋ねしますが、そのページの一番下の建設産業経営基盤強化等支援事業で、新分野進出支援とかをする事業であるということで説明がありましたが、補正のときでしたっけ、新分野の進出が減って、減額補正とかされたような記憶がちょっとあったものだから、これは前年度並みの予算計上なんでしょうか。

○佐野管理課長 補正のときに減額させていただいておりまして、予算額が大体3,500万ほど、

新分野進出のための補助金を用意しておるんですけども、ここ2年ぐらい大体一桁で実績が終わっていると。27年につきましても5件ほど交付決定したんですが、1件辞退もありまして、実質4件となって500万ぐらいの執行実績になっております。

そういった状況も踏まえまして、28年度につきましては、新分野の支援のための補助金につきましては、3,500万を1,000万に減額させていただいて、新たにそういったものを財源として、みやざきの建設産業担い手育成支援等を立ち上げるような形で、事業を充実しているというところでございます。

○高橋委員 来年度は、もともと3,500万を準備してたけど、1,000万ぐらいに減額するということみたいですけど、結局、成功事例が少ないんでしょうか。現実はどうなんでしょう。

○佐野管理課長 成功事例としましては、委員の皆様も御承知かもしれませんが、都城の業者さんで、パン販売とかレストラン経営をされているものですか、ブロイラー、じとっこの養鶏ですとか、ソーラーシステムの販売とか、そういったものが挙げられるわけなんですけど、必ずしもそういった成功例ばかりでないのは事実でございます。

ただ、そういった中でもやはり現状において、そういった新分野に進出しようというような事業者の皆さんの支援はしようということで、予算の確保は図ってはいるんですが、やはり現状としてそういった事業に取り組む企業が少なくなっているというのは事実でありますので、そういったところは確保しながらも、新たに今、人材の確保等を図ろうとするような動きもありますので、技術者不足とか、少子高齢化で事業者の皆さんの技術者等が高齢化しているという

のもありますので、そういったところに支援を充実させていきたいと考えた次第でございます。

○高橋委員 言われたとおり、この新分野進出で農業に参入するパターンも結構あったんでしょうが、ただ、もともと素人なもんだからノウハウがないわけで、それは無理だろうと、いわゆる農業を専門にやってる方でさえ、ぎりぎりそういう厳しい現状があるということも何か言われて、机上で考えているようには、なかなか現実には厳しいというか、困難なところが多いということだと思うので、いろいろ絞り込んで御支援をいただくとよろしいかと思えます。

○佐野管理課長 委員おっしゃるように農業関係も多くて、本県も採択している4件のうち2件はオリーブ栽培ですとか、杉苗の育成とかというのがあります。

おっしゃるように、なかなかノウハウがないという部分はございますので、経営相談事業の関係で、産業支援財団のほうに今そういったものをお願いしているんですけども、そのコーディネーターといいますか、専門家の方に御相談いただくような形で支援もするというような形はとってるんですが、これまでは窓口でそういった御相談にも応じる体制を整えてたわけですけども、来年度からはこちらから出向いていただけるような形で、支援の強化を図るような形で考えておるところでございます。

○高橋委員 わかりました。

○二見委員長 関連質問はありませんか。

なければ、ほかの項目で。

○松村委員 14ページの担い手育成支援の強化ということですけど、これで若い皆さんを育てているというのはよくわかりました。

この事業の1番の受験料を補助する、2番目の職員として定着させると、この予算内規模と

いうか、何人ぐらいとか、どれぐらいを定着させるつもりでこの計画を練られているのか、そのあたりをお聞かせください。

○佐野管理課長 まず、①の技術技能資格取得への支援の関係なんですが、補助の額としては650万ほどを用意させていただいているということで、1人当たり2万5,000円ほど、人数にしては260人ぐらい、支援ができる規模となっております。

また、②の若年入職者等の確保、定着支援の関係につきましては、人件費、研修に要する経費の2分の1を助成するわけですが、その経費としましては968万円ほどということで、期間雇用する、そういったときの人件費とか研修の費用を見るわけですが、目標としましては15名ほど確保できたらと考えております。

○松村委員 15名が多いのか少ないのかわかりませんが、これは3年の事業ですから、確実にそういうところが入っていただくとありがたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○二見委員長 関連はありますか。

○高橋委員 私の記憶違いだったら訂正いただきたいんですが、この事業フロー図見たことがあって、だから、これ新規事業かなど。この事業フロー図は、去年の議会の委員会で説明を受けた記憶があって、建設業で働く方々の賃金を聞いた記憶があるんですよね。

○佐野管理課長 おっしゃるとおりでございます。平成26年度からこの形の事業は実施しておりまして、それは国の交付金を活用して、26年度からの事業につきましては、地域人づくり事業ということで厚生労働省の関係の交付金を使っております。スキームはそういう形で、ほぼ同じような形になっておりまして、そういう意味では全く新しい事業スキームではござい

せん。

ただ、ここにつきましても、交付金のほうがなくなりましたので、それを県単独でやるという意味において、新しく事業として構築したということでございます。

○高橋委員 ということは成功したんですね、その26年度からの交付金によって事業をやった実績があるわけでしょう。

だから、それは最終的に若年者の正規雇用化ということで図案があるじゃないですか、こういったところに至った、これをしっかりまた県としてもやりたいということで、新規として今回上げられたということで理解していいでしょうか。

○佐野管理課長 実績としまして、例えば地域人づくり事業でやりました関係でいきますと、期間雇用を13人確保して正規雇用11人つながったと、また、27年9月で補正していただいた交付金を活用した事業につきましては、期間雇用が4人できていて、今まだ事業をやっている途中ということで、もう少ししたら清算できると思いますが、そういった実績がございまして、建設業界のほうからも、こういった事業につきましては、ぜひ継続してほしいというようなお声もありましたことから、今回、こういう形で事業を立ち上げたいと思ったところであります。

また、こうした事業を実施することによりまして、建設業界のほうでも、こういった人を確保することに対するノウハウというのが残るといった効果もございまして、そういったことを踏まえても、有効な事業ではないかと考えております。

○高橋委員 結果的にこの前の事業で11人が正規雇用となって、数がどうのこうのは別にして、

この事業は、いわゆる地方創生という意味で言えば、高卒とか、あるいは大学でもいいんでしょうけど、県内にしっかり就職できる、この事業は本当しっかりとやっていただけるとありがたいなと思えました。よろしく願います。

○松村委員 ちょっと確認なんですけれども、議案第41号、9ページなんですけど、市町村負担が10分の1というところなんですけど、20分の1以上10分の1以下というところなんですけど、これは、大体、市町村規模で決まってるんじゃないかと思うんですけれども、この中身というのはどういうものですか。

○永井砂防課長 急傾斜対策事業をするときに、受益者負担金ということで、先ほど説明した市町村負担金を徴収しているところなんですけど、もともと基本の負担率が20%になってます。その中で、例えば避難路とか避難場所があるときには10%になって、なおかつ現場が長大斜面とかになったら5%ということで、その場所によって負担率が変わるということで、5%の部分と10%の部分があるということになっています。

○松村委員 もともと20%だったのが、10%ないしは5%になるということか。

○永井砂防課長 今、県が事業をやっている急傾斜の事業が、何らかの避難路とかそういう場所、道路とか関連しているものですから、今、原則の20%の箇所はなくて10%、5%の場所をやっているということです。

○松村委員 避難路があるから、その事業によってそれぞれ変わってくるということですね。

○永井砂防課長 はい。

○松村委員 わかりました。

○西村委員 その下の公共港湾建設事業で、日向市は細島港が重点港湾で、この前も新規の港湾計画ができて、非常に港湾の利便性も高まっ

てきていただいて、県当局の御協力、御指導は本当にありがたいんですけども、また今後さらに大きな投資となって、日向市の6万市民で、この10分の1というものを財力的に支えられるかということを議会のほうで以前から質問をさせていただいております。

特に、今後の計画も非常に大きなものがありまして、今までの計画は、もともと昭和39年の新産業都市以前からずっと着々とやってきたものが、やっと結実したものがあるんですが、今後の計画もこの10分の1でいきますと、日向市の負担、かなり大きいものになってしまいます。

日向市だけが、その利便性のメリットをこうむってるわけじゃないもんですから、これは県全体で考えていただかなくてはならないと何度も訴えてはきてるものなんですけど、28年はしようがないとして、本格工事が始まっていくこれから20年とかを見据えた計画ですから、その中でこの10分の1はあくまで変えないという姿勢でやっていくのか、また別の形で補助、助成を考えていただけるのかというのも、大きな道筋で、財源的な問題でなかなか答えは出ませんが、そこあたりの考え方を教えていただきたいと思っております。

○葦方港湾課長 市町村負担金については、地方財政法によりましていただいておりますけれども、都道府県で行う建設事業においては、その区域内の市町村に対しまして経費の一部を負担していただくという形になっておりまして、それを根拠に、細島港につきましては、日向市さんのほうから負担金をいただいているところでございますが、負担金につきましても、事業の規模についても負担金が生じてきますので、その辺の事業規模もございまして、地元の日向市さんとも調整といたしますか、

事業の進め方についても、お話をさせていただきながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員 ぜひ、地元意見も少し酌んできたところもあるんですが、先日もポート・オブ・ザ・イヤー、課長のほうも来られたと思うんですが、その中でも、積荷の重量ベースでいくと3分の1が旭化成さんの積荷だということを、この前、旭化成の社長さんも話をされました。

それだけ、県北、延岡が主ですけども、そこまで日向でおろしたものを運んでいくとなると、延岡市だったり、その周辺だったりもかなりのメリットがあるわけですね。

そういうことも含めて、日向市だけの負担というのは、やはりこの先ずっとと考えていくのは納得がいかないものがありますので、今後、当局の皆さん方の拡大解釈、宮崎県の港だよということを、日向市だけじゃないということを声を大にして言いたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○横田委員 ふるさとみやぎ土木の魅力発信事業についてお尋ねしますが、写真が載っておりますので、当然これまでも取り組んでこられたんだろうと思っておりますけど、子供たちの反応といいますか、それをちょっと教えていただきたいんですけど。

○木下技術企画課長 これまでもいろいろな形で、地元との意見交換というのを進めておりまして、特に小学校等につきましては、土木の日等にも行って、いろいろな話をしているところなんですけど、非常に興味を持って聞いていただきます。

この写真にありますように、右手の小学生なんですけど、これ西臼杵支庁のほうでさせていた

だいたんですが、こういったアーチ型の上に乗って壊れないというのを非常に感動しているということで、各小学校等に尋ねますと、非常に好評であると聞いております。

今後もこういう取り組みを続けていきたいと、それで、今回上げさせていただきました。

○横田委員 これは授業の一環としてやられるんですか。

○木下技術企画課長 授業の一環として取り組みたいと考えております。

○横田委員 当然、子供たちはすごく興味があると思うんです。どうやってトンネルが掘られるのか、どうやって橋がつくられるのかと。そういったのを小さいうちから見てもらう、関心を持ってもらうことは、すごくキャリア教育といえますか、それにつながって、それこそこの目的である技術者の確保につながっていくと思いますので、教育委員会ともしっかりと連携とっていただいて、有効な事業にしていきたいと思っております。

○高橋委員 授業の一環というのは工業系の高校生ですよ、小学校もですか。

○木下技術企画課長 小学校のほうも出前講座等でお伺いして、いろいろな説明をするということで、授業の一環で取り組みたいと考えております。

○高橋委員 それで、土木の日というのがあったじゃないですか。あれも結構、実際に重機に子供を乗せたりして、興味を持たせるいい取り組みだと思っております。

あれは土木事務単位であるじゃないですか。だから、県北、県西でも県南でもやってるわけですよ。この新規事業はどういう考え方で、やり方ですね。

○木下技術企画課長 土木の日は、土木学会の

ほうが主催して、それに国とか県とか協会等が共催という形で実施をしております、本庁のほうでも、去年はイオンのほうで模型のいろんな展示をしたりいたしまして、各事務所でもそれぞれ各関係者と一緒になって取り組むということで、土木ということを知っていただくというのが主で聞いております。

今回の魅力発信事業におきましては、各小学校に出向いて、出前講座の中で土木のストック効果とか、あるいはアイデアの募集とか、こういったことに取り組んでいきたいということで、県が主体となって取り組むという形で考えております。

○高橋委員 26市町村あるんですよ、だから一部の小学生とか、そこにしか出前授業ができないような気がするんです。

だから、どこまで幅広くこの事業が浸透できるのか、どのように考えたらいいでしょうか。

○木下技術企画課長 実際の出前講座につきましては、各出先機関のほうで実施をしていただくと考えておまして、各市町村とも意見交換をしながら、その小学校等の範囲といえますか、そういったところを決めていきたいと考えておまして、その中で各市町村教育委員会等とも意見を交換しながら、実施するところ等については選定をしていきたいと考えております。

○高橋委員 一校残らずというのは、当然、物理的に無理なわけで、いろいろやり方があるんでしょうから、そうすると土日になったりしちゃうんでしょうけど、そこを工夫しながら全ての子供たちが興味を持てるというのは、それは無理な話で、だからいろいろPRの仕方、募集の仕方、いろいろアイデアを出されて、事業に取り組んでください。お願いします。

○野崎委員 事業の1のストック効果事例集の

作成とかいろいろありますが、人の流れや物の流れを効率化するというのがストック効果ですが、今までそういう事例集はつくったことがなかったのかと。インフラ整備するときは、効果を目的としてインフラ整備をやられるので、工事が終わった後のそういった事例集みたいなのは、つくっていらっしゃらなかったのかなと思います。でもこの内容がもしかしたら小学生向けで、これだけ人口がふえましたよとか、これだけ時間が短縮できて通勤ができるようになりましたよっていうレベルのものなのか、そこをちょっと教えていただけたらと思います。

○木下技術企画課長 まず、これまでにそういった冊子があったのかということですが、本格的に冊子という形が出したのは、今年度になってストック効果ということを非常に叫ばれる中で、冊子をつくってきたということになります。

内容につきましては、その事業効果ということで作成をしますけれども、小学生から一般の方まで、わかりやすい資料をつくりたいと考えております。

ただ、ちょっと小学生にはわかりづらいところもあると思いますので、そういったところは、講座の中で説明をしていくという形にしたいと考えております。

○野崎委員 インフラ整備等で魅力を発信することなので、今までは道が一本通れば、早く通勤できるようになったなあとか、もう実態でわかっているの、小学生でもわかるようなものかもしれないけれども、要は経済効果的なものも、この地域はこう発展してきたとか、人口がこれだけふえてきたとか、そういうのも地域が道を通してよかったなど、通してもらってよかったなとかわかるようなものにしないと、

もう皆さん、実体験でその道を通ってわかっている方はわかっているの、それもデジタル化してわかるようにしてもらったほうがいいのかなと思っております。

以上です。

○二見委員長 関連質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって管理課、用地対策課、技術企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時50分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○瀬戸長道路建設課長 道路建設課であります。

当課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の367ページ、道路建設課をお開きください。

当課の当初予算額は、164億7,508万7,000円です。

以下、主な事業について御説明いたします。

369ページをお開きください。

まず、(事項)直轄道路事業負担金31億6,437万1,000円です。これは国道10号や国道220号などにおける国の直轄道路事業に対する県の負担金です。

次に、(事項)公共道路新設改良事業費117億5,688万8,000円です。これは国の補助金や交付金を受けて道路の改築を行う事業であ

りますが、その主な内訳としましては、都城志布志道路などの地域高規格道路の整備を行う1の道路改築事業が17億2,965万円、次のページになります。宮崎西環状線など県が管理している国道や県道の改築を行う2の地方道路交付金事業が100億1,523万8,000円です。

次に、(事項) 県単特殊改良費13億円です。これは県が管理している道路の小規模な拡幅など、局部的な改良を行う事業です。

道路建設課は以上です。

○**馴松道路保全課長** 道路保全課です。

当課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の371ページをお開きください。

当課の当初予算額は、141億8,890万5,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

373ページをお開きください。

まず、(事項) 道路管理費9,844万9,000円です。これは道路台帳の修正やボランティア団体等が行う道路愛護活動への支援などに要する経費です。

続きまして、374ページをお開きください。

(事項) 地域総合メンテナンス事業費10億2,995万7,000円です。これは道路の巡視・巡回パトロール、応急維持工事に要する経費です。

次に、(事項) 公共道路維持事業費57億4,434万7,000円です。これは国の交付決定を受けて、交通安全施設の整備や橋梁・トンネル等の点検・補修を行う経費です。

次に、(事項) 県単道路維持費24億7,201万3,000円です。これは道路施設の補修や草刈りなど、日常的な維持補修に要する経費でありま

す。

次に、(事項) 県単舗装補修費18億3,800万円です。これはひび割れやわだち掘れなど、傷んだ舗装の部分的な補修工事や全面打ちかえ工事を行う経費です。

下のページとなります。 (事項) 沿道修景美化推進対策費8億4,453万2,000円です。これは宮崎県沿道修景美化条例に基づき、沿道のすぐれた景観の保護や花木類の植栽等を行う経費です。

次に、(事項) 県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業費7,300万円ですが、この事業につきましては、委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

新規事業「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」についてです。まず、1の事業の目的・背景です。本県の沿道修景美化につきましては、全国に先駆けまして昭和44年に制定しました沿道修景美化条例のもと、美しい沿道環境の創出、保全に努めてまいりましたが、道路の利用や観光客の目的が多様化する中、より充実したおもてなしを実現するために、官民一体となった取り組みが必要となっております。

そこで、これまでの取り組みに加えまして、県民等の視点や創意工夫を取り入れたモデル事業を実施することにより、地域ごとの個性を生かした美しい宮崎づくりを実現することを目的とする事業です。

2の事業の概要ですが、予算額は7,300万円で、財源につきましては2分の1が地方創生推進交付金で、残り2分の1が県営電気事業みやざき創生基金となっております。

事業の内容ですが、まず①ビューポイ

ントや地域景観資源の掘り起こしを行い、②その中からモデル地区を県内で3カ所程度選定いたしまして、その地区につきまして地域と調和した修景の検討を行います。③選定されたモデル地区で、資料のイメージ図にありますように、県民協働による記念植樹、花植え等のイベントを実施するものであります。

なお、事業を進めるに当たりましては、モデル地区ごとにワーキンググループを設置するなど、構想から実施に至る各段階におきまして、県民等に御参加いただきながら実施していくこととしております。

最後に、3の事業効果であります。県民協働による美しい宮崎づくりの取り組みにつきまして、県下全域での展開に向けた機運の醸成が図られるとともに、県民等が協力して地域の景観整備と維持管理を行っていくことで、地域の交流やきずなが深まり、新たな担い手の確保・育成につながるものと考えております。

道路保全課は以上であります。

○前内高速道対策局長 高速道対策局です。

歳出予算説明資料で説明をいたします。

421ページであります。高速道対策局をお開きいただければと思います。

当局の平成28年度当初予算について御説明をいたします。

当局の当初予算額は、20億1,700万8,000円です。

次に、423ページをお開きください。

主なものを説明いたします。

まず、(事項)直轄高速自動車国道事業負担金は19億1,048万円です。これは国が新直轄事業として整備を進めている東九州自動車道の県南2区間について、整備に要する経費の一部を負担し、当該区間の整備促進を図るものです。

次に、(事項)高速道路利活用促進開通PR事業は582万3,000円です。この(事項)の中の1の改善事業「高速道路利活用促進・整備促進PR事業」573万9,000円ですが、これは高速道路の未整備区間のさらなる整備促進に向けた県民の機運を醸成していくことを目的として、開通のPRに加え、サービスエリア、パーキングエリアなどの利便施設や高速道路開通によるストック効果などをPRし、高速道路のより一層の利活用促進を図ることとしております。

高速道路対策局は以上です。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○西村委員 2点ありまして、1点、県民と築く美しい宮崎づくり沿道修景美化モデルのモデル地区の選定、3カ所程度というのは、もう既に上がっている3カ所があるのか、これから各市町村等に募集をかけて、市町村から上げていただいてやるのかということ、まず伺いたいと思います。

○馴松道路保全課長 この県内3カ所につきましては、大きなエリアは、現在、大体想定といえますか、決めておるところです。それは、例えば宮崎から串間地区にかけての地区、それと県西部霧島エリアの地区、それとあと延岡から高千穂にかけての県北の地区ということで、大きくはこの3つのエリアを現在想定しております。この中から、あと具体的なモデル地区につきましては、地元の意見とかを聞きながら進めていきたいと思っております。

○西村委員 日向の金ヶ浜が入ってなかったもんですから、昨年、議会質問して、県と日向市が共同して、今、伐採作業が少しずつ進んでおりまして、通られた方はわかると思うんですが、もう全然風景が変わって、今やっと第一歩目が

踏み出せたから、これはまさしくその延長上にあるのかなと思って聞いてみました。

別の形での支援をお願いしたいと思います。

○二見委員長 関連はありませんか。

○高橋委員 歳出予算説明資料のところ、今の375ページで、いわゆるその上のほうに、事項として沿道修景美化推進対策費、ここにくくってもいい事業じゃないかなと思ったんですが、ただいわゆる財源の関係で、これ単年度、1回切りの事業ですよ。

これは、来年、29年度はやろうと思ってもやれないんです。なぜかといったら、この財源の性格からして、新規事業にしか、これ充てられないというのが決まりがあるらしいですよ、そういうことなんですよ。

○馴松道路保全課長 委員おっしゃいましたとおり、上のほうの事項の沿道修景美化推進対策費は県単の事業でございまして、例年やってる事業ですけど、今回、提案してます県民と築く美しい宮崎づくりのこの美化モデル事業につきましては、内閣府の新型の交付金、地方創生の交付金を活用するというので、今回は単年度事業ということで、沿道修景の通常事業とは区分けしているところです。

○高橋委員 今おっしゃった国からの地方創生推進交付金と、下のほうの電気事業の基金も若干出てるじゃないですか。この電気事業基金も新規事業にしか充てられないらしいですよ。

だから、これはもう28年度、1回切りの事業になってしまうということで確認をしたわけです。先ほど西村委員もおっしゃってましたが、場所が変わればいいということなんですか。

○馴松道路保全課長 28年度で、現在このモデル事業をやっていきたいと考えておまして、というのも、今、県内全域で沿道修景の見直し

事業を進めています。この沿道修景の見直し事業の先駆けとして、一つはこのモデル事業を打っていききたいといいますが、取り入れていききたいと考えておまして、現在はそこまでの状況でして、29年度以降どうするかについては、現在まだちょっと決めてないような状況です。

○高橋委員 ここから先は、私の意見として聞いてもらってもいいと思うんですけど、地方創生交付金はもう保証がありませんけど、下の宮崎電気事業の基金は5年間でしたかね。これも申しあげましたように、基本的に新規事業しか認めないらしいですよ。ただ、そこは頑張っていていただいて、場所を変えての新規事業で、私はぜひ攻めてほしいなと思うんです。ということで、お願いしておきます。

○二見委員長 関連質問はありますか。

○松村委員 今回は、3カ所という中で7,300万だから、結構な予算をかけた事業かなとは思いますが、3カ所だけきれいになってほかという事業じゃないと思うんです。ここをやって、そしてそのやったことをきっかけとして、ほかの地域でも自助、公助とか含めてそういうパートナーがつくられていって、どんどん道を愛していただいて、市民参加型で道をきれいにしていましょうねという最初の入口に、今回、沿道修景の考え方の中でやっていこうというふうに捉えていいんでしょうか。

○馴松道路保全課長 松村委員おっしゃったように、まずはこの事業を一つの先駆けとしてやっていききたいと考えております。

先ほど申しあげましたように、県内全域で沿道修景美化の見直しをしますので、その中で、県内全域の県民協働とかの仕組みの中でやっていききたいと考えておまして、その中の一つのモデル事業、先駆けとして今回はこの3つの地区でやっ

ていきたいということを考えています。

○松村委員 考え方として、地区3つに分けてもいいでしょうし、あるいは日南海岸を集中的にやって、もっと派手にやろうという考えもあるとは思いますが、今回は3カ所ということで、これはこれでいいと思うんですけど。例えば1年度で、市民の方々、地域のボランティアの方も含めて協議会というような形で、この地域をどうしましょうかっていう中で、そのあるスペースをきれいな沿道にすると思うんですけども、例えば植栽なんかでも、一年草だったら来年からはどうするんだということとか、いろんなことが出てくると思います。

これは単年度事業ですから、来年度はもうありませんよということになれば、あとはクリーンロード何とかと絡み合わせるとか、いろんなシミュレーションは考えていらっしゃると思うんですけど、とにかくまたこれで終わっちゃったらだめですから、単年度事業ですけども、その先のスキームを多分考えてらっしゃると思うんですけど、ちょっとその辺はどうですか。

○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）

委員おっしゃいますように、ここにもあります美しい宮崎づくりというのは、一過性のものではなくて持続的、なおかつ広域的にやっていく必要があると考えております。

この後、都市計画課のほうの説明をすることになりますけれども、美しい宮崎づくり条例いわゆる県土美化条例も、それを趣旨とした条例にしたいと考えておまして、その取り組みの中で、こういったモデル地区を各地に展開をしていって、県民の方々と一緒になって、それぞれの地域で個性ある取り組みを進めていきたいという条例をつくるとともに、私たちも県民と一緒にあって、さらにほかの地域でもこういう

取り組みが進むように、支援をしていきたいと考えております。

○松村委員 私も何度となく、県土美化条例については意見を述べさせていただいてるんですけども、非常に楽しみにはしてるんですけど、安心安全な道だけじゃなくて、ここは宮崎県の観光の顔になりますので、しっかり予算も獲得しながらやっていただきたいと願っております。

○二見委員長 関連質問はありますか。

○高橋委員 以前も話題になりましたが、沿道修景で草刈りですよ。この予算から見ると、結局、374ページの県単道路維持事業費の中から執行されるんですよ。

○馴松道路保全課長 草刈りにつきましては、委員おっしゃいましたように、374ページにあります県単道路維持費から草刈りの予算が支払われるということになります。

ただ、今、沿道修景の推進路線、植栽地区というのがございます。これにつきましては、草刈りの頻度とかを今、年に3回とかやっている地区もございます。これにつきましては、375ページの沿道修景美化推進対策費の8億4,000万ありますけど、この中からも草刈りの費用を出しているということです。

○高橋委員 これまでも委員から、回数が減ってるじゃないかという御指摘があっていて、ただもう予算がいろいろと圧縮されてきた経緯からして、やむを得ない措置であったと思うんです。

この予算から見たときに、県単道路維持事業は11月現計予算と同額ですよ。だから、そういうことで考えると、今までどおりの回数を想定すべきなんでしょうか。

○馴松道路保全課長 県単道路維持費につきましては、昨年度とことしが同額ということで、

草刈りの頻度につきましても、ほぼ一緒と想定しています。

ただ、沿道修景の美化推進対策費の中で草刈りをやっていると、要するに花壇とかそういったところになりますけど、ここにつきましても、今、沿道修景の見直しの中で、より効率的な維持管理のあり方というのを検討していますので、その中でそういった草刈りとかにつきましても、より充実していけたらいいかなと考えております。

○高橋委員 3,000万円ぐらいふえてますもんね、期待してます。

○二見委員長 関連質問はありますか。

なければ私からいいですか。

確認なんですけれども、最初のこの選定する地域を3つ、この載ってる写真のイメージは、かなり限定されたモデルなのかなと思うんですが、それが大きく3つの3カ所を上げられました。

その中には、沿道修景に認定されているところがかなりあると思うんです。その3地域の中で、こういった部分のところをたくさん実施していくという認識なのか、それとも1カ所ずつピックアップしてやっていくというモデルなのか、そこ辺はどうなんですか。もうちょっと詳しく教えていただきたいと思ひまして。

○馴松道路保全課長 この16ページにありますイベントのイメージということで、例えば日南海岸ですと、ずっと延長何十キロと長いわけです。その中に植栽地区というのはもう何箇所もございます。

ただ、今回のこのモデル事業というのは、基本的には地元であったり、県内の企業であったりすると協定を結んで、記念植樹をしていただいて、そういった団体と一緒に花植えと

かをしていこうと考えてまして、その団体の数であるとかにもよると思いますけど、基本的にはこのモデル事業でそんなに何十キロもするものではなくて、基本的には長くても1~2キロぐらいにモデル事業はするのかなと考えています。

○二見委員長 じゃあ、やっぱりその3地区の中で、主なところだけを決めていってやっていこうというのであれば、今、ここでお聞きしているのかどうかはちょっとあれですけども、その大きい範囲、県西霧島地域、宮崎から串間の間、延岡から高千穂っていっても、大体もうイメージとしては、こことこことここですよというのは持ってらっしゃると感じるわけなんですけれども、そこはまだオープンにできないというようなことなんでしょうか。

○馴松道路保全課長 地元と一応市町村を含めたり、あとは造園の専門家とか入れてワーキングとかをつくっていきたいと考えてまして、具体的な場所については、その中で決めていきたいなと考えているところです。

○二見委員長 わかりました。今から地域との話し合いをしながら進めていくということで、今こういうお話なんだなというのがわかったんですけれども、じゃあ、イメージとしては、例えば、今、河川パートナーシップみたいにやってる部分がちょっと名前が変わって、今度は沿道修景の部分で、地域の方々、企業の方々の協力をもらいながら、この宮崎県の観光に利するような地域の維持保全というものを一緒にやっていこうという事業に、今後発展していくという見方でよろしいんでしょうか。

○馴松道路保全課長 今回のモデル地区につきましても、基本的にはそういった団体と記念植樹をして協定も結んでいく、毎年その協定に基

づいて、維持管理もやっていただくと考えています。

そして、今までのクリーンロードの事業もございませうけど、それは基本的には維持管理の面が中心でして、今回のこの事業では、例えば構想・設計から地元の方に入っていただいて、あとはレイアウトであるとか、花木の種類とかも地元にあつて、地元の方が維持管理しやすいようなものを選定していただいて、やっていただきたいと考えておまして、基本的には全てのところを地元の方の意見を取り入れながらやっていきたいなと考えているところです。

○二見委員長 先ほどのちょっと財源の話もあつたんですけども、協定を結んでやっていくといたら、もうこれはほぼ毎年度、必要な予算を計上していかないといけないものになっていくのかなという感じもするわけですし、ちょっとそこ辺はどう理解すればいいんでしょうか。今回ののはちょっと単年度かなと思つたんですけど。

○東県土整備部次長（道路・河川・港湾担当）

先ほど松村委員からもちょっとお話があつたんですけど、今回のこの事業というのは、一つのきっかけづくりにしたいと考えてますので、沿道修景そのものというのは今までずっと続いてきているわけです。

その中で、今、見直しをやるということ、今ある植栽地区の見直しも当然やっていくし、新たな地区も出てくるかもしれない。その中の仕組みの中で、今回、モデル地区でやるような企業を入れたりとか、そういう形をやっていくことで、今度はそれを将来的には広げていこうと、その一つのきっかけというふうに考えています。

今後の中では、当然、沿道修景の見直しであ

るとか、あるいは県土美化条例の制定であるとか、その中ではしっかりした枠組みをつくっていく、その枠組みの一つにこういうパターンができればなと考えているところです。

今後の中のスキームというのは、しっかり私たちが考えていかなければならないと考えてますので、当然その中で予算をどういうふうに確保していくか、今の既存の予算の枠の中でやっていけるのか、あるいははたまた何らかのことを考えていかなければならないのかとか、その辺も十分、今後、考えていきたいと考えております。

○二見委員長 わかりました。

○野崎委員 歳出予算説明資料の370ページの地方道路交付金事業の宮崎の西環状線なんですけど、今、生目からは一部通つてますが、28年度はどういう進捗になるのか進捗状況を教えてもらえますか。

○瀬戸長道路建設課長 宮崎西環状線の進捗状況ということでございますが、今現在、宮崎西環状線と南俣宮崎線が交差します高架橋が完成して供用を開始したところでございます。

あと、残る区間が国道269号の加納バイパス、あそこまでの南の区間になりますけど、古城工区として事業を実施しているところでございます。

今現在は、張出の橋梁とか出てくるものから、橋梁の詳細設計等を実施している状況でございます。

○横田委員 375ページ、道路保全課ですけど、緊急輸送道路等防災対策事業費というのがありますが、県の管理する緊急輸送道路というのは、具体的にどの道路を言うんですか。

○馴松道路保全課長 緊急輸送道路につきましては、県内各地にありまして、全体で68路線

の1,279キロが国県道等で示されています。

○横田委員 予算的に前年度と比べるとかなり伸びてるんですけど、その考え方といいますか、それをちょっと聞かせください。

○馴松道路保全課長 緊急輸送道路等防災対策事業費というのは、これは中身はロックネットだったりとか、自然斜面のモルタル吹きつけであったりとか、こういった斜面对策、のり面对策になります。

この事業は県単独の事業でして、これとは別に、ちょっと374ページに公共道路事業費というのが事項でございます。この57億円、基本的にはこの中でもこういった緊急輸送道路の斜面对策といったものをやっております。それでは不足する部分があるということで、この県単の緊急輸送道路等防災対策費というのを設けているところです。この予算が、昨年と比べておくれる状況でございます。

これの一番大きな要因は、県道の田代八重綾線が道路災害が多くて、なかなか供用ができないところがあるということで、今回、特別に田代八重綾線に対して予算措置がなされたということでございます。

○横田委員 わかりました。

南海トラフとかその関係じゃ全然なくて、そういう田代八重線の部分的なものがあるからふえたということですね。わかりました。

○高橋委員 高速道対策局長、お待たせしました。

総予算20億強のほとんど9割強が清武以南の高速道の予算措置ということで本当に感謝申し上げます。

補正のときも聞きましたけど、事業費ベースでざっくりどのぐらいの額になるんでしょうか。

○前内高速道対策局長 事業費ベースでいきま

すと、約147億円ということになります。

○高橋委員 ありがとうございます。

ちょっと私の記憶違いがあるかもしれませんが、これまでの、いわゆる県が準備をするこの裏負担、最高の額じゃないかなと思うんです。それで、これは正確な情報かどうかは、局長がつかんでいらっしゃれば教えていただきたいんですが、某衆議院議員の後援会長から聞いた、これまでにない予算がつくよということいろいろと情報をもらったんです。それは、1月の段階ですよ。

だから、その後、変わってるかもしれないんですけど、ことし4月にはっきりわかるんでしょうか。局長のところで、その細かなところまでいいですから、おおむね期待をできる数字を教えてください。

○前内高速道対策局長 2点、お尋ねがございました。

まず、1点目の過去最高の県負担金かというお尋ねですけど、答えから言うとノーでございます。といいますのは、県の負担金自体でいきますと、過去に少し高かったところがありますので、22年度が最高値でありました。

2点目の今後の県南区間の実際の事業費のつき方でございますけど、今後28年度の予算、今、国会で審議中でありまして、28年度の政府予算が成立をして、その後、国土交通省のほうで、具体の箇所とその事業費がお幾らというところが確定してまいりますので、その吉報を待ちたいと思っております。

○高橋委員 3月31日には間違いなく予算は成立しますから、あと4月以降に具体的な数字が明らかになるんでしょうけど、今のところ、今おっしゃった147億の事業費を想定して裏負担を予算化しているわけですけど、これに近い数字

を期待してくださいと局長はおっしゃらないのでしょうか。

○前内高速道対策局長 そのような考え方で、県の負担金としては計上しているわけございまして、その心は、できるだけ早くその県南区間供用開始、完成をしてほしいというところがございまして、ある意味、そのために必要な事業費、そのために必要な県負担金を計上しているということです。当然、私のほうの心持ちとしては、国のほうにも最大限事業費を確保していただきたいと思っております。

○高橋委員 わかりました。よろしく願います。

○西村委員 公共道路維持事業費の中で、路線バス等の廃止とか縮小なんかで、今、それぞれの地域でコミュニティバスの活用というものが非常に膨らんで、それが今までは国道の大きい道を通っていたのが、一本裏の県道だったり、市道だったり、より住宅地を通るようになりました。

その県道なんかで、今まではそういう中型、小型バスを想定してなかったところが、非常に道路幅が狭いとか、または標識をもっとふやしてもらわないと通学路とかぶっているから危ないという意見を、非常に多く聞くようになったんですが、御承知のとおり、道路標識とかになりますと、警察であったり、学校であったり、行政であったりというものをまたぐもんですから、地元の方々もどこに相談にいったほうがすぐすぐ進んでいくのかということで、土木事務所あたりとも相談をさせていただくんですけど、そういったものがうまく流れていく、そして、またある程度そういうバスの運行とかが予定されている地域に対して、そういうものが市からスムーズに県に上がってくれば、設備が早くで

きるかもしれないんですが、そういうものに対しては、これ十分に加味された予算なのかをちょっと伺いたいと思います。

○馴松道路保全課長 西村委員がおっしゃいましたコミュニティバスであるとか、そういった特定のバスを想定して、例えば道路の歩道対策をすとか、斜面对策をすとかということではなくて、一般的な車両が安全に通れるように、のり面对策をすとか、歩道整備するとかいうことを進めておりまして、そういった特別なコミュニティバスとかのために、この予算が幾らというふうにつけてるというわけではございません。

○西村委員 私の聞き方がちょっと悪かったんですが、そういうバスとかが通ることによって、安全標識とか、のり面の部分とか、例えば歩道の整備で、どうしても歩道がとれない道っていうのがいっぱいあるんです。そういうところに対して、安全施設をもっとふやしてほしいとか、安全標識等をふやしてほしいとか、安全施設いわゆる道路のガードレールであったりとか、舗装の表示、そういうものをふやしてほしいという要望が結構上がるんですけども、そういういろんな地元の要望に対しての結果で、この予算が組まれているのかどうかということです。

○馴松道路保全課長 歩道につきましては、別途県単の予算もございすけど、委員おっしゃいましたように、大きくは公共道路維持事業費の中から歩道の整備とか、交通安全施設は予算措置するというようにしております。

それで、例えば通学路ですと、今地元の教育委員会とか警察も含めてですけど、通学路の安全対策プログラムというものも作成しておりまして、夏休みか秋ぐらいいにかけて合同で緊急点検とかをやっていくと、そういった取り組みとか

もしておりますので、そういった箇所につきましては、学校関係者でありますとか、市町村とか、地元の意見を伺いながら、そういった路面表示とか看板とかについても、適切に対応していきたいと考えているところです。

○西村委員 ありがとうございます。

○松村委員 高速道の関係ですけど、スマートインターがありますよね。予算から見ると、そのスマートインターはどこかなど。この予算からスマートインターが読み取れないなという予算なんですけど、今、スマートインターが3つぐらいありますよね。

1つが山之口ですよ、これも今やっているとですよ、あとは門川だったり、国富だったり、それはどの辺に反映しているのかというところ、県の負担はどうなのかというところがあったんで、これ予算には載ってないから、今ここで質問していいのかどうかわかんないんですけど、まあ、いいですね。

○瀬戸長道路建設課長 スマートインターチェンジの整備についてでありますけれども、松村委員言われましたように、山之口インター、国富インターと門川南インター、今、県内3カ所で行っております。

事業の予算につきましては、370ページの一番上の欄ですけれども、2番の地方道路交付金事業の100億程度の予算を組んでおりますけれども、この中に入っております。

○松村委員 「外何路線」に入ってるということですね。わかりました。

その予算をちょっと教えてほしいのと、進捗というんですか、多分ことしか来年度に仕上がる場所もあるんじゃないかと思うんですけど、ちょっと予算と進捗をお願いします。

○瀬戸長道路建設課長 まず、進捗についてで

ございますけれども、山之口スマートインターと門川南が平成28年度に完成予定であります。国富スマートインターが平成31年度の完成予定ということにしております。

予算につきましては、全体事業費で申し上げますけれども、門川南スマートインターが約20億円、山之口スマートインターが約12億円、国富スマートインターが約29億円という状況でございます。

このうち県の負担金ですけれども、門川南スマートインターが、約20億円のうちNEXCOが14億円、県と門川町で約6億円という状況です。山之口スマートインターが、全体事業費12億円のうちNEXCOが9億円、県と都城市で3億円、国富スマートインターチェンジが、全体事業費29億円のうち25億円がNEXCOの負担、あと4億円が県の負担という状況でございます。

○松村委員 着実に進んでいるということですね、わかりました。ありがとうございます。

○二見委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上で道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○壹岐河川課長補佐(総括) 河川課であります。

当課の平成28年度当初予算について御説明い

たします。

歳出予算説明資料の377ページ、河川課のところをお開きください。

当課の当初予算額は、173億9,652万7,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

379ページをお開きください。

(事項) 河川管理費 1億857万5,000円です。これは河川等の維持管理に要する経費です。説明欄5の改善事業、「次代へつなげよう！魅力ある川・海づくり事業」につきましては、県民が行う河川や海岸の美化活動への支援や水辺と触れ合う機会の創出など、河川や海岸の愛護意識の醸成を図るものでありますが、川や海に直接触れ合って体験していただけるような内容を取り入れたり、水難防止教室の開催箇所をふやすなど、多くの県民の皆様に参加していただけますよう事業内容の充実を図ったところであります。

次に、(事項) ダム施設整備事業費 3億6,620万円です。内容につきましては、380ページをお開きください。これは国の補助によりダム施設の機能の維持・向上を図るとともに、老朽化しているダム施設の長寿命化計画を策定するものであります。

次に、(事項) 公共河川事業費47億4,015万7,000円です。これは、国の補助により実施する河川改修等に要する経費ですが、説明欄1の広域河川改修事業から5の総合流域防災事業までの事業によりまして、堤防の整備や宅地のかさ上げなどを実施し、浸水被害の軽減などの防災対策を進めるとともに、6の「津波・高潮・耐震対策河川事業」では、津波の被害が想定される河川におきまして、堤防のかさ上げや樋門の自動閉鎖化などの対策を進めていくも

のであります。

次に、381ページをごらんください。

(事項) 県単河川改良費 6億6,629万3,000円です。これは、国の補助対象とならない河川改修事業や堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、382ページをお開きください。

(事項) 県単自然災害防止河川改良費 2億1,000万円です。これは、市町村の地域防災計画の危険箇所地域における災害の発生や拡大を防止するものであります。

次に、(事項) 直轄河川工事負担金 8億3,783万4,000円です。これは、国が管理する直轄区間において実施する河川や海岸事業に対する県の負担金です。

次に、383ページをごらんください。

(事項) 公共海岸事業費 2億240万円です。これは、海岸保全施設の補修など老朽化対策を行うものであります。

次に、384ページをお開きください。

(事項) 公共土木災害復旧費82億5,100万円です。これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費です。

予算の説明は終わりました。次に決算特別委員会の指摘事項にかかる対応状況につきまして御説明いたします。

別冊の資料、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の6ページをお開きください。

⑧の「河川パートナーシップ事業」についてです。この事業は、平成17年度から実施しておりまして、地元自治会等の団体による河川堤防の草刈りの実施など、官民協働による河川環境の保全に取り組んできたところです。

平成26年度の実施要領の改定に当たりまして

は、申請時に改定内容の説明を行い、周知を図ったところですが、事業の趣旨や内容が十分には伝わっていない団体も見られたことから、来年度に向けて、参加団体に対しまして、本事業の趣旨や内容について説明会を開催することで、広く団体の皆様に周知するなど、周知の方法について見直しを行ったところです。

今後とも丁寧でわかりやすい説明を行い、国民協働による河川環境保全の取り組みをより充実させてまいりたいと考えております。

河川課は以上であります。

○永井砂防課長 砂防課であります。

当課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

平成28年度歳出予算説明資料の387ページをお開きください。

当課の当初予算額は、55億2,286万1,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

389ページをお開きください。

まず、(事項) 公共砂防事業費21億9,356万1,000円です。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの設備や、地すべりのおそれがある箇所での対策工事及び土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業です。

390ページをお開きください。

(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費22億9,300万円です。これは、がけ崩れのおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備や基礎調査などを行う事業です。

次に、(事項) 県単公共砂防事業費 1億2,603万6,000円です。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事などを行う事業です。

次に、(事項) 県単公共急傾斜地崩壊対策事業費 2億8,420万円です。これは、既存施設の維持修繕などを行う工事や市町村が実施する対策工事に対する補助金です。

391ページをごらんください。

(事項) 直轄砂防工事負担金 4億6,466万6,000円です。これは新燃岳の噴火による土石流対策として、国が実施する直轄砂防工事に対する負担金です。

最後に、(事項) 土砂災害防止啓発推進事業費983万7,000円です。これは土砂災害に関する知識、防災知識の普及・啓発活動などに要する経費です。

2の新規事業、「次世代へ語り継ぐ災害の記憶継承事業」につきましては、委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、頻発する災害から県民の生命を守るためには、災害の記憶を継承していくことが重要であることから、平成17年度に過去の災害や県土の特性等を取りまとめた記録集を作成し、県民への普及・啓発を図っております。その後、広島県土砂災害や鬼怒川流域の浸水被害のような想定をはるかに超えた災害が発生しており、地域住民の危機意識や早期避難などの災害対応力をより一層高めることが重要になっております。本事業は、近年、県内で発生した災害の記録を保存するとともに啓発事業として活用することにより、災害の記憶を風化させることなく、次世代へ継承していくものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は762万8,000円です。事業期間は平成28年の単年度を考えています。事業内容ですが、①災害事象の記録については、平成17年

以降に本県で発生した災害や早期避難の重要性等をまとめた災害記録集を作成し、国、県関係、市町村、大学等へ配布するとともに、県のホームページに掲載いたします。②の県民への啓発活動については、災害記録集のデータを地域住民を対象とした土砂災害防止講座や、小中学生を対象とした土砂災害防止教室の説明用資料として活用いたします。

砂防課の説明は以上であります。

○葭方港湾課長 港湾課であります。

当課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の393ページ、港湾課をお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計57億9,155万7,000円、港湾整備事業特別会計9億1,477万1,000円、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして67億632万8,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。

395ページをお開きください。

一般会計の当初予算であります。

まず、(事項) 空港整備直轄事業負担金2億4,910万7,000円です。これは、宮崎空港の誘導路などの改良に係る直轄事業に対する負担金です。

次に、396ページをお開きください。

(事項) 公共海岸保全港湾事業費9,050万円です。これは、港湾区域内の公共海岸保全港湾事業に要する経費ですが、2の長寿命化計画策定事業につきましては、港湾における海岸保全施設の効率的な老朽化対策を実施するために、施設の点検・耐震調査を行い、長寿命化計画を策定する経費です。

次に、(事項) 港営費3億1,492万円です。これは、県内港湾の管理運営やポートセー

ルスなどに要する経費です。

次に、397ページをごらんください。

(事項) 港湾維持管理費4億2,847万円です。これは、岸壁や埠頭用地など、港湾施設の維持補修に要する経費です。

次に、(事項) 特別会計繰出金4億8,435万2,000円です。これは、港湾整備事業特別会計に歳入不足が生じるため、特別会計への繰り出しを行うものであります。

次に、398ページをお開きください。

(事項) 直轄港湾事業負担金8億5,070万円です。これは、細島港及び宮崎港における直轄事業による防波堤などの整備に対する負担金です。

次に、(事項) 公共港湾建設事業費19億8,252万9,000円です。これは、港湾施設の機能強化や安全性などを確保するため、国庫補助事業などにより、県内港湾において防波堤や岸壁などを整備する経費です。

次に、399ページをごらんください。

(事項) 港湾災害復旧費7億4,741万円です。これは、台風などにより被災します公共港湾施設を原形に復旧する経費です。

以上が一般会計の当初予算です。

次に、400ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計の当初予算について、主なものを御説明いたします。

まず、(事項) 細島港管理運営費2億24万2,000円です。これは細島港の荷役機械、引船等の管理運営に要する経費です。

次に、(事項) 宮崎港管理運営費1億3,910万3,000円です。これは宮崎港のフェリーターミナルビル、引船、マリーナなどの管理運営に要する経費です。

次に、401ページをごらんください。

(事項) 油津港管理運営費8,652万5,000円です。これは油津港の上屋、荷役機械などの管理運営に要する経費であります。

次に、公債費4億8,369万8,000円です。これは、荷役機械や上屋などの整備に係る起債償還のための経費です。

港湾課は以上です。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

ここで暫時休憩いたしまして、午後の再開を1時5分再開でよろしいでしょうか。

午前11時54分休憩

午後1時3分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了しました。

質疑はございませんか。

○高橋委員 河川課にお尋ねします。

381ページの県単河川改良費で、28年度の当初予算、1億4,000万増額ですね。この間、委員会でもいろいろ、いわゆる河川の堆積状況の要望等があって、なかなか予算がないために要望を受け入れできないというのがあったわけですが、これで、今まで要望箇所があったところをかなり解決できるんでしょうね。

○壹岐河川課長補佐(総括) 先ほど、午前中の説明にあったように、特別枠等でそういった堆積土砂に要する経費等も若干でありますけど確保したところでありますので、今後とも可能な限り治水安全の向上につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋委員 要望箇所は多いでしょうから、全てをとすることはもちろんならないんでしょうけど、優先順位をつけてやられるわけでしょうから、それなりの期待はできるということで理解をしてよろしいですね。

○壹岐河川課長補佐(総括) 委員おっしゃるように、緊急度の高いところから実施していくことにはなるとは思いますけれども、県内全域を見て取り組んでまいりたいと思っております。

○高橋委員 わかりました。

○蓬原委員 宮崎港マリーナ施設運営費というのがあるんですけども、マリーナだけにこだわらないんですが、あそこ一連の海水浴場とかもありますよね。利用状況はどうなんでしょうか。

ことはまたそれにかかわる費用というのが、何か組んであるんでしょうか。

○蓑方港湾課長 今現在、宮崎の臨海公園の中にマリーナがございます。マリーナに関しては、砂の堆積等により、ちょっと一時、その期間、入出港ができないというような状況もございました。しゅんせつを行って、現在では入出港ができるような状況になっているところでございます。

しゅんせつのほうで予算を付けておるんですが、平成27年度に関しましては、例年よりちょっと多く予算がかかっておりまして、1億5,000万のしゅんせつ費用を用意しております。

あと、現在、マリーナにおいて来客者とか利用されている方は、平成26年度ですけれども、11万4,700名がマリーナの利用者数となっております。ちなみに、ビーチにおきましては、平成26年で12万6,700名の利用がございます。

○蓬原委員 マリーナが11万4,700ですか。ビーチは12万、余り差がないみたい……。

○蓑方港湾課長 みやざき臨海公園のマリーナ部分におきましての利用者とそれから多目的公園とかそういうところに来る人たちもいますので、そういう人たちを入れましての数字になっておりますけれども、11万4,700名でございます。

ビーチが、12万6,700名利用される方がいらっしゃるといふことをごさいます。

○蓬原委員 ということは、あそこを一つのトータルの臨海公園として広く見れば、この足した数っていうのが利用者っていうことになるんですかね。

○葦方港湾課長 平成26年が、合計で24万1,400名が利用したという数字が出ております。

○蓬原委員 そうすると、土砂がたまってしゅんせつに1億5,000万かかったということですが、あと海水浴場等の維持管理とか、例えばその砂が入って今度は泳ぐところがなくなったとかいう維持は要らないんですか。

○葦方港湾課長 ビーチのほうも、同じように北側からの砂が流入するということにしゅんせつを行ってございまして、金額になりますけれども、平成27年で北ビーチで65万3,000円、それから南ビーチで737万3,000円のしゅんせつ、それから整地、この整地は陸に上がったやつとかあったりしますんで、そういう整地とかも合わせての金額になります、合計で800万程度の金額になってございます。

○蓬原委員 砂のしゅんせつ以外には、維持管理上の問題はないんですね。

○葦方港湾課長 一番大きい問題は、砂のしゅんせつという形になります。

○蓬原委員 わかりました。

○二見委員長 関連質問はありますか。

なければ、ほかの項目について。

○横田委員 災害の記憶継承事業についてお尋ねします。

何か災害が起きたら、行政の責任を問う声があるわけですけど、でも、今、想定外という言い方は何かもう通らんようなことも言われますけど、でも、実際、例えば堤防とか排水

施設とかつくるときには、これぐらいの雨だったら大丈夫ですよという、それも絶対想定というのがあると思うんですよ。

でも、ここにも書いてあるように、想定をはるかに超えるような雨とか災害が起きるわけで、この前の17年の14号台風ですか、あの災害を受けて堤防かさ上げとか、排水施設とか、かさ上げとかをずっとしてきてるわけですよ。

それで、これでもう安心だと、また思われたら大変ですので、施設を大きいものに切りかえたとしても、それを超える災害があるかもしれないということは、必ず啓発をしていかなければいけないと思うんです。そういったことも含めて、この継承事業の中で取り上げていただくといいなと思います。

○永井砂防課長 おっしゃるとおりで、私達も、平成17年に一度、本をつくったんですけど、そういう災害の履歴というか、記憶を後世に残す必要があるということで、ことし、こういう記録継承事業をしておりますので、その本をつくるだけじゃなくて、今度は啓発活動の中でそのデータを活用して、広く県民に伝えるように努力していきたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありますか。

なければ、私からいいですか。河川管理費の中のところなんですけれども、今回、11月補正に比べて4,000万ほどの増額になってはいますが、例年この河川パートナーシップ事業って結構予算的にはふえてきたかと思うんです。

今回ちょっとそこ辺の増額があったのかどうか、教えていただきたいと思うんですが。

○壹岐河川課長補佐(総括) 379ページの説明欄に河川パートナーシップ事業ってありますけれども、来年度の予算は5,500万ちょっとでありますけれども、昨年度の27年度の予算が5,100万

ちょっとですので、400万ほど増額をお願いしているところです。

○二見委員長 それと、去年は、たしか今まで年に3回、清掃とかやってたところを年2回を原則にして、土木事務所長の判断によって3回してもいいという基準改定があったと思うんですが、それは決算も出てないというか、これからもあるんでしょうけれども、この1年間やってみての実施状況といいますか、県民の方々の反応といったものはいかがだったか、そこ辺のお話を聞かせていただけますか。

○壹岐河川課長補佐(総括) 今年度の状況につきましては、団体の数につきましては、現在取りまとめ中なんですけれども、26年度から、原則2回ということで一応お願いはしてるんですけれども、自発的に3回刈られてる地域もございますし、自分たちのまちを流れる河川環境をよくしようという機運づくりといいますか、意識づくりは大分向上してきておられるのかなと感じております。

○二見委員長 これからどんどんパートナーシップ事業も進めるような場所がふえていくということと、それを対応していただけるような団体とかがふえていくということが、まだ今後想定されていく中で、できるだけ限られた予算の中で実施していくというのも、大きな2つの課題だと思うんです。

それをうまくやっていくためにも、できるだけもう大きな変更がないほうがお互いの理解っていうか、認識が余り変わらないような部分でやったほうがいいと思うんです。3回を2回に減らされたとなると、今まではよかったのに何かといったような反発とかも生まれてくるでしょうから、できるだけそういうことがないような形で、事業をうまく進めていけるように今

後も検討していただきたいと思いますし、そういう対話というか、そういうのを続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○野崎委員 関連してなんですが、先ほどのパートナーシップの件は、美化の意識とかいうお話がありましたけど、これは一番は自治会の運営費にほとんど回るんです。正直言って、市町村合併があって、自治会の加入率が減って、自治会で運営費が足りないから、自治会の河川を地区の人でみんなで手分けして刈ろうかと、これが自治会の運営の主な結構大きい財源なんです。

そこもちょっと考慮していただきたいのと、パートナーシップがないところは、堤防は民間が刈るんですよ。

その民間の費用とパートナーシップの費用を比べれば、多分パートナーシップのほうが安くて済んでると思うんです。

だから、そこら辺も考慮してあげて、この美化運動というものが、自治会の運営費に回って、自治会もスムーズに運営できるんだというの裏にはありますので、民間しか出ないという部分もありましたけど、そこら辺もちょっと考慮しながら、また今後検討していただきたいなと思っています。これは要望でいいです。

○河野副委員長 河川管理で、データとしてはまだでしょうけど、河川への不法投棄の状況をつかんでいる範囲で結構なんですけど、ふえていくのか、横ばいなのか、減少なのかということろまでは、いかがでしょうか。

○壹岐河川課長補佐(総括) 河川区域内の不法投棄ということですけども、一般的にはゴミでありますとか、船舶でありますとか、そういったいろんなものがあると思うんですけども、現

在の状況というのはまだつかんでないんですけども、ちょっと調べてみますので、お時間をいただきたいと思います。

○河野副委員長 それで、先ほど管理費の中で扱われると思うんですけど、この不法投棄の除去事業費というんでしょうか、それがどこに含まれてどれだけということは、わかるようになっているんでしょうか。

○壹岐河川課長補佐(総括) 不法投棄は見つけないといけないんですけども、予算書の379ページ、河川管理費の中に河川維持管理事業というのがございますけれども、ここに河川巡視員を県内13名、非常勤の職員がおりまして、毎日、河川を巡視して、委員おっしゃるような不法投棄物がないかどうかも含めて点検しているところです。そういった中で、巡視員の方が回収してきたりとか、そういったことも多くなっております。

河川パートナーシップもありますけれども、河川の掃除とか、そういったものを地域のボランティアの方々にやっていただいております、それについては次代へつなげようという改善事業をさっき申し上げましたけれども、こういった中で資材の提供、軍手でありますとか、そういった提供も行っておるところでございます。だから、ボランティアの方々にも、そういった投棄物の回収とか掃除とかもやっていただいております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時22分休憩

午後 1 時24分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○森山都市計画課長 都市計画課であります。

まず、当課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の403ページ、都市計画課をお開きください。

当課の当初予算額は、26億5,881万2,000円です。

以下、主なものを御説明いたします。

406ページをお開きください。

まず、(事項) 住みよいふるさと広告景観づくり事業費3,509万5,000円です。これは屋外広告物が適正に表示されるよう、屋外広告物監視員によるパトロールなどを行い、良好な景観づくりを推進するための経費です。

次に、同じページの(事項) 県土美化条例制定事業費、新規事業「県土美化条例制定事業」、106万円ですが、この事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、407ページをごらんください。

(事項) 公共街路事業費14億5,882万円です。これは国からの交付金を受けて、街路の整備を行う事業に要する経費でありまして、都市における安全で円滑な交通の確保や良好な市街地の形成を図るための街路整備を行うものです。

次に、(事項) 公共都市公園事業費2億5,285万6,000円です。これは国からの交付金を受けて、都市公園の整備を行う事業費に要する経費です。誰もが安全で快適に利用できる都市公園を目指し、老朽施設の更新等を図り、

安全安心な公園整備を行うものであります。

次に、408ページをお開きください。

(事項) 青島亜熱帯植物園環境整備事業費、新規事業「笑顔あふれる植物園おもてなし環境整備事業」、1,000万円ではありますが、この事業につきましても、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、委員会資料の18ページをお開きください。

新規事業「県土美化条例制定事業」について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景であります。県では美しい県土づくりのため、沿道の修景美化をはじめ、良好な景観の保全や創出に取り組んでいるところであります。

今後、さらにこれらの取り組みを発展継承し、暮らしの豊かさ日本一及び観光再興につなげるため、沿道だけではなく、空港やインターチェンジなどの本県への玄関口や観光地など、さらには住宅や事業所といった県民の皆様の身の回りにおいても、県土美化の取り組みが拡大されるよう、県民、事業者、市町村等と一緒に、美しい宮崎づくりを推進していく県土美化条例を新たに制定することを目的としております。

ここで、資料の下の枠内をごらんください。

条例制定に向けた流れについて御説明いたします。28年度に条例をつくってまいりたいと考えておりますが、条例をつくるに当たりまして、現在、関係各課で構成する検討会議において、全庁的な議論を進めているところであります。

条例制定に当たりましては、県民等の御意見を十分伺う必要がありますので、懇談会を開催し、地域づくりや美化活動に取り組む県民の方々、民間事業者、学識経験者等の御意見を伺う

とともに、景観行政団体である市町村との勉強会やパブリックコメントを行い、条例案の策定に反映してまいりたいと考えております。この懇談会の開催に要する費用を今回の事業として計上しております。

条例案を策定しました後は、議会へ上程させていただき、平成28年度中の条例制定を目指したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料の中ほどの2の事業の概要であります。予算額は106万円であります。事業期間は平成28年度の単年度であります。事業内容につきましては、先ほど御説明いたしました懇談会を開催いたしますとともに、条例の県民への周知・啓発のためのリーフレット原案を作成いたします。

本事業により、県土美化の機運を高め、県民等との協働による美しい宮崎づくりを推進してまいります。

次に、19ページをごらんください。

新規事業「笑顔あふれる植物園おもてなし環境整備事業」について御説明いたします。

1の事業の目的・背景であります。県立青島亜熱帯植物園におきましては、花や緑を楽しめ、ゆとりと憩いのある体験型の植物園を目指して整備を進め、今年度末、今月26日になりますが、リニューアルオープンを予定しております。今後、県内外からの利用者の増加が見込まれているところであります。

このため、ボランティアガイドの育成とライトアップを行うことによりまして、リニューアルした植物園の魅力を最大限に発揮し、訪れた観光客に楽しんでいただくおもてなし環境の充実を図りますとともに、観光地としての魅力向上や新たな利用者の創出を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,000

万円であり、その財源は、全額、県営電気事業みやざき創生基金であります。事業期間は平成28年度の単年度であります。

事業内容であります。1つ目のボランティアガイドの育成につきましては、園内の案内のマニュアルを作成するとともに、植物や外国語の知識習得のための研修を行うものであります。2つ目のライトアップによる演出につきましては、夜間に訪れる観光客のために、宮崎市の行う青島ビーチパークと連携しまして、大温室の園路を中心としたライトアップの試行を行うものであります。事業のイメージであります。下の図にありますように、ボランティアガイドによる案内の充実を図るとともに、ライトアップによる夜間の開園により、おもてなしの創出を図るものであります。

3の事業効果であります。受け入れ体制の整備を図ることで、利用者の増加が見込まれ、青島地域全体の活性化に寄与するものと考えております。

予算関係につきましては以上であります。

次に、委員会資料の28ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。県立青島亜熱帯植物園につきましては、先ほども御説明いたしました。今月26日にリニューアルオープンを迎えるところであります。これを契機に、来園者が外苑と一体的に花や緑に親しんでいただけるよう、大温室の入館料を無料化することに伴い、当該使用料を廃止するとともに、新たに整備を行いました学習室について使用料を設定するため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。青島亜

熱帯植物園使用料の廃止及び設定に伴う改正でございます。(1)の大温室の使用料廃止につきましては、大温室の入館料の無料化に伴い、使用料を廃止するものであります。

(2)の学習室の使用料を新たに設定につきましては、新たに整備しました学習室について、1時間当たりの使用料を空調設備を使用するときには540円、空調設備を使用しないときには470円と、新たに設定するものであります。

3の施行期日につきましては、平成28年3月26日から施行することとしております。

次に、32ページをお開きください。

議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。県立青島亜熱帯植物園の大温室につきましては、公の施設に関する条例におきまして、指定管理者が定める利用料金の上限を定めているところであります。このため、今回、リニューアルした大温室の入館の無料化に伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。県立青島亜熱帯植物園の利用料金制の廃止につきましては、大温室の入館の無料化に伴い、利用料金制を廃止するため、条例別表第4の利用料金基準額一覧に掲げる施設から、県立青島亜熱帯植物園を削除するものであります。

3の施行期日につきましては、平成28年3月26日から施行することとしております。

次に、33ページをごらんください。

議案第31号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

の施行に伴い、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例」の引用元である都市再開発法第128条第1項中の「行政不服審査法による」という文言が削除されるため、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。資料の中段の枠内に、条例別表の抜粋を掲載しておりますが、左側の改正前の枠内に「25の3 都市再開発法による次の事務」で、(55)の中に掲載されている下線の部分、「行政不服審査法による」という文言を削除するものであり、改正後は右側の枠内のとおりとなります。

3の施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行することとしております。

最後に、別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきまして御説明いたします。

6ページをお開きください。

下段の⑨番、公共下水道整備における市町村支援についての指摘要望であります。供用を開始した公共下水道区域内において、下水道の接続率向上を図ることは、公衆衛生などの観点から大変重要と考えておりまして、下水道管理者である市町村におきましては、パンフレットの配布、説明会の開催、個別訪問などを行うとともに、排水処理施設改造資金の融資あっせんや借入金利子補給等の助成制度に取り組んでいるところでございます。

県におきましても、毎年開催している市町村の担当者会議や勉強会において、下水道への接続促進についての情報提供を行っており、特に今年度は市町村の現状を把握するため、個別交渉の取組状況や未接続の理由等について調査を行い、その後、担当職員に集まっていただき、各市町村が抱える課題や取り組みについて、意

見や情報の交換をする勉強会を開催したところでございます。

あわせて、下水道の接続率が高い他県自治体の取り組み状況についても調査を行い、今後の参考となるよう市町村に情報提供を行ったところでございます。

今後とも市町村と連携を図りながら、下水道の接続率向上に向けた啓発活動に取り組むとともに他県の状況を積極的に収集しまして情報提供するなど、さらに市町村を支援し、計画に沿った下水道整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

都市計画課につきましては以上であります。

○上別府建築住宅課長 建築住宅課であります。

当課の平成28年度当初予算について御説明します。

歳出予算説明資料の409ページをお開きください。

当課の当初予算額は、23億9,586万2,000円です。

以下、主なものを御説明します。

411ページをお開きください。

まず、(事項) 建築確認指導費2,547万1,000円です。これは、建築物の建築確認許可及び検査等に要する経費であります。

412ページをお開きください。

一番上の説明欄にあります新規事業「特殊建築物等の安全点検推進事業」、399万9,000円につきましては、後ほど委員会資料で御説明します。

次に、(事項) 建築物防災対策費2,817万4,000円です。これは、地震やがけ崩れ等による建築物の被災を未然に防止するための対策等に要する経費であります。

説明欄にあります新規事業「災害時拠点強靱化緊急促進事業」、412万5,000円につきましても、

後ほど委員会資料で御説明します。

次に、(事項) 建築物地震対策費 1億6,278万2,000円であります。これは木造住宅を除く建築物の耐震化の促進に要する経費で、大規模民間建築物の耐震改修費用等について補助するものであります。

413ページをごらんください。

(事項) 県営住宅管理費10億8,026万3,000円あります。これは県営住宅9,000戸の管理に要する経費で、入退去管理や修繕に要する経費などであります。

次に、(事項) 公共県営住宅建設事業費 8億884万6,000円あります。これは県営住宅の整備に要する経費で、宮崎市の平和ヶ丘団地ほか、2団地の建てかえや高齢者向け改善など、既存住宅の整備を行うものであります。

次に、(事項) 県営住宅整備 P F I 推進事業費500万円あります。説明欄にあります新規事業「県営住宅整備 P F I 導入可能性調査事業」、500万円につきましても、後ほど委員会資料で御説明します。

次に、委員会資料の20ページをお開きください。

新規事業「特殊建築物等の安全点検推進事業」について御説明します。

1の事業の目的・背景であります。建築基準法の規定により、不特定多数の県民が利用する建築物等の所有者は、維持管理の状況等を定期的に点検し、特定行政庁に報告する義務がありますが、同法の改正により、報告対象となる建築物等の数が大幅に増加することとなりました。このため、定期報告に係る県の業務の一部を民間機関に委託し、県は指導や違反是正等に専念することによって、重大な事故や災害の発生を未然に防止しようとするものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は399万9,000円で、財源は、全額、一般財源であります。事業期間は、平成28年度から30年度までの3年間あります。事業内容といたしましては、①から③の業務を民間機関へ委託することとしております。

最後に、3の事業効果であります。この事業を実施することにより、県は対象建築物等の所有者に対する指導を徹底することができますので、その結果、建築物等の適正な安全点検が推進され、県民の安全を確保することができるものと考えております。

続きまして、21ページをごらんください。

新規事業「災害時拠点強靱化緊急促進事業」について御説明します。

1の事業の目的・背景であります。南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に、大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を一時的に受け入れる施設の確保を図るため、学校、民間ビルや病院等の建築物において、必要となるスペース等の整備に対して市町村が補助を行う場合に、当該市町村に対して、県が支援することにより、本県の災害対応能力の向上を図るものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は412万5,000円で、全額、大規模災害対策基金を財源としております。事業期間は、平成28年度から30年度までの3年間あります。

事業内容といたしましては、国の災害時拠点強靱化緊急促進事業を活用し、市町村が対象となる建築物において、受け入れスペースや備蓄倉庫等の整備に対して補助を行った場合、市町村負担額の2分の1を県が助成するものであります。

最後に、3の事業効果であります。病院な

ど、災害時に拠点となる施設において、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を高めることで、より多くの県民の生命や身体を守ることができるものと考えております。

続きまして、22ページをお開きください。

新規事業「県営住宅整備PFI導入可能性調査事業」について御説明します。

1の事業の目的・背景であります。県営住宅は、昭和40年代から50年代にかけて多く建設されており、現在、宮崎県営住宅長寿命化計画に基づき、建てかえや改修を進めているところであります。

しかしながら、今後、多くの団地が一斉に建てかえ時期を迎え、従来の整備手法では一時期に多大な費用を要することから、より効率的かつ効果的な県営住宅の建てかえや管理運営に向け、民間の資金やノウハウを活用するPFIの導入可能性を調査・検証するものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は500万円で、全額、県営電気事業みやざき創生基金を財源としております。事業期間は、平成28年度、単年度であります。

事業内容といたしましては、PFIにはさまざまな方式がありますので、その事業方式等の検討や民間企業の参入意向調査の実施、先進自治体における事例の調査・検証を行うものであります。

PFIによる県営住宅整備のイメージであります。下の図にありますように建物を集約し、利便施設等の誘致を行うなど、民間のノウハウを活用して建てかえを行うものであります。

予算関係につきましては以上であります。

次に、30ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由ですが、これは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行や長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく関係基準の改正等に伴い、関係手数料の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容であります。まず(1)は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、新たな認定手数料を設定するものであります。

手数料の区分は、①から③がありまして、それぞれの表には主な手数料を示しております。

続いて、次の31ページであります。②は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく関係基準が改正されたことに伴い、これまで新築のみを対象としていた計画認定の当初及び変更の申請手数料に、増改築しようとする場合の区分を新たに追加するものであります。

①は当初申請の場合、②は申請内容を変更する場合で、表には主な手数料を示しております。

次に、(3)であります。建築基準法の改正に伴い、建築確認の際に、構造計算適合性判定を民間機関へ申請できるようになったことから、これまで県が徴収することとしていた①、②に係る業務についても、民間機関を活用することとし、手数料を削除するものであります。

最後に、3の施行期日であります。平成28年4月1日から施行することとしております。

続きまして、34ページをお開きください。

議案第35号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について御説明します。

1の改正の理由であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法により、建築基準法の一部

が改正されたことに伴い、これまで同法に定め
のあった建築審査会の委員の任期を条例で規定
することになったため、所要の改正を行うもの
であります。

次に、2の改正内容であります。国の基準
を参考に、これまで建築基準法に規定されてい
た(1)から(3)の規定を加えるものであり
ます。

次に、3の施行期日であります。平成28年
4月1日から施行することとしております。

建築住宅課につきましては以上であります。

○山下営繕課長 営繕課であります。

当課の平成28年度の当初予算について御説明
します。

歳出予算説明資料の417ページをお開きくださ
い。

当課の当初予算額は、9億4,265万6,000円
あります。

以下、主なものを御説明いたします。

419ページをお開きください。

まず、(事項)庁舎公舎等管理費1億4,484
万3,000円あります。これは、総務課所管の庁
舎公舎等の維持補修に要する経費であります。

次に、(事項)電気機械管理費2億5,420万円
あります。これは庁舎等の冷暖房設備や昇降
機設備等の保守点検、その他改修工事など、機
械、電気設備の維持管理に要する経費であり
ます。

次に、(事項)電話設備等管理費1,149万7,000
円あります。これは庁舎等の電話交換設備の
保守点検、修繕など、電話設備の維持管理に要
する経費であります。

次の(事項)県庁舎BCP対策事業費2億7,050
万円ありますが、この新規事業につきましては、
後ほど委員会資料で御説明いたします。

420ページをお開きください。

(事項)営繕管理費776万1,000円あります。
これは当課で執行する建築工事等に係る積算業
務のための単価作成や県有建物保全情報の整備
などに要する経費であります。

また、説明欄の3の(2)の新規事業「県有
建物調査小型無人航空機活用事業」、88万1,000
円ありますが、これも後ほど委員会資料で御
説明いたします。

次に、委員会資料の23ページをお開きくださ
い。

新規事業「県庁舎BCP対策事業」について
御説明いたします。

まず、1の事業目的・背景であります。大
規模災害時等の非常時における業務継続性を確
保することは、極めて重要であります。県では
常在危機への対応といたしまして、米印にあり
ます宮崎県業務継続計画を平成24年7月に策定
しておりますが、本事業はこの計画に盛り込ま
れています本庁舎及び出先の総合庁舎等の建具
飛散防止を初め、電力や通信等のライフライン
の確保に必要な浸水対策などのBCP対策を一
層推進していくことによりまして、大規模災害
などの非常時における行政機能の維持を図るも
のであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額
は2億7,050万円でありまして、財源は、全額、
大規模災害対策基金を財源としております。事
業期間は、平成28年度から31年度までの4カ年
であります。

事業内容であります。庁舎等の窓ガラスに
フィルムを張ります建具飛散防止を初め、電力
や通信等の設備機器の浸水対策など、ここに掲
げております6つの事項を実施することにより、
業務の継続性を確保するものでありまして、こ

うした取り組みによりまして、司令塔となります防災拠点庁舎と一体となった非常時における業務の円滑な運営を通じまして、県民の安全安心に寄与するものと考えております。

次に、24ページをお開きください。

新規事業「県有建物調査小型無人航空機活用事業」について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景であります。県有建物は建設後30年を経過した建物が約5割と老朽化が進んでいることから、定期的に劣化の状況を調査し、適切な保全に努めているところであります。本事業は施設・設備の劣化状況を間近で確認するために、屋根など危険な高所作業も必要であることから、小型の無人航空機いわゆるドローンを活用し、安全かつ的確に状況を把握することによりまして、県有建物長寿命化及び財政負担の軽減化・平準化を図るものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は88万1,000円でありまして、財源は、全額、一般財源であります。事業期間は、平成28年度から30年度までの3カ年であります。

事業内容であります。ドローンを購入し、安全かつ的確に県有建物高所部の点検・調査を実施いたしまして、得られた劣化の状況等の情報を県有建物の老朽化対策や適切な維持管理に活用するものであります。

営繕課は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○高橋委員 青島亜熱帯植物園は、利用料金制を廃止するわけですけど、ということはこの408ページの管理費、増額をしたということで理解をすべきですか。青島亜熱帯植物園は、28年度、3,800万何がしの管理費がついてるんですよ。

利用料金制を廃止するわけでしょう、だから利用料金の分を計算して指定管理費は決めてあったわけで、それが利用料金制廃止したから、その分入らないということじゃないですか。だから、これは増額したのかなと思って、管理費、意味わかりました。

○森山都市計画課長 青島亜熱帯植物園の指定管理、温室などの入館料につきましては、利用料金制で指定管理者の収入となっておったわけでございますけれども、先ほど御説明しましたように、無料化することでその分がなくなります。

その試算として、利用料金で350万ほど見とったわけですが、これについてはもうなくすということにしましたので、その分を入れる形で、今回、予算をお願いしているところでございます。

○高橋委員 それで3,800万ということで計上してあるわけですね、わかりました。

引き続き、亜熱帯植物園のことで関連するのでも聞きますが、委員会資料にもありますように、1,000万の事業で、単年度でしょうけど、ライトアップをするということで、開園時間を教えてください。変わったんでしょうか。

○森山都市計画課長 通常でございますと、夕方は5時まででございますけれども、このライトアップの期間につきましては、青島のビーチパークが昨年はちょうど夏に行われたわけですが、この夏休みの期間に合わせて、夜9時までにはしたいと考えております。

これは青島ビーチパークも9時までと聞いておりますので、この開園時間を合わせていきたいと考えているところでございます。

○高橋委員 期間限定の時間延長ということで、理解をするわけですが、単年度で1,000万つけて

ライトアップをするわけですよ。1回やると、これはずっとやることになると思うんですが、来年、再来年の話なんだけど、予算確保は大丈夫なのかなと思って聞きますが。

○森山都市計画課長 この予算額でございますけれども、一応ボランティアガイドの育成で400万ほど、ライトアップのほうで600万で、このライトアップは試行でやろうと考えておりまして、全て仮設で考えております。

実際、設置すると、相当な金額になるわけでございますけれども、このライトアップを試してやってみまして、どういったライトアップの仕方がこの植物園の魅力をアップできるのかということ、そしてあと、お客さんの反応、そういったものを見まして、非常に人気があれば次の年度に予算化したいなと考えておるところでございますけれども、これはちょっとやってみまして検討していきたいと思っております。

○高橋委員 すごく反応はいいと思えますよ、これもうやられる前からすぐ想定できます。ライトアップでまた違った趣を出すんですよ、特に植物園でしょう。

だから、青島ビーチパークが期間延長しました。それも人出も多かったからなんでしょうけど。仮設でやられて多分成功します、これは、間違いなく。だから、次なる仮設じゃない予算を今から悩んで確保すべきなんだろうけど、これは、間違いなく青島の活性化につながりますよ。そういう意味では、長期的な判断でこの予算確保は、それはもう財政当局も認めてくれると私は思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

○蓬原委員 ちょっと関連して。

ライトアップは確かにいいんだろうなと思います。あそこのトム・ワトソン、ゴルフ場があ

りますよね、あそこはずっと今でもやってるのかな、やっていますね、「ホシゾラ★ゴルフ」、実際ゴルフもできるんだけど、シーガイアから見えるところというのは、白色だけではなくて、赤だとか青だとか黄色だとかしてありましたが、大変きれいで観光客にもかなり受けてるんだそうです。

だから、ゴルフ場というよりも、むしろ庭園をライトアップしてるというイメージを醸し出しているという、そうだろうなという話をしてみましたら、実際そうだとこのことのようにですから、ここから来てるんだろうなと。

ただ、この照明は、今、話がありましたけど、いろいろ工夫することで、きっとそういう幻想的な雰囲気というのが出てくるんでしょうね。だから、そこは大いに思考してやっていただいて、検証していただきたいと思いますが、この植物園をリニューアルしたことによって、年間の見込まれる入場者数というのは大体どれぐらいを想定されているんでしょうか。プラス何%、希望的観測でも結構ですから。

○森山都市計画課長 ライトアップについては頑張りたいと思います。

入園者でございますけれども、現在が大体9万人前後でございます。青島全体が大体90万から100万と聞いておりますので、大体1割ぐらいが入園しておられるということでございまして、少しでもこの9万人を超えるように、魅力のあるものにしたいと考えておりまして、青島のちょっと年度は忘れちゃったけれども、今、青島は、地道に客数がふえているということでございますので、できれば1.5倍とか、そういった感じで目標を持ってやっていきたいと考えているところでございます。

○蓬原委員 できたら2倍ぐらいの目標を持つ

て。

それと、宣伝ですよ。PRを多く、県内、外向きにもやらないと、意外と県民の皆さんというのは、ここがこうやってかなりの8億でしたかね、お金かけてリニューアルされた、それとシンガポールとの縁があるんだよと、マレーオンまでつけられるんだよという、そのPRをしっかりやっていかないと、周知を図らないと利用がふえないと思うので、我々もまたいろんなところでPRしていきますけど、頑張ってくださいますようお願いをしておきたい。

それから、県土美化条例について、今からおつくりになるんでしょうけど、これは努力目標条例ですかね。大まかなプランを、構想を聞かせていただく。

○森山都市計画課長 プランというのはスケジュールですか。

○蓬原委員 スケジュールじゃなくて、大体どういう条例でしょうか。基本構想みたいなもの持ってるでしょう。

○森山都市計画課長 条例の内容については、まだ今からの議論はしてまいりますが、今、私どものほうのイメージとしましては、今まで午前中も説明ありましたが、沿道美化条例で道路際については美化といいますか、図ってきたわけございまして、そのほか県内あちこちでいろんな美化活動がなされてきております。

そこで、今回、我々としましては、沿道だけではなくて、本県への玄関口であります空港ですとか、駅ですとか、あるいは高速のインター、そういった県外からのお客さん等がお見えになるような玄関口、そして目的地であります観光地ですとか、スポーツランドの拠点ですとか、そういったところまで広げて、さらには県民の皆さんの御自宅ですとか、あるいは事業所、会

社、そういったところの身の回りの美化についても行っていただきたいということで考えておりまして、県民の皆さんと一緒にしまして、行政だけではなくて県民の皆さんと、そして事業者、みんなが一体となって、全体的に県土を美しくするという、そういった条例にしていきたいと考えております。

○蓬原委員 要するに、みんなで頑張ろう条例ですよ。

それと、これに伴う例えば沿道修景美化モデル事業とか、具体的にやられた事業あるわけですけど、この条例をつくったことによる実行予算というか、それによって何か新しく事業を起こして行って、予算を来年度の29年度はつけていくよとか、そういうことがあるんでしょうか。

○森山都市計画課長 現在、この美化条例の検討については、4部16課で検討しておりますけれども、それぞれの課で、例えば農政水産部でも農村、農業地づくりの事業ですとかいろいろございますけれども、そういった事業課等を含めて集めまして、将来的にみんなで美しくしていこうということでございまして、県土美化条例そのものでは、予算化というのにつきましては今後の議論になりますけれども、というよりも皆さんのそれぞれ持ってらっしゃる、例えば沿道修景美化条例でも予算化はされておりますけれども、そういったものを利用しながら進めていく、それぞれの事業についてはそれぞれ進めていくと。あと県民の皆さんについては、自主的にやっていただくということで考えております。

○蓬原委員 いうならば、沿道修景というのは線だったわけですね。これは県土だから多面的に今度はやっていこうよということだと思ふんですが、この条例をつくるに当たって、まだこれ

からの議論なんでしょうけれども、1つの基礎になるコンセプト、宮崎らしさを出すための基本となるコンセプトみたいなのは何か出てくるんでしょうか。

例えば、宮崎というのは南国だと、今、ひなたというのを売りにしてますけれども、それからすると南国というイメージを出すための植栽、例えばフェニックスなのか何か知らんけど、例えばそういうのが植わってることによって、宮崎におりたときに、ブーゲンビリアって名前がついてますけど、何か宮崎に来たらそういう一つの木が植わってるとか、共通した基本的なコンセプトというか概念も基礎にして、あとは地区で個性を出すとか、何かそういうことは、まだこれからの議論でしょうけど、課長としては自分の中にプランがあるんじゃないですか。

○森山都市計画課長 はっきりしたコンセプトということではないんですけども、宮崎県は非常に豊かな自然景観がございます。そして、人々の営みですとか文化、歴史、そういったものも豊富にございまして、県民性も豊かというところでございますが、そういったものをうまく生かしながら、見えないところは見えるようにしたり、あるいはつくっていくとか、そういうことも考えられますけれども、本県のよさを引っ張り出すといいますか、本県のよさを、県民はもちろんでございますけれども、県内外からのお客さん、あるいは海外のお客さんにも見ていただいて、県のよさを感じていただくというふうに考えております。

例えば、これは景色だけではなくて、建物の中についても考えておまして、特に空港とかでも、最近、杉を使っておやりになっておりますけれども、そういった本県の特産である杉材を使うとか、そういったことも含めて今後議論

していったら、コンセプトも含めまして考えていきたいと考えております。

○蓬原委員 あと1件です。

このパブリックコメントというのがありますよね、最近、条例とかいろいろつくる場合に聞いてみると、1件だったりとか、0件だったりとか、もうほとんどない、あってもマニアックな人が何かインターネットでやってるということで。これが始まって何年でしょうか。僕らも初めて聞いたときパブリックコメントって何だったんだ、議会何だったんだって話にもなったんだけど、これ全くの通過儀礼化してないんですかね。これにかかわる皆さん方の作業自体が、僕はもったいないような気がするんですけど、これは法律上しないといけないようになってるんですか。無駄なものはやめたほうがいいと思うんですけど、どうなんですか。

○佐野管理課長 私のはっきり存じ上げませんが、基本的にはこういった条例とか計画とか、そういうのを定める場合には、広く県民に意見を聞いて定めるほうがいいという考え方のもとで、実施する方向で原則考えられていると思います。

総務部の行政経営課だったような気もしますが、そこらあたりで実施要領みたいなのがあって、そこで原課等が判断しながら実施するというような形で手続はとられていると思います。

○蓬原委員 もしこれをなくすとしたら問題があるんですか。条例の執行ができないとか。

○佐野管理課長 基本的には先ほども申し上げましたように、いろんな意見をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、そういったものを生かす生かさないかというのは、またそういった御意見の内容にもよるわけですが、そういう意味では、意見を聞く機会を広く設ける必要が

あるというのは、必要性はあるのかなと考えます。そこが効果的な制度になっているかというのは、またこの事業についてどうかというのは、また個別の問題ということもあろうかと思いません。今回の県土美化条例というのは、かなり県民の皆さんとか観光とか、そういったものにも通じるおもてなしの関係で広く県民にも、美化ということで努めていただく、あるいは努力していただくような部分もあると考えますので、そこはまた個別に実施する段階で検討して、結果を示していくべきではないかと思っております。

○蓬原委員 だから、行政上やらないといけないことというのもあるでしょうけど、行革だとか合理性ということを考えれば、無駄なことは省いたほうがいいわけですよ。

しかし、それにしても、それが通過儀礼的であったにしても、広く県民の意見を聞いたという姿勢をとらなきゃいけないという行政の立場があるんならば、では、今、コメントがほとんどないこの状況は、パブコメのやり方を変えんと意味がないということですよ、そこを言いたかった。

だから、効果的なのという言葉が出ましたから、これ以上は申しませんが、そういう意見を申し述べておきたいと思えます。

○松村委員 20ページの特殊建物等安全点検推進事業についてお聞きしますけれども、建築基準法が変わったということで、ことしの6月から報告対象となる建築物等の数が大幅に増加するというんですけど、今の報告しないといけない建物がどれぐらいあって、そして今度の改正によってどれぐらいにふえていくのか。それと何を報告するのかと、消防法とかいろいろありますよね。そんな中でこの改正によって何を

報告するのかというところを、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

○上別府建築住宅課長 まず、対象件数が大幅にふえるという件についてお答えします。

県が特定行政庁となっているエリアで、現在約90棟が対象建築物でございまして、法改正後には約730棟ぐらいまでふえます。あと、4市が行政庁でございまして、4市が現在管轄しているエリアで340棟ぐらいございまして、それも同じく9倍近くにふえるということが、まずその点でございまして。

あと、報告の内容でございまして、維持管理の状況あるいは劣化して危なくないか等の点検をした結果を報告してもらいます。

現在、建築物に対しての報告もございまして、設備に関する防火戸とか排煙設備とか、安全性に関するそういった建築設備に対する報告もございまして。

また、今度の法改正で、防火設備につきましても、加わるということもございまして。そういった形で報告対象件数もふえ、内容も充実してくるということもございまして。

○松村委員 今、防火関係のも言われましたよね。これは県のほうに届け出るということでしょうけど、消防関係というか、そこにも届けるんでしょうね。

あと、今も既に届け出ているところが、県の管轄が90と言われましたけど、件数が90でしょうけど、件数は9倍にふえて、一つ一つの項目っていうのもふえていくんでしょうから、例えば今まで10項目知らせてくださいといったら、90件だったら900項目になりますよね。

これで項目がどれぐらいふえるのかということところは、例えば今、防火ドアのことだとか、あるいは管理体制のことだとか、ほかの設備のこ

とだとか言われましたけど、ちなみに通常のそういう建物という、项目的にはどれぐらいなんですか。

○上別府建築住宅課長 項目数ということでは、ちょっと把握しておりませんが、建築に対しては、外壁とか、排煙設備、防火戸、敷地、地盤、避難階段とか、いろいろそういった安全性にかかわるものがございます。

先ほど項目が大幅にふえると言いましたのは、今まで防火設備関係につきましては建築等ではなかったものが、今回の法改正で加わったということで、項目が建築・建築設備だったのが、建築・建築設備・防火設備ということで、それがふえたということで申し上げたところが、少し表現がまずかったのかと思います。

○松村委員 ということは、消防法とかの報告は報告でして、県のほうには、そっちも含めてしないといけないということですね。

それと、これは例えば違反是正ということになると、立ち入り検査とか、そういうところも出てきますよね。そうすると、違反に対しては悪質な違反は告発とか出てきますよね。その業務も含めて、28年からは新たなそういうところが始まっていくということなんですね。

○上別府建築住宅課長 今、委員からございましたその対応につきましては、従来から変わってはいないわけですが、まず消防との関係で言いますと、この定期報告というのは、消防法とは関係なく、建築基準法での規制でございますので、建築のほうで受けます。

そしてまた、いろんな違反等あるいは内容に問題がある場合には、立ち入りもいたします。その際、消防等の関係もある場合は、一緒に立ち入ることもございます。

あと、どうしても非常に危険な状態とか危な

い場合には、命令をかけることもできますので、そういった方向には、法的には整備はしてございますが、今まではそういった命令まではかけたことはございません。

○松村委員 しつこいようですが、いわゆる耐震関係でホテルとか大型のところ、これは診断もそうでしたけど、これに関して改修とかもありましたよね。それで、いわゆる業界、業者の方も大変だなと、お金もかかるなとかいって、なかなかそれが進まないとか、あるいは廃業とかいう案件もありましたよね。

今回は、ホテル、病院とか、ほとんど不特定の方が利用されるところがメインだと思うんですけど、そういうところは、お客様の安全サービスのために、積極的にそういうところをやっていないといけないんですけど、これは、そういう業者さんというか、所有者の負担になるということはあるんですか。

○上別府建築住宅課長 この定期点検を行うのは、一級建築士とか二級建築士とか、あるいはそれに準じた国家的な要件を満たす方が定期点検を行うことになっています。

そのために、実際、対象建築物を持ってらっしゃる方は、定期点検を行う際に、設計事務さんであるとか建築確認機関で、民間でこういった業務をやる場所等に外注されるのがほとんどでございます。

ちなみに、定期報告にかかる費用につきまして、聞き取りした結果でございますが、床面積が2,000平方メートルのホテルの場合で、6万ちょっとという回答もございましたし、20万を超える回答もございました。

毎年というか、継続的に契約する場合には、また下がってくるのかもしれませんが、そういう民間確認検査機関等で業務等を行っている場

合にはそういった感じで、詳しい内容はまだ条件はわかりませんが、そういうことで有料であると、その金額はばらついているという状況は把握しております。

○松村委員 耐震改修ほど莫大な金額じゃないでしょうけど、不特定の方をお客様としてサービスをするとところだから、そのくらいちゃんとしなさいといけないということは当たり前のことなんですけど、定期的に点検・報告、多分年1回の報告か何かでしょうけど、わかりませんが、そういうところでしょうから、周知とあとは所有者の方がしっかり意識を持って、建物の安全管理というか、そういうところを責任を持ってやりますと、やらせてくださいというぐらいの気持ちで、ここに参加していただくことが大事ですよ。

消防なんかで行くと、消防でいろいろ施設を回られるんですよ。消防の関係も抜き打ちで回ったりするけど、意外と消火器がもう期間を過ぎてましたとか、ああいうところって結構多いんですよ。

今度は建物に関しても、消防だけじゃなくて、多分チェック項目が非常に多いわけでしょうし、もちろん専門の建築士なんかには委託するわけでしょうから、その辺は大丈夫だと思いますけど、とにかく所有者に周知とお金がかかるけれども頑張ってくださいということを、よろしく願いしておきたいなと思います。

○高橋委員 この事業は3年間ということだけど、これ3年でいわゆる730棟ですか。これを処理できるわけだから、もう4年目以降は、また県のほうに戻ってくると私は理解するんですけど、それでよろしいですね。

○上別府建築住宅課長 今回は、3年の事業でお願いをしております。

終期を迎える段階では、その状況を検証しまして、次にまた発展的に事業をお願いする可能性もあろうかと考えております。今回は、この3年間させてもらいたいと思っております。

○高橋委員 失礼しました。松村委員も指摘されたように、費用がかかることだから、はい、わかりましたで、すぐ点検に出して、処理をちゃんとした報告をすることを躊躇する所有者もいるでしょう。だから、3年間という限定はそれはもう言い切れないと、わかりました。

それで、私が次にお尋ねしたいのは、いわゆる定期報告に係る県の業務、これは単純作業だと私はちょっと理解したんだけど、いわゆる書類は、一定の書式があって、それを所有者がいろんな機関、一級建築士とかにお願いしながら点検してもらって、それを報告してもらおう作業が大変だということで、この事業で民間機関に委託ということなんでしょうけど、これ民間委託はどういった業種の民間になります。

○上別府建築住宅課長 今、お話もございました作業が大変だろうという点は、その報告のあった中身のチェックといえますよりも、一番心配しておりますのが、報告率100を目指すため、未報告の方への対応というのが一番手を食うと思っております。そこの部分は県がしようと思っております。

通常のお問い合わせは民間機関でもやってもらえますが、立ち入りとか訪問してお願いするという最終的な業務は、県でやるべきだと思っております。民間のほうには、ある程度、定型的な業務を今回お願いしようと思っております。

そのお願いしようと思ってる民間機関でありますけれども、やはりその報告、チェックした内容がわかるという必要がございますので、ある程度、専門的な知識を持つてることが必要で

す。そういった一級建築士とか二級建築士とかを多く抱えている団体に、お願いしたいと考えております。

○高橋委員 専門的な知識が要るような気がしますが、一級建築士とかを抱えた団体になると。私が思ったのは、専門的知識が要ると、ちょっとこれは無理だなと思ったんですけど。いわゆるよく土木事務所でも嘱託の職員抱えていらっしゃるじゃないですか、22条でもいいと思うんですけど。そういったところで発注できなかったものかな、段取りできなかったのかなって。というのが、いわゆる税金の節約できるんですよ。会社に委託すればやっぱりそれなりの利益を得る必要があるからですね。

そうすると、直接雇用でやっていけば、真水がそのまま行くわけだから。専門知識が要るということで、それは、ちょっと難しかったんですね。

○上別府建築住宅課長 県の区域の場合は、各土木事務所にまたがりますので、各事務所に、例えば臨時で雇用して人を置くとかいうケースも想定したんですけど、全事務所にこういったチェックの業務をやってくれる方を配置するというのは、どうしても割高ということもございまして、県下全域をある程度カバーする専門的な技術者のいる団体、そういったところにアウトソーシングのほうが合理的でいいだろうという判断で、このような事業をお願いしているところでございます。

○横田委員 21ページの災害時拠点強靱化緊急促進事業ですけど、大規模災害時に、帰宅困難者とか負傷者の受け入れ施設を確保することはすごく大事なことだと思います。

この目的・背景のところに、「学校、民間ビルや病院等の建築物において」と書いてあるんで

すけど、その下のほうの事業内容のところには、「市町村が対象となる建築物」と書いてありますよね。これは民間施設も入るのか、行政施設に限るのか、どちらなのでしょう。

○上別府建築住宅課長 この事業で対象としている建物が、一定の要件を満たす駅の周辺半径約1キロの範囲内の民間ビルあるいは学校等というのが一つございます。その一定の要件を満たす駅というのが、宮崎県では宮崎駅だけでございます。そういうことから、宮崎駅周辺半径1キロの民間ビルや学校等がまず対象です。それと、災害拠点病院は駅の要件関係なく対象、そういったものが対象となっております。

また、民間ビルにつきましては、100人以上を受け入れることが可能で、公共団体と協定を結ぶことも条件になってまして、具体的に全市町村に照会をかけたんですけども、そういった該当するものがなくて、28年度は1カ所だけございまして、今回こういった事業をお願いしているところでございます。

○横田委員 該当するところがないと言われましたけど、じゃあ、県のほうからその施設に、ぜひこういうスペースつくってくださいというお願いをして入ってもらおうということなんですか。

○上別府建築住宅課長 宮崎駅周辺半径1キロで、民間ビルで100人以上受け入れられるだろうというビルの調査とか、アプローチは県のほうではしておりません。

今回の事業では、各市町村にこういった事業があるということでの照会を行いまして、その結果、市町村のほうで今回の事業を採択してほしいというものを、こういった新規事業で上げているところでございます。

○横田委員 備蓄倉庫とか非常用発電設備とい

うのは、すぐイメージが湧くんですけど、困難者等を受け入れるためのスペースというのが、例えばこういう広い部屋をつくってくださいということなのか、ちょっとぴんとこないんですけど、説明していただけますか。

○上別府建築住宅課長 エントランスホールとか、そういった大きな空間を開放しますということで、大災害が起こった際に、提供ができる状況にしておいてもらうということになっているようでございます。

○横田委員 そのエントランスホールとか、多分、現在あると思うんですね。それに対してどういう補助をしていくのか。今、高橋委員がちょっと言いましたけど、そこに備蓄倉庫とか発電施設をつけてくださいということになるのか、そういうことなんですか。

○上別府建築住宅課長 スペースあるいは発電施設等、備蓄倉庫ということで、全部そこにということではなくて、それぞれをそういったものが要件として大丈夫ということでございます。

○横田委員 エントランスホールとか、今あるその大きな広間というか、それは、何をしたらいいんですか。

もう実際広間はもうあるわけだから、収容できると思うんですけど。

○大迫県土整備部次長(都市計画・建築担当)

これは今ある施設で、もう既にあるものは、通常のビルの利用とか、病院にしてもそうですけれども、通常外来あるいは入院という通常の業務の中のホールをイメージしているものではなくて、こういう大災害のときに発生した帰宅困難者とか負傷者専用で、そういう備蓄倉庫とかそういうものを整備してくれるところというのをイメージして、そういうものを整備する費用に対して、国と市町村が費用を出し合っ

てつくるわけですけど、市町村の負担を半分にしてあげましょうということで、それに対して県が半分助成するという形ですので、通常利用をするスペースがありますではなくて、そういうスペースを別に確保する、あるいは備蓄倉庫を専用に確保するというものに対しての助成ということでございます。

○上別府建築住宅課長 事業内容をちょっと確認したんですけども、委員おっしゃるように、もともと広い空間があってそこで受け入れるときには、事業費は発生しないということになりますんで工事費が出ない。

ただ、間仕切りを設けるとか、その受け入れるスペースを区切るためとか、そういう災害時に対応するために合理的なお金が必要ときには、その事業の対象となるということでございます。

○横田委員 わかりました。

○蓬原委員 確認申請、景気との絡みで建築住宅課にお尋ねします。

確認申請が上がってくるこの数の傾向、いわゆる宮崎県の景気がどうあるかという一つの当然バロメーターになると思います。

それと、これが果たしてそこまでわかるものかどうか、宅地建物取引業指導費、業務の適正な運営等々があるんですが、例えば土地がどれだけ動いているかということの数値、傾向がわかりますか。景気のパロメーターとしての建築確認の数や建物の数が、例えば去年、ことし、当然来年の見込みをしてこの予算は組んであると思いますから、その傾向はつかんだ上のことだろうと思うんです。

だから、景気という観点からお尋ねしますが、建築住宅課として、この今、建物が建つ、それからこの土地の動きをどう捉えていらっしゃるか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○上別府建築住宅課長 まず、建築確認の動向でございますが、平成17年、18年ごろは5,500件を超える確認がございました。

最近では、4,500程度、昨年は消費税の駆け込み需要もございまして5,200になってますが、全体として落ち込んできている状況でございます。

あと、土地につきましては、ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、そのかわりといっちは何ですけれども、宮崎県の新設住宅着工戸数が経済的にはかなり大きな指標でございます。

その指標で申し上げますと、住宅の戸数ですけども、20年には7,400戸ぐらいあったものが、ずっと順次落ち込んでいまして、やはり24年には6,800戸、駆け込み需要がありました25年には7,900戸ぐらいまで上がりまして、26、27年でございますが、昨年が6,000戸、今年度の状況でも6,000戸を少し上回る戸数ということで、大きなトレンドとしては、昔ほどは新しいものが建ってきてないのかなと考えております。

○蓬原委員 わかりました。

ここにきて、住宅着工戸数はほぼ6,000ぐらいで、横ばいの傾向だということで、28年度の見込みは、これが下がる傾向でもないと理解していいですか。

○上別府建築住宅課長 昔のことを言うとなんなんですけど、大分昔は1万戸を超えているような時代がございまして、それからずっと下がってきておりまして、これはどうなるのかなと心配しておりましたら、6,000戸ぐらいでは持ちこたえているのかなと理解しておるところでございます。

○蓬原委員 建築というのが、ほかの産業もそうなんですけど、それにまつわるいろんな職種が多いので、景気に与える影響は大変大きいと

言われてますから聞いたところでした。

それで、先ほど、土木に関しては、若年労働者がなかなか少なくなって、入り手がないということですけど、この建築についての若手技術者、技能者の傾向というのは、どうなんでしょうか。土木ほどはないのか、それともちゃんと今のそういう需要を満たす若年労働者の見込みというのはあるのかどうか、ちょっとそのあたり何かつかんでおられたら教えてください。

例えば、さっき大工さんが非常に少なくなったよとか、なり手がいないとかあるんですね。左官がいないです。左官さんがほとんどいないんです。

○二見委員長 また後ほど御報告いただければと思います。

○蓬原委員 申し上げておきたいのは、例えば先を見込んでこの人づくりということをやっておかないといけないというのは、今、一つ二つ例を挙げましたけど、大工さんのなり手がなかなかいない、いわゆる昔でいえば弟子っていうんですかね。左官さんの話聞いてみると、例えばもう70近い人が一生懸命やって、へらを使える人がいなくなってる。どうしても家をつくるときに、この左官の部分は要るんだと、でも後がないから、これ誰がやるんでしょうねというようなこともあつたりしてます。だから建築産業ということは、土木と同じように将来を見据えたときには、そういう若年労働者というのがいなくなるので、いずれはその対策を打たないといけないときが近々来るのではないかなと、私は一人心配している部分があつてそういう質問になったところでした。

○横田委員 都市計画課の屋外広告物に関して、ちょっとお聞きしたいんですけど、屋外広告物というのは、これ全部許可が必要になるんでしょ

うか。

○森山都市計画課長 屋外広告物については、許可不要でできるものもございます。

例えば、国とか地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物ですとか、あと選挙期間中の政治活動によるポスターですとか、それとか、あと自己の管理する土地に物件の管理上の管理用の広告物、管理はどどこで、電話番号、連絡先、何々ですと、そういった広告等につきましては、許可不要ということにもなってます。また禁止地域、規制地域等におきまして、1種禁止地域とか規制区域がありますけれども、その中で自家用の広告物、お店をやってらっしゃる方とか、自分のところの表示のための看板とか、そういったものは、ある程度の面積以内であれば許可不要ということになります。

○横田委員 先日、看板等で、いわゆる道路標識の進入禁止とか、そういうのが見えないというのが新聞に載ったような気がするんですけど、そういった広告物といいますか、それは多分この監視員というのがおられるようですので、そういう人たちが巡回して見回りされるのかなと思うんですけど、この監視員が何名おられるのか、またどういう業務をしておられるのかをお聞かせください。

○森山都市計画課長 まず、看板で進入禁止が見えなかったという報道につきましては、宮崎市内の件だと思いますけれども、これにつきましては、宮崎市は中核市ということで、県とは違う条例、宮崎市独自の条例を持っておりまして、ちょうどあの部分は、細い道が入っている交差点ではあるんですけども、信号がない交差点で、県の場合にはそういった横断歩道とかある場合には、周囲10メートル以内は禁止ですよというようにしておりますけれども、宮崎市

の場合は信号機があるところは禁止しているんですけども、信号機のないところは特に禁止してないもんですから、ちょっとああいう道路の近くまで看板が立って見えなくなったという報道でございました。進入禁止が見えなかったという報道でございました。

もう一つの監視員でございますけれども、監視員は19名おりまして、宮崎土木事務所を除く各土木事務所、そして西臼杵支庁に配置しております。

この監視員の仕事としましては、巡回をしまして、条例に違反する広告物で、張り紙とか簡易なものについては、違反していればもう撤去するですとか、あるいはそういった違反したのを見つけて、すぐに撤去できないようなものについては、所有者、管理者等に違反指導していくといった業務を行っております。

○横田委員 わかりました。

県内、宮崎を除いた県内一円で19名ということで、19名の方がもうこんな広い宮崎県を巡回するの大変だろうと思えますけど、県民の不利益にならないようにしっかりと業務をしていただくようお願いいたします。

○松村委員 看板広告の件です。これはまちの風景とかに物すごく影響しますよね、一営利業の宣伝とかいうところには、その権利もあるんでしょうけど、必ずしも統一はしなくてもいいんですけども、まちの美しさとかそういうのが醸し出すものってあるんですよ。

そこにそぐわない広告とか、これは主観的なものも出てくるんで、なかなかそれを表現するのは難しいけど、この県土美化条例にしっかりとこれは打たれるんでしょうけど、生かしていただくようお願いをしておきます。

○高橋委員 屋外広告物関連ですけど、最近、

のぼり旗が結構多いじゃないですか。あれは、結構言った人がいまして、あののぼり旗は、規制するわけにはいかんとかって、期間的なものはいいですよ。ただ交通安全運動とかは、別物ですよ。でなくて、お店の宣伝が結構多いですよ。あれは別段何ら規制するものじゃないんですよ。

○森山都市計画課長 そういったのぼり旗についても、規制といいますか、屋外広告物として取り扱って、普通は自家用広告が多いと思うんですけども、何とかラーメンだとありますけれども、お店の名前だとか、そういったものについては、自家用の広告物に該当する場合は、自家用広告物として、かなり大きくなればまた許可が必要だとか、あとその地域に禁止地域が1種、2種、3種、そして規制区域が1種、2種、3種とあるんですけども、その場所によって規制の内容が変わってきております。

○高橋委員 私は、チェックはしてないからわからないですけど、そういうのぼり旗も監視員が、もしそれが違反であれば指導されているわけですね。

○森山都市計画課長 のぼり旗については、もちろん違反すれば監視員のほうから所有者ですとか管理者のほうに撤去してくださいと。ただ張り紙と違っていて、ある程度の財産的価値があるものですから、すぐには撤去できないものもございます。そういったすぐに撤去、即時撤去できないものにつきましては、先ほど言いましたように、所有者あるいは管理者のほうに撤去をお願いするというで行っております。

○高橋委員 営繕課の県庁舎BCP対策事業で、ちょっと確認なんですけど、本庁舎及び総合庁舎等ということで県内に総合庁舎あります。全てが対象になるんでしょうけど、この事業内容

の①から⑥まであります。この全てをやるということで、理解していいんですよ。

○山下営繕課長 本庁舎は、本庁域11棟あります。それから、総合庁舎が合同庁舎を含めまして県内12カ所あります。これらを今回BCP対策事業ということで、この6つの事業につきまして、一定の水準を満たしてないところを全部リストアップいたしまして、4カ年の中でこの対応、対策に取り組むという形でしております。

○高橋委員 もう既に、①から⑥のどれかはもう全て完了しているところもあるでしょう。全ての総合庁舎は、県内12カ所でしょうけれど、4年間でざっくり10億を超える事業だから、大した経済効果になるなと思って聞いてみました。

○山下営繕課長 28年度は、2億7,000万ほどお願いしてはいますが、4年間では7億ほど考えております。

防災拠点庁舎ができます31年度に向いまして、下支えできるようにということで、このBCP対策事業に取り組んでいきたいと考えております。

○蓬原委員 県営住宅管理費というのが10億あるんですが、一方ではまた新しくおつくりになるということもあるようですが、今ある県営住宅の入居率というか、例えば逆に言うと空き家率というか、これはどの程度なんでしょうか。

○上別府建築住宅課長 ただいま正確な数字を持ち合わせておりませんので、また後で回答はしたいと思いますが、応募倍率等についてはわかっておりますけれども、ちょっとその数字を持ち合わせておりません。

○二見委員長 情報を持ち合わせていないのか、後ほど出せるのか、どちらだったですか。

○上別府建築住宅課長 パーセントでは大体わかっておりまして、約9,000戸県営住宅管理して

おりまして、入居率が、変動しますけれども、おおむね95%程度で推移しております。

そのうち過半が、建てかえ等に伴う政策空き家での空き家でございます、そういった状況は把握しておるんですが、何月年日現在の数字というのを持ち合わせていませんでしたので、そういうふうに先ほど申し上げました。

○蓬原委員 今民間でもいろいろ建ててますけれど、著しく入居率が下がったとか、そういうのがないのかなと思って、一般の人は、この県営住宅が何のためにできているかという目的を知らない人もいるわけですよ。

そうすると、あいているのに、なぜ入れてくれないのかという声が、これは誤解の声でしょうけれども、あつたりするので、著しく空き家の多い県営住宅があるとすれば、それはちょっと少し問題だなと思ったものですから聞いてみたところで、5%でそれは当然入れかわりあるでしょうから、5%ならいいのか悪いのか、ちょっと判断つきませんが、思ったほどはないのかなという気はしました。

後からで結構ですから、その入居率で結構ですけれども、地域別とか、出していただくと、目で見えるものをお願いします。

○上別府建築住宅課長 わかりました。対応させていただきます。

○高橋委員 県営住宅で思い出したのが、去年、屋根が落ちました。車に100台近い損害賠償。営繕課ではドローンを活用しての安全面を把握されるって、せんだって損害賠償しましたあの対象のものは、ドローンは使っていないわけですか。

○山下営繕課長 今年の台風でもって、一万城南団地ほか、花ヶ島含めて屋根が飛びまして、自動車等に被害を与えたという事案がありました。

今回、このドローンの対象といたしましては、そういった活用をすれば、上から点検することによって、全体のおおまかな劣化の状況というのは、把握できるのではないかなということがあります。

県営住宅につきましては、指定管理者のほうで点検的なものが業務の中で行われているんですけども、なかなか屋根の高いところの点検というのは、しやすい場所もあれば、ちょっとしにくい場所もありますので、ドローンといった形で安全に簡便に調査ができるというのは、有効ではないかなと考えております。

○二見委員長 ドローンのこの事業というのは、前回の台風の災害を経て、こういう事業を考えられたということなんですか。

○山下営繕課長 このドローンを導入することになりました経緯というのは、今年のそういった被害というのが契機ではございませんで、職員からのアイデア募集で県のほうでは「かえるのたまご」という取り組みをやっておりまして、この中で当課の職員が、業務の中で劣化状況調査というのを取り組んでいる中で、高所部の点検を安全に、簡便にという中で、ほかの民間でのそういったドローン活用の事例を参考に、この保全の劣化状況の調査で活用できないかというのを提案し、知事表彰を受けたというのがきっかけになっております。

○大迫県土整備部次長（都市計画・建築担当）

庁舎の総合管理計画でもそうですけれども、今、私たちがつくってます社会資本につきましても、経年劣化という状況が非常に多く見受けられます。

それは先ほども話がありましたように、つくってから後の点検をきちっとやっていくということで、その長寿命化を図っていこうと。その流

れの中で、点検をするのにこのドローンを活用してみましようかという一つの取り組みなんですけれども、ただドローンは、時々、新聞にも載りますけれども、飛行不良になったり、落下したりという、まだ取り組む中で課題がいろいろあります。

その課題に対して、どういう運航条件にすればいいのか等、いろんなことをまずこの事業で検証して、その後、今度は普通の橋梁とかそういうところにも展開が図れるものか、そういう可能性をいろいろ確認していきたいなど。

まずは、ドローンを活用する中での運航するための条件とか、そういうものも含めて、この中で検討をしていこうということで考えております。

○二見委員長 そこ辺はこの資料の中では載ってない部分だったので、今の説明で、この事業されるんだったらなるほどなと思うわけなんですけど、この間の夏の台風の屋根が飛んだ事件については、要するに上から見た目視じゃわからなかったような原因だったという報告だったと思うんです。

それから、だからこれをつくるというのは、ちょっと筋違いかなと思ったものですから、確認させていただいたところなんですけれども、新しいこういった技術とかを活用していくというのはいいことだとは思いますが、そこ辺の認識といいますか、そこら辺がしっかりしているのであれば、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

○蓬原委員 ドローンはそうやって試行されるということなんですけど、自分たちで買ってやるということじゃないですね。今、ドローンを飛ばしている人たちがいっぱいいて、何か組みたいなのをつくってるという話を聞いてます。

この人たちに委託するんですか。

○山下宮繕課長 この事業では、県のほうでドローンを1機購入いたします。

それで、初期の段階では、やはり職員の運航の習熟もありませんので、初期の1カ月程度は運航委託をいたします。その中で、専門家のほうでまず飛ばして、それに合わせて運航マニュアルの整備であったりとか、あと運航の習熟、こういったものをあわせて行いまして、この初期以降、職員が習熟した以降は、職員のほうで調査を行うという仕組みで考えております。

○蓬原委員 ということは、宮繕課と、あと建築の知識が当然ないと、飛ばして映像を見たときに、これが果たしていいのか悪いのか、危ないのか危なくないのかというのを判断できないので、建築の知識のある人がドローンの操作を習熟してということですね。

これは、1機どれぐらいするもんなんですか。

○山下宮繕課長 今、保全のチームの3名、建築、電気、機械の3名でこの劣化状況調査を行っておりまして、この3人が1チームでこのドローンの調査も行うことと考えております。

購入の費用ですけれども、予算88万1,000円のうち、ドローンの購入関係は48万5,000円を想定しております。

機種、性能によってさまざま価格幅があるんですけれども、この調査につきましては、その安全運航とか映像の関係が、性能がよくないと使えませんので、そういった性能を持ったものを購入したいと考えております。

○高橋委員 決算特別委員会の対応状況のところの6ページの下水道の関係。下水道の接続率の関係で、負担の関係で接続しないというものもあるんでしょうけど、一方で意識が高い人は合

併浄化槽も設置をして、それに費用をかけているわけですね。そこに後でかぶって、下水道工事を接続しなさいということで来ると、もう先に投資してるから、恐らく躊躇されると思うんですね。そういったことも市町村では起きてるわけです。へたすると新築を建てて、もうその翌年に下水道工事の計画が舞い込んで来るとか、そういうのが日南は、実はあるわけですよ。今ボーリングでえらい調査してますけど。こういったところは、私、接続の説得するのに、物すごく非常に困難をきわめるんじゃないかなと思います。そういったところは把握されてますよね。去年も言ったかもしれません。

○森山都市計画課長 都市計画課でございます。

今お話のありました接続のことでございますけれども、今年度、県内の調査をしてみましたところ、合併浄化槽を使用中で接続しないんだという方が約3割いらっしゃいます。あと、つなぎ込むのに工事費等がかかりますので、その工事費等で経済的に困難だという方が2割5分ぐらい、そういったことが主たる理由で接続されてない方がおられます。

合併浄化槽について、下水道工事を行っていく場合には、事前に処理区域を定めて、そして計画を立てて、管の工事ですとか行っていくわけですが、大体、5年から7年ぐらいになりますが、そういった計画が出れば合併処理をつけたいという方、通常、合併処理については環境系のほうから補助があるんだそうですけれども、その補助はしないということになっておりまして、委員が今おっしゃった件については、ひょっとしたら補助は受けなくて、自分で設置されたのかと思いますけれども、いずれにしても、さっき言いましたように3割の方は合併浄化槽を使用中ということですので、市町村等の話を

聞いてみますと、粘り強く説明して理解を求めまして理解していただいと、つないでいただくようお願いしていると、個別訪問等をしているということでございます。

○高橋委員 いわゆる処理区域の住民に、そういうのを知らせるための期間として5年から7年とおっしゃいましたが、この5年から7年というのが、いわゆる短い期間ですよ。だから、8年前に合併浄化槽をやって翌年に来たという人は、なかなか躊躇すると思うんですね。

そういったことと、先ほど3割、2割、あとの5割の接続しない理由はどういう理由ですか。

○森山都市計画課長 さまざまございますけれども、御年配の方で、改造しても後に住む人がいなくてそれでもうしないんだとか、あと下水道事業そのものに反対されている方もいらっしゃる。そしてあと空き家とか、長期不在の建物もあるということです。それと、あと将来的にリフォームとか建てかえをするので、そのときにやりたいという、そういった御意見といいますか、お考えがあるようでございます。

○高橋委員 いろんな理由があるわけですけど、多額な税金を使って、工事をやるわけだから、接続してもらわないとその効果は出ないわけですよ。だから、粘り強い説得をお願いしますということで終わります。

○二見委員長 ほかに関連質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上別府建築住宅課長 済みません、先ほどの公営住宅の空き家の状況の正確な数字が確認できましたので、ここで御報告申し上げます。

平成28年1月15日現在でございます。管理戸数が8,996戸ございまして、空き家が*879戸、空き家率が*6.12%となっております。

※次ページに訂正発言あり

その879戸のうち、政策空き家が328戸となっている状況、要は建てかえのためにあえて入居をとめている、そういった空き家でございます。

○蓬原委員 その引き算分が完全な空き家ということですね。

○上別府建築住宅課長 そういうことでございます。

○蓬原委員 とするならば、8,996に対する完全空き家率はまた下がるわけですが、これは政策空き家も入ったの6.12%か。

○上別府建築住宅課長 もう一度最初から申し上げます。

管理戸数8,996戸のうち、空き家全体で*551戸、そのうち政策空き家が328戸ということで、いわゆる通常の空き家につきましては*223戸、*223戸は8,996戸に対しまして*2.48%、2.5%となっております。

○蓬原委員 さっきの879というのは何か。

○上別府建築住宅課長 私が空き家戸数の外数で政策空き家を見たものですから、空き家戸数551の内数の政策空き家が328でございました。訂正いたします。

○蓬原委員 足したがために悪いほうの数字になってしまったということですね。

わかりました。了解です。

○佐野管理課長 済みません、先ほど蓬原委員のから建築系の技術者というか、技能者の数の状況のお話がありましたけれども、委員の御質問に的確に答えるような、データが手元にはありませんけれども、一つの傾向として参考にしていただきたくてちょっと申し上げますと、県の建設業全体の就業者、これを国勢調査レベルでいきますと、22年度が最新ということになりますけれども、17年の国勢調査からすると5万6,650人ほどおられたものが、4万5,554名と

いう形で大体20%ぐらい減少していると。全国の減りにすると少し減りが多いかなという状況のようでございます。

また、年齢構成につきましても、同じ国勢調査でいきますと若年者、30歳未満というのが10%前後ぐらいしかいないということで、県の全体の産業が大体15%ぐらいですので、高齢化率が高い状況にはあるという状況です。

先ほど委員のほうでおっしゃいました、例えば建築大工あるいは左官の現状でいきますと、わかる範囲のデータということになりますが、うちのほうで建設業の許可業者の状況を把握している部分がございます。その中で建築大工というのが、把握できている数として160人ほどおられるわけですが、そのうち60代以上の方というのが99名ということで、大体6割はそういった高齢化が進んでいると、同じように左官の方につきましても、127名中70名が60代以上というような形の状況のデータもございます。

そういった意味で、若い技能者が足りないという状況は見てとれるのかなと思います。

それから、もう一つ参考にできるのかなというのが、入札参加資格申請時に、県土整備部のほうで申請者に対してアンケートをとっているわけですがけれども、大体1,800社ほど申請ありますので、そこでとっておりますアンケートにおきまして、こういった技術者なり、技能者の問題がありますかというようなことに対して、やっぱり若い建設技術者が足りない、30、40代そういった技能者、技術者が足りないという答えが返ってくるんですが、職种的に建設技能者の職種について、こういったところが足りないんでしょうかということになりますと、土木、建築も含めてという回答にはなりますが、一番多

※119ページに訂正発言あり

かったのが型枠工の土木系のほう、それから2番目が配管工、そして3番目が電工、そして4番目に型枠工の建築系と、さらに左官、とび、土工というような感じで続いているという現状があります。

いずれにしても、若年技術者、技能者の確保について、積極的に取り組んでいかなければならないという現状だと考えております。

○蓬原委員 いい御回答いただきました。ありがとうございます。

○二見委員長 それでは、以上で都市計画課、建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時29分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしましたので、これより総括質疑を行います。

県土整備部の当初予算関連議案全般について、質疑はありませんか。

○壹岐河川課長補佐(総括) 先ほど河川区域内への不法投棄について御質問があった件なんですけれども、先ほど予算説明資料でいきますと、379ページの河川管理費の中の河川維持管理事業の中で、河川巡視員による対応だとか、ボランティアの方の清掃活動の支援とかということをお報告したんですけれども、383ページの一番上の事項に地域総合メンテナンス事業費というのがあるんですが、この事業によりまして、業者の方に河川巡視員では除去困難な家具でありますとか、自転車でありますとか、こういった除去を委託して実施しているところです。

あと、不法投棄の状況についてでありますけれども、詳細な状況というのはいちよと把握で

きてないところがあるんですけれども、先ほど地域総合メンテナンス事業で除却していると申し上げましたが、この件数が26年度で25件、あと27年度が現在のところ26件という状況になっております。

以上です。

○高橋委員 県土整備部全体の予算について冒頭説明がありまして、よく予算確保されましたですね。よく先輩方が、ひところは公共事業で1,000億円超えてたがということで、公共3部で久しぶりに1,000億円に乗せたですね。何年ぶりぐらいになるんですか。(「ちょっと時間をください」と呼ぶ者あり)

ごめんなさい、唐突に質疑しました。

とりわけ県単の増、24億というのが大きいと思うんです。特別枠の部分でも4億3,000万の増額だったというので、非常に喜ばしいことで、皆さん方の御努力に敬意を表します。

それで、私が申し上げたいのは、今後10年間ぐらいいは国体もあるもんだから、いろんな箱物だったりそういった公共事業はそれなりにあるとは思いますが、一方で予算の財源には苦勞するわけです。やるべき維持管理費というのはいっぱいあって、きょうも議論されましたけど、沿道修景だったり河川だったりあります。

そのために、私は、商工観光労働部には申し上げたんですが、県営電気事業の基金、これは本当に貴重な財源だと思います。これは使い勝手は実はよくないといけないんですが、この基金のいわゆる予算事業費への充て方のスキームというのがあるんじゃないかと思うんです。先ほど議論でも出しましたけれども、例えば単年度事業だよとか、新規事業じゃないとだめだよとか、そういうスキームがあるんなら、ちょっと教えていただけませんか。

○佐野管理課長 県営電気事業みやざき創生基金についてでありますけれども、基金の設置目的につきまして、地方創生の推進を初めとする地域活性化の取り組みを重点的に展開するというので、電気事業における地方振興積立金を活用した基金を設置して、基金の総額が30億円で、28～30年度にかけまして、毎年度10億円を積み立てていくというような形で、事業実施期間は28～32年度の5年間という内容になっております。

その基金が対象とします事業が、基本的には大きく2つございまして、1つが宮崎創生の加速化ということで、例えば地方創生推進事業ですとか、地域振興事業、スポーツ施設整備事業というような形になっております。

また、もう一つの柱が、みやざき新時代へのチャレンジということで、活力にあふれ、国内外に開かれた新たな県づくりの一里塚となるような取り組みというような形になっております。

我々もこの基金について、まだ詳しくそのスキーム、具体的な手続というところまでは十分理解したわけではないんですが、現状ではこういう形の事業のものを対象に、使途が決められているという状況でございます。

○高橋委員 国からの交付金は、どうしてもこちら側から注文つけることはなかなかできないわけで、今、議論していますこの基金については自主財源ですよ。

だから、ある意味では、いわゆる県庁内部で決められることだと思うんで、おっしゃったように地方創生の加速化、いわゆる地域振興、ここに事業でしっかり予算がつけられるべきだと思います。

でも、言いましたように、たまたま皆さん方の御努力で、今回は、土木費伸びましたけど、

今後非常に厳しくなることは、構えておかないといかんわけで、そのときに1,000万前後の金がなかなかつくれない、何百万単位でもいいんでしようけれども、これについてはこの基金というのは非常に魅力があって、むしろ皆さん方がいろいろ財政当局とやる中で、そのルールづくりは柔軟に、もちろんあれもこれもはいけないと思うんで、皆さん方でいろいろ知恵を出されて、新規じゃなくても継続事業でも充てられる、いいものはそこにしっかりと予算を継続してつけていく、そういった財政当局のやりとりを今後お願いしたいと思います。

○佐野管理課長 必要な予算の確保に向けて、これまでも部として努力してきたところではありまして、今おっしゃいました県単公共事業の関係も、本年度は、24億3,000万ということで、4億3,000万の上積みができたという状況でございます。

それに至るまでには、いろいろ財政当局への各課と連携した要求というか、必要性を強く訴えて、そういった事業が確保できたという状況もありますので、今後もそういった努力は怠らないように努めてまいりたいと考えております。

○蓬原委員 ちょっと港湾、油津ですかね。クルーズ船についてです。商工観光労働部でこれまでいろいろ議論もしてきまして、県土整備部でクルーズ船が、大型客船があそこに接岸できるように1億5,000万でしたか、たしかお金を入れて整備していただきました。

能力は幾らあるかと聞きましたら、150回可能だということで、商工観光労働部のクルーズ船の誘致目標は、10回とか非常に少なかったもので、その差があり過ぎると、せっかく整備したのに、その経済効果もあるわけだから、努力すべきであるということで議論してききましたら、今度は

インバウンド推進事業というのを組んでまして、グローバル戦略というのをつくっておりましたが、その中で平成28年度が20回、平成30年度が50回ということで大幅に目標を上げてまして、それはそれでよかったなあとと思ったところでしたが、ことし予定の場合、10回というのが20回となると、当然あそこの何ていうんですかね、タイヤみたいなクッション装置、緩衝装置ですかね、あれを着脱したりとか、それなりの対応が港湾としても必要になるし、そのところの横断的な連携、これをことし上げるよ、当然それに対する対応が必要になるよとか、あるいは予算化が必要なものかどうかわかりませんが、この対応についてはどういうことになっていたのか、横断的な打ち合わせと今度の28年度に向けてのその対応。

それとも、全然こちらとは連絡が途絶えているのか、ちょっとそのあたりを知らせてください。

○蓑方港湾課長 今クルーズ船が県内の港にも来ておりまして、今後またその増加が考えられるところでございます。

これは施設だけでなく、受入体制とか等の連携が極めて重要でございますので、ふだんから観光サイド、またあと地元の市の方々とも連携をとりながら行っているところでございます。

今、油津港に関しましても、大型船に対応する施設ができてまして、今現在ある船については今の中でできるということになります、あとは受入体制等の関係がありますので、その辺についてはきちんと体制とってやっていっているところでございます。

油津港におきましては、大型船とかが入る場合に、タグボートの回航とかが必要となっております。

りましたけれども、これについては27年度からですけれども、回航費についても市に対して、県も全額助成するという形も行っておるところでございます。

○蓬原委員 ということは、28年、来年度予算にも、当然ふえればそのタグボートの補助金額とかあるわけで、ちゃんと予算化をされているということですね。

○蓑方港湾課長 予算で計上させていただいております。

○蓬原委員 わかりました。

というのは、その横の連絡はちゃんといってるのかなという、向こうが独断でやって、実際には予算化されてないんじゃないかなという気もしましたので、そういう質問をしました。よろしくお願いを申し上げます。

○佐野管理課長 先ほど、高橋委員のほうからありました、公共事業のほうで3部で1,000億を超えたのが、過去直近では何年かということなんです、その前に28年度、私どもの手元の数字でいきますと、公共3部で、これは補助公共交付金、県単公共、直轄負担金、災害復旧の合計ということで当初予算ベースでいきますと、公共3部で866億という数字になっておりまして、1,000億は超えていないような状況ではあります。

ちなみに、当初予算ベースで1,000億を超えたのは、平成23年度が1,006億ということになっております。

○高橋委員 失礼しました。災害復旧費は一応計上されているから、私はこれを足していました。災害復旧費が153億あるんですよね。

○佐野管理課長 その153億も含めて866億という数字にはなっております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時47分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

質疑は特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、その他何かありますか。

○河野副委員長 予算資料書に影も形もないので、その他でちょっと質問させていただきますが、高速道が7月に北九州まで全通予定で、これでいくともう料金体系が決定されてしまいますので、ちょっとこの時点で質問をしておきたいと思いますが、ちょっとローカルなあれですけど、毎回、一般質問等でさせていただいてます延岡南道路の無償化、そして周辺道路の交通安全対策等含めて、7月というのが一つの区切りになってくると思うんですが、県としてはある意味負担してでも、利用者の負担軽減等を考えていないのかなというのがあります、ちょっと質問ということでよろしくをお願いします。

○前内高速道対策局長 3点ほどお答えをしたいと思います。

まず、北九州市から宮崎市までつながるのが4月24日ということで、NEXCO西日本から過日公表されたところでございます。

2点目が延岡南道路の料金でございます。延岡南道路は、NEXCO、当時、日本道路公団が施行したわけでございますけれども、一般有料道路事業として施行したという経緯がございまして、結果的に、その前後の区間と比べて料金が高いという状況にはなっております。

ただ、一般有料道路として建設をされたという経緯がございまして、御指摘の無料化とい

うのは、直ちには難しいのではないかと感じております。こちらのその料金については、国土交通省といろいろ相談をさせていただいているところであります。

最後、3点目でございます。周辺の、高速道路のちょっと下の話になります。ちょっと私が答えていかどうか、ちょっとあれなんですけれども、延岡南道路に乗らない大型車などが延岡市内の周辺の住宅地のほうに入り込んでいて、児童を巻き込むかもしれないというようなおそれがあるということは、延岡市などから聞いて承知をしています。

こちらの問題につきましても、国やもちろん県も入りまして、あと市とも一緒に、どういった現状であり、そしてまたどういった対策が必要かということ打ち合わせなどをさせていただいている状況でございます。

○河野副委員長 料金無償化は非常に難しいという答弁でしたけど、例えば軽減とかそういう可能性も難しいと。

○前内高速道対策局長 正確な数字がちょっと私どもにはわからないところがあるので、大体つかみの概算というところで、ちょっと規模感を御説明したいと思います。

これは昨年度の実績なんですけれども、延岡南道路が1年間で得た通行料収入が約8億6,000万円ぐらいであります。このお金というのは、管理に必要なお金を差し引いた後、高速道路をつくるのに、当時、資金を調達して、それは債務を負った状態ですが、その債務を返済するのに使っているということですので、仮に無料化をしていこうとすると、毎年8億、去年の例でいけば、その8億6,000万方のものを、県なり市なりが何か手当てをする必要があるのかなと。

あと、料金を割り引いたらどうなるのかとい

うところでありますが、これは当然割引を大きくすれば大きくするほど、必要な収入補填の額は必要になってきますし、ちょこっとしか割引かないというのであれば、それなりの額になるかと思えます。

いずれにせよ、昨年度の実績でいきますと、無料化するのであれば、年間8億6,000万円の収入をどうするのかという問題が発生すると思えます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○蓬原委員 県土整備部長、きょうがラストステージになるんじゃないかと思っております。いろんな思いをお持ちだろうと思うんですが、その胸の中の思いと、あるいは後輩の皆さんに託するメッセージがあれば、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○函師県土整備部長 ありがとうございます。

せっかくのお言葉でございますので、ちょっと頭の整理がまだ十分できてはおりませんけれども、私の今までの思いの一端を、お話をさせていただければと思っております。

県土整備部の仕事は何なのかということですが、私は大きく2つあると思っております。

1つは、社会基盤の整備。道路とか、港湾とか河川、住宅、公園、下水、もろもろ社会基盤がございます。こういう社会基盤の整備をしっかりやっていくと、これは建設だけじゃなくて維持管理も含めてという意味でございます。

もう一つは、自然災害などの危機への対応ということだと思っております。

この社会基盤整備とそれから危機対応をしっかりやっていくことで、最終的には県民の皆様のお安全安心な暮らし、豊かな暮らし、これをしっかりと守っていく、あるいはつくっていくということだと思っております。

これを実現していくために、いつも議会、議員さんを初めとして県民の皆様から、建設業者の育成の話がございます。この社会基盤整備、それから危機管理をやっていく中で、行政である我々だけではできません。ここはやはり最前線に立っていただくのは建設業者の皆様でございます。

ですから、この建設業者の皆様のご育成と申しますか、健全な育成、今、非常に若い人が入ってこないという問題もござります。これをどうやって若い人を確保して、しっかりした建設業者をつくっていくのか、建設業界をつくっていくのかということが大変重要だと思っております。

これに向けて、一生懸命取り組んできたつもりでございますけれども、なかなか思うようにいかないところばかりでございまして、思いはあるけれどもなかなか実現できないというところがございました。

ただ、平成27年度に入りまして、今、ストック効果という話がよく出てきておりまして、たまたまタイミングが合ったんでしょうけれども、東九州自動車道が大分ー宮崎間がつながりました。あるいは細島港の大型岸壁、17号岸壁ができました。先ほど蓬原先生からお話がありました油津港で防舷材整備をすることでのクルーズ船が入ってきました。

こういう社会基盤整備を通じて、いろんな企業の進出がふえた、あるいは観光客数が大幅にふえた、そういうことで宮崎に非常に光が当たるようになってきてまして、県民の皆様にも力が湧いてきたのではないかなと思っております。

我々といいますか、我々の先輩方が、これまで頑張ってきたこの社会基盤整備、危機管理も含めて、これの一つ大きなお土産がことし

来たのかなと思っております。

我々は、この先輩方がやってこられたこれまでの仕事をしっかり引き継いで、今後もここにいる、部屋にいるすばらしい職員がたくさんおりますので、私が今申し上げたような思いを持ってやってくれるものと考えております。

それから、これは少し私の勝手な意見になるかと思いますが、宮崎の活性化というのをやはり考えていけないといけないと思っています。宮崎のポテンシャルは何なんだろうと、いつも思うんですけど、もう皆さんも一緒だと思えますけれども、ひなたに象徴されるように、豊かな自然、そして人情味豊かな県民性、これがやはり宮崎のポテンシャルだろうと思っています。

これを生かして何をするのかというと、やはり農林水産業、1次産業が大きな産業なんだろうなと思っています。もうけるというところまではなかなかいきませんが、でもまだどういう時代が来るかわかりませんし、この1次産業をしっかりと守っていくというのが大事なかな。

もう一つは、我々に直接関係あるものとして、豊かな自然あるいは県民性を生かした観光産業なんだろうと思っています。

我々は、沿道修景美化条例に象徴されるように、道路景観を通じて観光産業に大きく貢献してきたと思っています。ことしも沿道修景美化の見直しに入っておりますし、新たな県土美化条例にも、今、取り組んでおります。これをしっかりやっていくことで、宮崎の活性化につなげる。

もう一つ、宮崎の活性化という意味で言うと、いわゆる建設関係でいえば、県内調達をふやすということかなと思っています。宮崎は、完璧

に何もかも宮崎県内で調達できるというところまでは、できなくはないんでしょうけど、費用対効果を考えたときに、よそから持ってきたほうが安いというようなこともあって、あるいはよそのほうが品質がいいとかいうこともあって、100%の県内調達はできておりません。

それから、技術力に関しても、例えば都会のゼネコンとか、設計関係でいっても技術者の方々に及ばないところはあります。

しかし、こういうところをしっかりと我々が、今から県内調達をふやす、あるいは技術力を伸ばす、こういうことをやって宮崎のことは宮崎の人間でやっていくんだと、これをしっかりやっていくことが、結果的に宮崎に来た予算といいますか、宮崎で確保した予算をしっかりと宮崎の経済で回す。

場合によっては、これをしっかりつくってよその県に売りにいく、あるいは、今、知事あるいは商工、農政がやってますように、東アジアをターゲットにして、宮崎から物を売りに行く、こういうことかなと思っています。我々としましては、そういうことで資材あるいは技術力を含めて、県内調達をふやすということが宮崎の活性化につながるのかなと思っています。

あとは、人の力なのかなと思っておりまして、昔、たしか関東大震災のころ、東京市長をされた後藤新平さんという方がいらっしゃいまして、この人が残した言葉で、「一に人、二に人、三に人」というような言葉が残されているようです。我々の仕事はよくマニュアルをつくって仕事をやっていくんですけど、マニュアルつくっただけでは、やっぱりものは動かない、それをしっかり動かしていくのは人だと思っています。

先ほども申しましたように、この部屋にはすばらしい職員がたくさんいます。私はまだまだ

力及ばずでございますけれども、能力の高い職員がたくさんおりますので、県議会の皆様方の叱咤激励を受けて、どんどん指導していただいて、今後とも宮崎県の活性化に向けて職員を御指導いただければと思っております。

ちょっと勝手ながら思いをお話をさせていただきました。今後ともどうぞよろしく願いたします。大変ありがとうございました。(拍手)

〇二見委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時6分再開

〇二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、11日に行いたいと思います。

開会時刻は13時5分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇二見委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。

午後4時6分散会

平成28年 3月11日(金曜日)

午後 1 時 3 分再開

出席委員(8人)

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 二 見 康 之 |
| 副 委 員 長 | 河 野 哲 也 |
| 委 員 | 蓬 原 正 三 |
| 委 員 | 横 田 照 夫 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 野 崎 幸 士 |
| 委 員 | 高 橋 透 |
| 委 員 | 西 村 賢 |

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

| | |
|---------------|---------|
| 総 務 課 主 幹 | 河 野 剛 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 沼 口 恭一郎 |

○二見委員長 委員会を再開いたします。

協議に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

本日で東日本大震災発生から丸5年が経過いたしました。

そこで、委員会として、震災で亡くなられた方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いします。黙祷。

〔起立、黙祷〕

○二見委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、協議に入ります。

まず、発言訂正についてでございます。

机上に配付しております資料をごらんくださ

い。3月9日午後の当常任委員会において、蓬原委員から県営住宅の入居率に関する質疑があり、建築住宅課長より、通常空き家は223戸で、空き家率は2.48%であるとの答弁がありました。

このことについて、正しくは通常空き家は551戸で、空き家率は6.12%である旨、建築住宅課長より発言訂正の申し出があり、許可しましたので御報告いたします。

次に、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含めて御意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、採決に移ります。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第8号から第10号、第12号、第13号、第21号、第27号、第31号、第34号、第35号、第41号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外11件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 5 分休憩

午後 1 時 11 分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長　それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長　御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長　以上で委員会を終了いたします。

午後1時11分閉会